

カラス事件

高橋 安光

正義は自由と同様に失なわれてはじめて強く求められるものだ。かつてアラゴンが発表した『レアリスト詩人ユゴ』という小論中に引用されていたユゴの少年時代の体験はその真实性を端的に示すものである。

「一八一八年か一九年の夏の或る日、正午頃、私はバリの裁判所前の広場を通っていた。そこに一本の柱を囲んで人ばかりがあった。近寄ってみると、その柱に一人の人間が首に鉄輪をはめられ頭には札をはられて縛りつけられている、それは若い女か小娘であった。彼女の足許には燃えさかる炭火を一杯入れた火桶が置かれ、木の柄がついた鉄が投げこまれて真赤に焼けており、群衆は満足そうであった。この女の罪は法律的に言えば奉公人の窃盗というもので、俗な表現を使えばちよろまかしである。正午の鐘が鳴ると、突然、一人の男が女の背後からそっと処刑台に上った。私は女の粗末な毛織の上衣の背に紐でむすんだ裂け目があることに前から気付いていたが、男は素早くその紐をといて上衣を開き、女の背中を腰まであげ、火桶の中から取り出した鉄をそのむき出しの肩に当てた、深く押しつけるように。執行人の拳と鉄は白い煙で見えなくなる。四十年以上たった今日でも私はまだ受刑者の怖ろしい叫び声を耳許に聞くし、これからも常に心のうちに聞くであろう。私にとって彼女は盗人とはいえ殉教者であったのだ。当時

十六才の私は法の不当な働きとあくまで闘おうと決心しながら其処を立去った。⁽¹⁾

私たちが少年の頃に読みかじつた『噫無情』や『巖窟王』の印象を単なる感傷以上のものとして再び受けとめはじめたのは戦争を経て身近かに感ずる機会をもつようになった真昼の暗黒の諸事件からである。一般に正義の受難の歴史は社会の進歩のそれに一致すると言われるが、そこにはどれほど多くの不正義が歴史の眼から見落されていることであろう。私がここで十八世紀のフランスに起つた一つの事件を取り上げるに際して少からず躊躇するのは、それがあまりにも有名な事件だという理由からである。本邦にはまだ充分な紹介がおこなわれていないだけのことだ。一九六一年はその事件が発生してから二百年目にあたるためか欧米では若干の注目すべき新研究が発表されている。遅まき乍らこの辺で新教徒迫害の典型とも称すべきカラス事件に関する諸問題および研究の跡をたどってみようというのが本論のテーマである。また反面には、十年ほど前に『日本評論』という雑誌に載せた「カラス事件」という杜撰な拙文の責めをつぐまないたいとの殊勝な下心もはたらいっているのだ。なぜならば、その拙論は事件そのものにはたいする考証もなければ歴史的社会的考察もない浅薄な紹介にすぎず、事件にたいする獵奇的関心と公式的寛容論の容易な結合に他ならなかったからである。それ以来私なりに心がけてきた資料蒐集がもちろん不完全ではあるが以前の誤謬や不満の一端を是正補足しうるのはないかと思えるほどになったのである。それには、こんな論文に引き合いに出されて御当人には迷惑千万にちがいないが、ジュネーヴのヴォルテル研究所長ベスターマン氏の教示、カラス事件の発生地であるツールーズの図書館長ムジュレ氏、同県古文書館長ブラキエール氏、同地方教育文献センターのルドネ氏、等の好意によるところが多かったことを銘記したい。

最近イギリスから出版されたエドナ・ニコソン女史の『ヴォルテールとカラス事件』⁽²⁾という研究の表題にも示されているように、カラス事件の立役者はフェルネーの長老ヴォルテールであった。彼が登場しなかったならば所謂カラス事件は存在しえなかったとさえ言われているのである。だが当然のことながら彼のまわりには多数の有力な共演者があったことを強調しなければならない。

「残酷で無智者や恥知らずの金持たちの犠牲となった弱者の痛ましいすすりなき、証拠もない或いは架空の犯罪を口実として乱暴にも無制限に加えられる怖ろしい苛責、不確かな罪をうたがわれた不幸な者にたいする残酷きわまる科刑によって一層深まっていく牢獄の惨状——すべてのこうした痛ましい慣行は人間精神の諸潮流を指導する任にある裁判官たちの注意をよびおこさないわけにはいかなくなっていくようだ」(『犯罪と刑罰』序文、風早訳、岩波文庫版)と述べるベックリアーも国外からの強力なヴォルテール支持者の一人であったのだ。またヴォルテールとの文通から見ても彼に協力あるいは声援を送ることを惜まなかった人々の数は多く、語呂合せに因縁をもたせるわけではないが、カラスの頭文字シーにつづくディーではじまる支持者だけ考えても、ダミラヴィル、ダルジャンタル、ダルジャンス、ダゲッソー、ダルジャンソン、ダランベール、デイドロ等の名前を挙げうるほどである。

再びユゴーを持ち出すが、彼はヴォルテール死後百年祭にあたる一八七八年の五月三十日バリで『ヴォルテールについて』という演説をおこなったが、その中でつぎのように述べている。

「諸君、大革命以前の社会構造はこうだったので、民衆を土台とし、民衆の上には僧侶によって代表される宗教があり、宗教のかたわらには法官によって代表される正義があったのです。では当時の人間社会における民衆とは何

であったでしょうか。それは無智でした。宗教とは何であったでしょうか。それは不寛容でした。では正義とは何であったでしょうか。それは不正義でした。私の言葉が誇張であるかどうかは、諸君が御判断下さい。これから私は二つの事実しかも決定的事実の引用だけをしたいと思つてゐるのです。⁽³⁾

ここでエゴが引用した二つの事実とは他ならぬカラス事件とラ・バル事件である。両方ともヴォルテールを筆頭に当時のフィロゾフたちが介入したことによつて今日に伝えられる迫害事件である。ドレフュス事件、オダン事件、等によつて歴史が学びとつてきたことは、『權利の闘争』の著者が喝破したように、個人の權利の侵害は万人のものであるといふ共感をたえず確認しつづけていかねばならないことである。こうした見地から拙論が目指す所は、無実のプロテスタント一家に殺人の罪を被せたツールズの狂信をめぐつて十八世紀後半のフランスにおける思想的社会的様相とりわけ正義と寛容の歴史的問題点を検討することにあるのである。

第一章 事件と背景

一七六一年一〇月一二日の夕方、二十才ばかりになる一人の青年がツールズの町へ入つてきた。彼の名はゴベール・ラヴェス、彼の父はプロテスタントで信望ある弁護士、ゴベールはその三男坊である。彼はボルドーで水先案内術を習得し、海外へ出かけるに先立ち両親の許へ暇乞いに帰つてきたのである。だが生憎と両親はツールズの実家にいなかった。というのも、六一年の夏は例年にならぬ猛暑に見舞われたので多くの家庭では夏休みを延長して避暑をつづけており、ゴベールの両親もカラマンに逗留中だったからである。ツールズからカラマンまではかなりの道程

があるので仕方なくゴベールは父の友人であるカザンという人の家に泊めてもらった。

翌十三日は朝からの土砂降りりで気温も急激に低下していた。両親の滞在地カラマンに赴くには馬を借りる以外にないと思つたゴベールは貸馬探しに町へ出た。その途中で立寄つたのが彼と同じ年頃の友人ピエール・カラスの家すなわちツールーズの中心部に近い商業区であるフィラチエ街（現在のツールーズのファラオン通りに面する一角）一六番地にある衣料店である。それは主として婦人服や装飾用のモスリンおよびキャラコを扱う専門店であつた。店の主人ジャン・カラスは六八才になる新教徒で勤勉実直と評判の持主、お得意先には大司教もいるほどの信用を博している。彼は息子の友人であるゴベールに夕食を共にするようすすめる。ゴベールはまだ馬も見つからず雲行きもあやしいので一応その招待を受けることにして店にいたジャンの次男ピエールと一緒に馬を探しに再び町へ出た。ゴベールがカラス家にもどつてきた時は日もすっかり暮れていたのである。

カラス家の二階にある食堂で夕食がはじまつたのは午後七時半、食卓に着いたのはカラス夫妻、長男マルク、次男ピエール、客のゴベール・ラヴェスの五人である。他に当家へ二五年も奉公している四五才の女中ジャンヌ・ヴィギエルが食堂と調理場（同じ二階にあつて道路に面していた）の間をいそがしく往復していた。ここで断つておかねばならないのは、女中のジャンヌを除いては居合わせた者すべてが新教徒であつたこと、というよりは、当時新教徒は女中や下男に旧教徒しか傭うことができないことになつていたことである。夫より十八才年下のカラス夫人アンヌ・ローズ・カピベルは名門モンテスキュー家の出身であるが亡命新教徒の娘としてイギリスに生れてゐる。夫婦そろつて熱心なプロテスタントである。彼らには六人の子供があり、ここに居合わせなかつた子供たちについて一言するな

らば、三男ルイは女中の感化でカトリックに改宗しツールズの他の店で働いていたし、四男ドナはニームへ徒弟奉公に行っている。他にロギーヌとナネットという二人の娘がいるが、彼女らはたまたま一・二週間の泊りがけて田舎の親戚へ出かけて留守であった。

食卓での会話は最近おこなわれた町役所の改造であるとか長男マルクが関心をもつ古代建築様式についての話などで格別興味のある内容ではなかった。次男ピエールは怠屈そうだ。そのうちにマルクが黙って席を立った。彼は調理場を通る時に女中のジャンヌから「風邪でもひいたの」と言葉をかけられると「寒いどころか焼けそうに熱いんだ」と言い残したまま出て行った。マルクを除く四人は食事が終ると応接室の方へ移り、食後のコーヒーをすゝりながらまた暫く話しこんだ。ピエールは居眠りをはじめている。もっぱら老夫婦と青年ゴベールの間に四方八方話がつづけられた。

ゴベールがそろ／＼辞去しようと思ひ立った時は九時半近くであった。母親にゆり起こされたピエールは燭台を持ってゴベールを案内するために先に立った。階段を降りてきたピエールがふと見ると同家の横の路地に面した扉が開いている。食事時にはいつも家の入口を閉めて置く習慣であったから、不審に思ったピエールは廊下を通して表の店の方に廻ったが、店の扉はちゃんと閉まっている。だが念のために店に直結する倉庫へ近づいてみた。店と倉とは観音開きの扉で接していた。ところがその扉が少しばかり内側に向かって開いているのだ。ピエールは燭台をかざして内部を照し出してみても驚いた。その扉のところにシャツとズボン姿の長兄マルクの体がぶら下がっているのだ。ピエールの叫び声を聞いてゴベールが引き返し、つづいて階上から父親ジャンも降りてきた。気丈なジャンは長男の体を

抱きかかえるようにして首から紐をはずして床の上におろし、うるたえるビエルに近所の外科医カモワールを呼びに行かせ、ゴベールにはカザン（ラヴニスおよびカラス両家に共通の友人であった）に連絡を頼んだ。そこにただならぬ様子を感じ取った夫人が降りてきた。最初は彼女の衝撃を思つてゴベールが階段の途中から二階に引き返させさせたが、ゴベールが居なくなると、たまらなくなつて降りてきたのである。妻の顔を見ると流石に気の強いジャンも絶望の叫びを発せずにはいられた。だが床の上に横たわる長男の姿や傍にきちんとたたんで置いてある彼の上衣を目にした母親はよもやマルクが完全に息絶えているなどとは信じず、医者が馳けつけるまで彼の頬を両手で一生懸命こすりつづけていたのである。

外科医カモワールの所へ飛んだビエルは助手ゴルス（或いはゴス）を連れて直ぐにもどつてきた。ゴルスはマルクの脈をとり、体が冷めたことを確認し、彼の首からネクタイをはずし、紐でつけられた黒いアザを発見し、絞首あるいは縊首による死亡と診断した。そうこうしているところへ二階の調理場から後片付けをやつていたジャンヌが降りてきて叫びは一層大きくなる。近所の人や通りがかりの者が集つてくる。ゴベールがカザンの所へ急を知らせ、その足で町役所（フィラチエ街から大して遠くではなかつた）に連絡してもどつた頃には、店先は黒山の人であつた。また彼の連絡より先に事件を知つた町役人が多勢の兵卒を連れてすでにやつてきているのだ。ゴベールは理由を述べた店内に入れてもらった。そこでは町役人のダビとブリーブが取り調べ中であつた。とりわけダビ・ド・ポドリーグは当時町役所における刑事事件の担当者であつたのだ。彼は一応調査をすませると部下にマルクの死体を町役所へ運ぶよう命令し、一家の人々すなわちカラス夫妻と次男ビエルと女中ジャンヌそれにゴベールとカザンを加え町役所

まで同行するよう要求した。単なる参考人として出頭するのだと思ひこんでいた彼ら、特にピエールは、夜も更けているから帰りのためと思つて燭台を取りに戻ろうとしたが、町役人から軽く斥けられてしまった。その晩のうちに帰宅を許されたのはカザン一人である。

以上が事件発端のあらましである。しかもこれらの事象はカラス有罪派も無罪派も異説を唱えていない事柄だけに過ぎられている。勿論ここに羅列された事実だけから事件の核心すなわち犯人は誰かという問題を提起することはきわめて困難であろうが、仮りにこれが知りうる事実のすべてであるとすれば、そこからは二つの結論が生れてくるであろう。第一は犯人はマルク自身であること、第二は外部からの侵入者による犯行である。一般の常識としては第一の可能性が強く考えられたはずである。ところが実際カラス一家が町役所で最初に申し立てたのは他殺説であった。

これは犯人の見当もつきかねた当時の情況からすれば自縄自縛の言い分でしかなかった。後に彼らが前言を取り消してマルクの自殺を主張するに到った時はすでに事態は取り返しのかねぬほどに悪化していたのだ。それはもはや当局者たちの眼には殺人と偽証という二重の犯罪としか映じなかった。しかればカラス家の人々は何故はじめ他殺を主張したのであるか。そこで考慮されなければならないのが当時自殺者に加えられた不名誉な仕打ちである。ツールーズだけにかぎられたことではなかったが、自殺はカトリック教会法の影響から重大な犯罪行為とみなされていたため、自殺者は裸で箕の子に逆様にしばりつけられ、町中を引きまわされた揚句、郊外に掘られた浅い穴に棄てられることになっていたのだ。この不名誉を他殺の主張によって避けようと考へたであろうことは咄嗟の情の動きとして止むを

えなかったとしても、あまりにも樂觀的な態度であつた。一晚を町役所の牢で過ごしてもまだ彼らは自分たちが被告の立場におかれていることに気づかなかつたようである。だが外ではどんな噂が流されていたか。それは彼らが想像もしなかつたであろう事柄である。すなわち新教徒の一家が息子の改宗を喰ひ止めるために刺客を招いて殺害したというのだ。すでに町役人がカラスの店先にいた時から群集の中からそうした声があげられていたし、それはダビの耳に決定的なひびきを以て聞こえていたはずだ。一体いかなる事態がそうした風説を生んだのであろうか。これをその場かぎりに起つた群集心理と単簡に理由づけることが果して許されるであらうか。たとえば関東大震災時における朝鮮人暴動の噂ひとつ取り上げてみても明瞭であらう。このデマゴジーの根源を探るためにはラングドックの中心地ツールーズが当時おかれていた歴史的社会的条件を考察してみなければなるまい。

フランス最古の都市の一つに挙げられるツールーズの起源に関しては、イベリヤ人によって創られたとか、土着のゴール人によって建てられたとか、或いは征服民族のテクトサージュによって築かれたとか、またローマの植民地として生れたとか、諸説紛々であるが、ヨーロッパ中世社会がほぼ安定期に入る十二世紀以降からのツールーズについてはかなり詳細な文献が残されているのだ。これらの資料を網羅したデュ・メージュの『ツールーズにおける諸制度の歴史』(二八四四)は郷土史家にありがちな偏狭な郷土愛にみちた著作であるが、それだけにかえてツールーズがたえず中央権力に対抗しつつ自由都市の特権を守りつづけた歴史的過程を一層よく物語ってくれる。とりわけ町役所の特権的性格はカラス事件における町役人ダビが果した重要な役割を理解する上に見逃すことができないものだ。

「ローマ時代から維持されてきた自由都市の権力はこの頃とりわけツールーズにおいて一種の独立心のようなものを保っていたし、それは決して破られることはなかった。この感情のうちには完全なる国民性が存在し、それが発現するためには祖国を救うに恰好な機会と必要を待つのみであった。制定法はツールーズにおいて認められていた唯一の法律であって、この町の慣習法といえどもそれに違反することはできなかった。町の司法官にえらばれることは最高の名誉であり、これ以上に高貴な、偉大な、尊敬に値することはなかったようである。したがって町のすべての古い家柄の人々は執政府すなわち町役所に地位を得るといふ榮譽を争って求めたのである」⁽⁴⁾。

十九世紀も半ばに到って得意氣にこうした言辞を誇るデュ・メージュという人物の存在からしても、ツールーズ町役所および町役人の権限が中世はおろか十八世紀にあっても異常に強大であったことは容易に想像されうるであろう。だがデュ・メージュは今日ではツールーズの郷土資料の集成にいささか功績を認められる以外は俗物として黙殺されているはずである。その理由の一端をあげるならば、彼はカラス事件に關していかかわしいカラス有罪の論拠を提示しているのだ。デュ・メージュがなんの実証性もなしに引用している伝聞の内容とはつぎのようなものだ、或る晩カラス家の向い側に住んでいた若い男が恋人のカラス姉妹のいずれかの部屋にしのびこんでいた時、たまたま彼女の父ジャン・カラスが誰かと連れ立ってその部屋に入ってきたので、男はあわててベッドの下に隠れると、その二人は長男マルクを殺害する下相談をやっていた、というのである。姉妹に振られた男が逆恨みからでっちあげた作り話であるというのならば筋も通っているが、これを以てカラスの有罪の証拠と主張するにいたっては破廉恥きわまる中傷である。したがってデュ・メージュからの引用はよほどの留保条件を附した上でおこなわれなければならないの

だ。

シエイエス師も『第三身分とは何ぞや』において貴族相互間の分裂に言及した個所で「實際ラングドックにおいて小貴族が大貴族による貴族政治に反抗していかに立ち上がったかを考えてみよ⁽⁵⁾」と述べているように、左右新旧のいづれを問わずランドック地方人の戦鬪的性情は歴史的なもののものであった。その前例を近くに求めるならば十八世紀初期のカミサールの反乱を挙げうるし、古くに求めるならば十二・三世紀のアルビジョワの反抗を挙げることができよう。アルビジョワとはマニ教の影響を受けて南部フランス一帯にひろまった異教徒にたいする総称であり、別名ヴォドワとかカタルとも呼ばれた。彼らが奉じた厳格な敬虔主義は俗権と結託したローマン・カトリシズムの権威に真向から対立するものであった。この宗教運動の創始者はビエール・ド・ブリュイおよび彼の弟子アンリやピエール・モランであったとされているが、それはまず農村地帯から出発して急速な勢いで都市にまで拡がっていった。この異教を抑圧するために法皇から派遣された布教師や使節団はかえって追放され迫害されたほどである。遂に一二〇五年法皇インノケント三世はフランス王フィリップ・オーギュスト並びに皇太子ルイに書を送ってアルビジョワ弾圧を要請したのである。

「貴下が天より賜った権力を行使され、南仏の諸公をして異教徒の財産を没収せしめ、彼らを自己の領地より放逐することを拒否する領主には同様の罰を下したまえ⁽⁶⁾」

これがフランスにおける本格的宗教裁判の嚆矢とされている。この間の歴史的事情を少しく立ち入って紹介するために『ジャン・カラスと彼の家族』(一八五八)の著者として有名なアタナーズ・コクレル・フィスの「ツールーズの

宗教の歴史についての瞥見」という上掲書の序文から若干の引用をこころみよう。

「一一七七年、レーモン伯五世（ツールーズ伯）はローマ教会に加担を宣言し、法皇とフランス国王ならびにイギリス国王に異教対策の援助を要請した。ツールーズ伯とベジエ準伯との間に闘争が起こり、一一八一年には、アルバノ司教でもあったアンリ枢機卿が第一回の十字軍を訴えた、それも聖地ではなくフランス国内で、しかもサラセンの異教ではなくフランス人にしてキリスト教徒である異教徒にたいする十字軍であったのだ。《南仏におけるカタル教会の中心はツールーズにあった》と、カタル教会の歴史をやっているストラスブルのシュミット教授は述べている。レーモン伯六世は父親のような迫害者とは逆に反抗派の頭領になったのだ。一二〇八年、インノケント三世は第二回の十字軍を訴えさせた。その指揮をとったのがシモン・ド・モンフォールであり、やがてツールーズは外部との交通を断られた。」

「この町が降伏したのは一二一四年である。その翌年、フィリップ・オーギュストは残存するツールーズの異教徒をやっつけるために息子のルイを軍隊と一緒に送った。法皇は、レーモン六世と彼の息子が個人として出席したラトランの会議（一二一五）で、レーモン六世らの領地すなわちツールーズの町および伯爵領、ナルボンヌ公爵領、カルカソンヌ並びにベジエ準伯爵領を、シモン・ド・モンフォールに与えてしまったのだ。このような行為は新しい戦争の烽火でしかありえなかった。一二一六年、ツールーズはシモンによって包囲され、レーモン六世によって解放されたが、再び包囲され、一時息がつけたのはモンフォールが死んだ時である。彼はツールーズの城壁の下で殺された。さらにツールーズは皇太子ルイによって四五日間包囲されたが、効を奏せず、後に国王となったルイをしてパリの高等

法院で第三回の十字軍（一二二六）を宣布せしめたのだ。異教徒を改宗させるためにやって来た聖アントワヌ・ド・パドゥは多数の異教徒を火刑に処した、遂に一二二九年、レーモン伯七世はバリのノートルダム寺院で赦罪を乞い、ツールーズは降伏した。

北仏の諸侯から成る十字軍を迎え撃った親子二代にわたるツールーズ伯レーモン家の抵抗は封建大領主の意地と面子にかかわるものであったかも知れぬが、この頑強な異教の地に十八世紀の宗教裁判とも称すべきカラス事件が生れることは歴史の皮肉とも申すべきであろう。だがこの比較はあまりにも時代はなれがしている。むしろツールーズをして決定的にカトリックの牙城たらしめるにいたった十六世紀後半の宗教戦争時代に眼を転ずべきであろう。

新興ブルジョワジーを背景として擡頭しつつあったユグノーの勢力はツールーズのような大都会に住むカトリックにとつては殊更の脅威と映じていた。一五六二年五月一七日ツールーズに勃発した旧教徒による新教徒殺戮は好戦的な土地柄だけに苛烈をきわめたものであった。これはバリのサン・バルテルミーの大虐殺に先き立つこと十年前の出来事である。事の起りは、新教徒が一人の婦人の葬儀を行なっていると、何人かの旧教徒が、その婦人はカトリック教会に属していた、と訴えて、葬列を襲って彼女の遺体を奪い去ったことにはじまったのだ。カトリックの一司祭によって警鐘が乱打されるや、ツールーズはたちまち新旧両市民の闘争の町に交ってしまった。多勢に無勢のユグノーはやむをえず町役所になてこもり、そこに備えてあった大砲を利用しようとした。そこで利あらずとみた旧教徒は新教徒に和睦を申し入れた。妥協が成立し、武器を放棄した新教徒たちが安心して町役所から退去するや、武装して待ちかまえていた旧教徒の襲撃を受け、そのほとんどが殺害されてしまったのだ。これによってツールーズが蒙った商

工業上の損失もまた決定的であつたはずだ。にもかかわらずツールーズ高等法院はこの日を解放記念日に指定し、以後毎年五月一七日には全町民を動員するカトリックの示威行進がおこなわれてきたのである。カラス裁判は一七六一年から六二年にわたるが、一七六二年はこの年中行事の二百回目にあつていたので。この偶然の符合が必然の結果を生んだのである。幾度か中央政府より行事の禁止を勧告されながらも頑として応じなかつたツールーズの旧教徒たちが二百年祭を目前にひかえてカラス事件をどのような眼でうかがつていたかは容易に想像されうるであろう。

だがこのカトリックの制圧も一五六二年の虐殺によつて突如として出現したものではない。例のアルピジヨワの反乱時からすでにその基盤は準備されていたのだ。さきに引用したアタナーズ・コクレル・フィスの説によるならば、「十字軍時代にツールーズには苦行会団ペニテントが生れていた。聖ドミニックの親友で後に僧侶となりツールーズの司教になつた著名な吟遊詩人フルク・ド・マルセーユがそれらの組織の最初のものを創つたのは一二〇九年から一二二二年にかけてである。それがイタリヤで聖ポナパンチュールによつて模倣されたのは一二七〇年になってからだ。われわれはカラス事件当時それらの四団体を見出すことになるが、そのうちでもっとも古い団体がカラスの破滅に大きな忌まわしい役割をもつことを知るであらう。」

このカトリックの権勢はただに宗教界のみならず俗権界をも席捲していたのである。やはりコクレルからの孫引きであるが、ツールーズ高等法院の首席裁判長グラモンはつぎのように述べているのだ。

「これ以上の厳格さを以て異教に対して武装せる法律を有する所はない、それ故にツールーズはフランスの諸都市を敵にまわそうとも独力で異教の汚れから守られている、なぜならば、そのカトリックの信仰に疑いがあれば、何人

もブルジョワジーに迎え容れられないからである。」(『ゴールの歴史』第一三卷、一六四三年)

ところでカラス事件当時のフランス各地におけるプロテスタントの数はどれくらいであったろうか。エヌ・ウエイ
ス氏の集計⁽⁸⁾によれば以下のごとくになる。

〔一七六〇年におけるフランスの若干の地方のプロテスタントの内訳数〕

(一) 牧師たちによって登記されていた新教徒

オート・ノルマンデー	四、三九五
オー・ボワツ	一八、七五二
バ・ボワツ	四、〇三三
サントンジユ	一四、五二五
アングモワ	三、九九八
ペリゴール	三〇、〇〇〇
アジュノワ	四〇、〇〇〇
ベアルノワ	一六、〇〇〇
オー・ラングドック(の一部)	一一、三七四
オート・セヴェンヌ	一七、四〇九
パス・セヴェンヌ	三六、〇〇〇

ルエルグ 一六

ヴィヴァレ及びヴェレ 五〇、〇〇〇

ドフィネ 七六、〇〇〇

プロヴァンス 六、八四八

計 三三七、三〇七

(二) 牧師や古老の報告にもとずいて推計された新教徒の最低数、

上記の数にふくまれないオー・ラングドックの若干の町 一〇、〇〇〇

上記の数にふくまれないオート・セヴェンヌの三地域 一四、〇〇〇

ドフィネの上記の数にふくまれないグルノーブル、ドランジエ等 一六、〇〇〇

モンペリエ、ニーム、ユゼの三地域 一〇〇、〇〇〇

計 一四〇、〇〇〇

(三) 多少とも数が分っていた新教徒

バリ及びビル・ド・フランス 六〇、〇〇〇

ピカルデー 一〇、〇〇〇

シャンパーニュ 一、〇〇〇

バス・ノルマンデー 四、〇〇〇

プルターニユ
 オルレアノワ
 プレゾワ
 ベルリ
 ツーレーヌ
 ソミユロワ
 イル・ド・レ及びビル・ドルロン
 ペイ・ドニ
 ロシエロワ
 ブルドゥロワ
 バザドワ
 ケルシー
 モントーバン
 リオン及びリオノワ
 ロレーヌ
 フランドル・フランセーズ

.....四、〇〇〇
六、〇〇〇
一、〇〇〇
一、〇〇〇
一、〇〇〇
一、〇〇〇
一、〇〇〇
三、〇〇〇
一、〇〇〇
四、〇〇〇
四、〇〇〇
六、〇〇〇
三、〇〇〇
六、〇〇〇
六、〇〇〇
五、〇〇〇
五、〇〇〇
六、〇〇〇
五、〇〇〇
二、〇〇〇
一、〇〇〇

(一)、(二)、(三)の総計

計 一一六、〇〇〇

.....五九三、二八〇

この資料によればラングドック一般では二万人を少々超える程度であるが、(一)のヴィヴァレ及びヴェレ(五〇、〇〇〇)はラングドックに属するから、やはりラングドックはセヴェンヌと並んでフランスでは新教徒の数が比較的多い地方であったとみなされるであろう。

この問題をツールーズという都市に限定して考えてみよう。プリンストン大学の歴史学を担当するピーン氏による『カラス事件、十八世紀のツールーズにおける迫害、寛容、異端』(一九六〇)は同事件を社会史的立場から考察したものであるが、同氏の説によれば、事件当時におけるツールーズの新教徒はきわめて少数であり、二百人を越えることはなかった、そのうち法律を職としていたユグノーが一〇乃至一二名、カラスのような大商人は五〇名、他はより低い階層にあって主に捏粉食品製造業を営んでいた。⁽⁹⁾ピーン氏が挙げている二百人という数はおそらく家長だけを単位としたものであろうが、いずれにしてもツールーズの総人口からすれば非常に少数であったことだけは確かである。しかしナント勅令廃止以来フランスにおけるプロテスタントは公職はもちろん食料品や薬品を扱う商売につきことも禁じられていたことを考えるならば、ツールーズの新教徒政策は意外に寛大であったと言わなければなるまい。ピーン氏はこの寛大さを無関心による寛容と名づけ、信条からの寛容に對置させている。氏の区別が寛容の本質的あるいは歴史的問題といかなる関連をもつかは別としても、たしかに当時のツールーズにおける新教徒と旧教徒の關係は個人的領域にあってはかなり交友的であったのだ。なぜならば、マルクについてこんなエピソードが伝えられているか

らである。

一七六〇年の或る日、マルクが近所に住むジャン・ベルトランと一緒にブルボンヌ通りを歩いていた時、臨終時に拝領する聖体が運ばれてきた。旧教徒のベルトランは当然ひざまずいたが、マルクが新教徒であることに敬意を表し、気にかけないようにとマルクに告げた。ところが驚いたことにマルクもひざまずいたのである。マルクの友人で建築家のジャン・ピエールも同様の経験をしている。

これは新旧両派が相互に自分たちの信念を強制し合わなかった証左である。だがひとたび事態一変するや同一の事実もまったく異なった眼で見られるようになる。すなわちマルクのそうした謙虚な態度こそ彼がひそかにカトリックに改宗を望んでいた証拠であると解釈されるのである。ピーン氏が言う無関心による寛容は一体いかなる動機から迫害へと変わって行ったのであろうか。氏がその最大の要因としてあげているのは所謂七年戦争である。一七五六年に始まったこの戦争はフランスにとって二重の戦争すなわちプロシヤによるヨーロッパ列強間の勢力均衡破壊にたいする防衛戦とイギリスにたいする海外植民地争奪戦であった。しかも新興国プロシヤはユグノーの国であり、イギリスもま

たカトリックの国ではない。戦争が永びくにつれてフランス国内の経済的社会的不安は増大していった。もちろんツールーズとて例外ではない。ピーン氏はその経済的不安の尺度として当時のツールーズにおける小麦一スチエの値段の変動をあげている。⁽¹⁾

1755年 6L. 10S.
1756 " 9L.
1757 " 10L. 2S.
1758 " 9L. 17S.
1759 " 14L. 2S.
1760 " 13L. 14S.
1761 " 12L. 3S.
1762 " 8L. 15S.

カラス事件

この記録は新小麦が出廻る時期のものであるか小売値か市場価格か等々の

問題をふくんでいるが、ともかく七年戦争の影響は歴然としている。カラス事件が起った一七六一年はそれらの不幸な最後の年にあたっていたわけである。またピーン氏はツールーズの編年史家ピエール・バルテスの一七五九年末の日記を引用する。

「すべての面で悲惨である……戦争はまだつづいているし、商業はまったく破壊され、職人たちは小麦、葡萄、黍等あらゆる農産物の不作による生活必需品すべての欠乏と高騰のために何もすることができず、惨めに死んでいる。」⁽¹²⁾

戦争と凶作による社会不安の中に陥ったツールーズ市民の多くが二世紀を逆行して内戦時代の疑心暗鬼の状態に戻ったとしてもさほど不思議ではあるまい。この世相から何が起ろうとしているかを早くから予想し警戒していた一人に新教の牧師ポール・ラボールがあった。七年戦争第二年目の一七五七年にダミアンという男によるルイ十五世傷害事件が起こった。この犯行の動機については精神錯乱からの発作的なものとみなす説と国民一般の不満の現れとみなす説とあって未だに不明であるが、ダミアンが新教徒とはならん関係のない人物であったことは確実である。にもかかわらずラボールはつぎのようなパンフレットを発表したのだ。

『国王の神聖なる玉体に加えられた危害に際してラングドックの新教徒に宛てた書簡』(一七五七)⁽¹³⁾

この手紙は新教徒宛ての形式をとりながら内実は事件に新教徒が無関係であることを弁明したのである。これを裏返して言えば、どれほどかけはなれた動機からでも新教徒弾圧が誘発されかねない世相であったということになる。そこでラボールはフランスの新教徒がいかに恭順な臣下であるかと強調する。

「わが親愛なる兄弟たちよ、諸君がこの不吉な出来事を知ってとらえられた驚きと怖れと悩みこそ諸君の心情の弁

明であり、諸君が養育されたところの道義でもある。諸君は聖書の清純な源泉にしたりつつ幼少の頃からつぎのことを教えこまれてきた、国王は神の生ける姿である、国王の権威は神そのものに由来するが故に尊ばれるべきである、国王への反抗は神が樹立したもうた秩序にたいする反抗である、それを犯す者は自ら死を招くものである、したがって、罰への怖れからのみならず良心の動機からも国王に服従すべきである、諸君の第一の義務が神のものを神に返すことであれば、第二の義務はシーザーのものをシーザーに返すことである、と。しかるが故に、善良なるプロテスタントの義務は神を畏れ国王を敬うことである。⁽¹⁴⁾

ダミアンは現場で逮捕され、パリーのグレーヴ広場で四裂刑に処せられたが、ラポーは同胞の新教徒を迫害から守るためにこの憐れな罪人に思い切った呪咀をあげせかける。

「われわれの苦惱と恐怖をひきおこした呪うべき犯人が葬り去られんことを！ その憎むべき共犯者が発見され、当然の罰を受けんことを！」⁽¹⁵⁾

ラポーはダミアンに共犯者がなかったことを知っていたのであろうか、或いは知らなかったのであろうか、いずれにせよ、「憎むべき共犯者を探せ」とは捨身の発言である。

「君主にたいする忠誠については、われわれはもつとも熱烈なる同胞ともたえず競い合っていていくであろう。われわれはあたうかぎり善良なフランス人である。名門ブルボン家はわれわれにとっていかなるフランス人にも劣らず親愛にして尊敬すべきものである。われわれの先祖がそのもつとも強力な支持者であったことは周知の事実である。彼らの血はわれわれの血管の中を流れている。われわれは親愛なるルイのために身を捧げようとしているのだ。」⁽¹⁶⁾

当時砂漠の教会（教会をもつことを許されなかったフランスの新教徒たちの秘密の集りを言う）の戦闘的指導者であつたラボーの首には莫大な賞金がかけられていたのである。したがって一見追従的にもみえる表現が果してラボーの本心からであつたかどうかは問題であるし、また彼の危惧が決して杞憂でなかつたことは歴史が証明したとおりである。ラボーの懸命な努力も時代が要求した犠牲を救うことはできなかった。それはまずカラス事件が起るより丁度一カ月前にロシエット及びグルニエ兄弟の事件となつて現れたのである。

一七六一年九月一三日の夜半、モントーバンの近在にあるコサードという寒村で一人の男が夜盗の嫌疑で警戒中の武装巡邏兵に捕えられた。取り調べの結果、この男は新教の牧師フランソワ・ロシエットであることが判明し、しかも彼の懐中から新教徒の秘密の結婚式（当時は新教徒の牧師による結婚式は禁止されていた）に関連した人々の名簿が発見された。ロシエットは重罪人としてモントーバンからツールーズに護送される。彼の死刑は到底まぬがれないところであつた。ここにおいて新教徒たちがロシエットの奪還を企図しているという噂が起つた。旧教徒の民兵や官兵は到る所に屯して敵の幻影を見つけようと構えた。たまたまこの警戒網にひっかかつたのがグルニエという三兄弟である。彼らがロシエットを救い出すためにやつて来たのかどうかは不明であるが、彼らが若干の軽い武器を所持していたことが致命的であつたのだ。それはおそらく気負ひ立っている旧教徒たちの襲撃から身を守るためか或いは単に盗賊の襲撃に備えるための最少限の道具にすぎなかつたのである。この程度の武装でロシエットを官憲の強力な手中から奪ひ返せるはずもなかつたであろう。彼らは警戒線に接したことを知るや身の危険を感じて逃げ出した。このことが一層彼らを一揆の者とみなさせる結果を招いたのである。こうしてロシエット及びグルニエ兄弟は一七六二

年二月一八日ツールーズ高等法院で死刑を宣告され、翌日サラン広場で死刑を執行された。この処刑を目撃した或る法律学生の手紙⁽¹⁷⁾によれば、処刑を見るためにサラン広場に集った群集は六分の一もそこに入れないほど多数にのぼり、周囲の建物の窓という窓には見物人の顔が溢れ、処刑台のまわりは銃や剣をもった兵士たちで固められていた。新教徒の襲撃に備えたのである。午後二時、ロシエットの絞首刑が開始されるや、兵士たちは一斉に武器をかまえた、だ
がもちろん何事も起りようはなかった。

ピーン氏によれば、一七五〇年から七八年にかけて全ラングドックから告訴された事件のうちでツールーズ高等法院が死刑の判決を下したのは合計二三六名となっているが、時期的にみてロシエット・グルニエ事件がカラス事件への直接的誘因となったであろうことは疑えない。ここでピーン氏は注目すべき指摘をおこなっている。

「モントーバンの行動的な新教徒であったリポットはルソーとヴォルテールに援助を求める手紙を送った、だが彼が受取ったのは冷淡な返事にすぎなかった。十月に来たルソーの返事は、囚人がそれ相応の事をやらなにかぎりそのように残酷な状態におかれるとは信じられない、というのである。ルソーはリポットに神の言は国王の掟への服従を命じていることを想起させ、たとえ不正に逮捕された者でも司直の手から奪い返すことは正当化されぬ反抗であり、当局が罰するのは正しい、と意見を述べている。ヴォルテールは事件についてリシユリュウ公に意見を求めた後、自分には援助する力がない、とリポットに述べている。⁽¹⁸⁾」

あまりに皮相なルソーの見解も問題であるが、やがてカラス一家の守護者となるヴォルテールは何故ロシエット事件にしりごみしたのであろうか。これはカラス事件に取り組むにあたってヴォルテールが最初とった慎重な態度を連

想させるが、単刀直入に言えば、彼自身の言葉どおりロシエット事件は彼の手には負えなかったはずである。なぜならば、矛盾と誤謬にみちたカラス裁判とは異り単純なるが故に論理的に徹底しているかみえたロシエット事件は完全に理性の力の埒外に置かれていたからである。ここには理性を唯一の武器とするフィロゾーフが介入しうる余地が残されていなかったのだ。さらに極言すれば、この両者の態度はフランス啓蒙運動家の超えがたい限界を示すものであったと言えよう。

以上カラス事件に関連する歴史的社会的背景および動因について大まかな考察を試みたが、同事件の第一段階をしめくくるものとして町役人ダビが内務大臣サン・フロランタンに送った手紙を引用しよう。

「閣下、私はカラス氏について私が作成した調書および彼の息子マル・カントワーンの死体の状態についての報告の写しを各一部ここに同封してお送り申し上げます。調書を御覧いただければ事実はお分りでしょうが、私から事件の経過を詳しく申し上げます。

私は火曜の夜十一時半頃カラスという人の長男が殺されたことを知りました。私はただちに当該家屋の警戒を手続きし、カラス氏の店に入り、そこに長男マル・カントワーン・カラスの体が倉庫の入口の所に横たわっているのを見出しました。私はすぐにすべての入口を警戒するよう、また何人も当該家屋から離れないように命令しました。それから私は死体の状態の調査をつづけ、それを終えると、彼の父母、息子、カラス家の女中、彼らと夕食を共にしたラヴェスという青年を逮捕し、死体と共に彼らを町役所へ送り、そこで私は彼らから正式に供述書をとりました。その後、私は彼らが相互に連絡しないよう独房に入れました。私はこの種の事件を有効に追究するため以上の事を迅速且

つ強力に遂行しました。閣下、私はこうした重要な事件は閣下の許へ報告されるべきだと信じております、と申しますのは、それが国家と宗教のいづれにも関連するように思われるからであります。閣下、私は、閣下がこの状況下で現在までに私が遂行した事をお認め下され、これから私が実施すべき御命令を遂次お知らせ下さるであろう、と信じております。現在、所長は不在ですが、私が自己の職権により彼の代理をつとめております、しかし私の過去の経験から致しまして私は当然なすべきように遂行したことを疑っておりません、……

この事件において閣下に報告されないことは何も起こっておりません。閣下、この事件における私の義務にたいする熱意、閣下にたいする私の真情、私が真実に到るための如何なる手段も忽せにしなかつたことを、何卒御信用下さいませ。

心からの深き尊敬をこめて、

閣下の卑しき従順な僕、

町役人ダビ・ド・ポドリーグ。⁽¹⁹⁾

この手紙の行間にただよう不安の色を見逃すことはできません。当人は誠心誠意この事態にあつたかのようにだが、後章でふれるように、ダビがとつた処置は当時の刑法からしても非難されるべき点を有していたからだ。だがさらに重要なのは、彼がこの事件を国家と宗教に関連するとみなしていたことである。このダビの先入主が彼自身のものであると同時に時代の所有となりえたことが悲劇カラス事件の決定的要因であつたのだ。

第二章 奇妙な裁判

フランスにおいて刑法がようやく体系化されるに到ったのは一六七〇年八月である。これは一六六五年九月二五日ルイ十四世によって開かれた司法会議（弁護士と請願委員と閣僚で構成され、パリ高等法院の判事は除外された）が五年の歳月を費して制定したものであり、この会議の強力な推進者はコルベールの叔父ビュソールであった。もちろん一六七〇年に発布された刑事法令（刑事訴訟法をふくむ）は当時ラモワニオン（十八世紀の啓蒙哲学者と親密な交渉をもった大法官マルゼルブの先祖）によって烈しく批判されているように幾多の苛酷な条項を有してはいたが、それ以前の乱脈な法令に較べれば一段と改革され統一化されたものである。だがそれを実地に運用すべき裁判官たちの能力は世襲制あるいは売買制によって低下する一方であったから、各地の高等法院の判決にたいする不平は一六七〇年以後かえって昂まってきたほどだ。まして町役人の法律に関する知識や能力は知れたものである。

一六七〇年の刑事法令に照してみても町役人ダビがとった処置はまずつぎの二点において過ちを犯している、第一は調書の作成は場所を移さず即座におこなわれるべきこと、第二は令状なくして逮捕しえざること。だがサン・フロランタンへの手紙に示されているように、ダビは自分の処置を正当化しようとしているばかりか、この事件を國家と宗教にたいする反逆とみなしているのだ。そこにおいて彼は町役所と教会を結託させることを策した。『証言命書』は両者の協力の第一の現れである。これは大司教をはじめ教会に關係する聖俗の高位者によって構成される教会裁判所の承認を得て用いられる強力な武器であった。カラス事件当時たまたま大司教以下の重職者たちが不在であっ

たために証言命令書に認可を与えたのは司教代理カンボン師である。したがってこの手続き自体が教会法に違反してはいたはずだ。つぎに引用する『証言命令書』の全文は町役所と教会すなわちダビとカンボンの一味がいかなる意図を以て事件の解決を望んでいたかを如実に示している。

証言命令書

一、伝聞その他によって以下の事を知るすべての者に、マル・カントワリーヌ・カラス氏は彼が育てられたところの所謂プロテスタンティズムを放棄していたこと、彼はローマン・カトリック教会の勤めに出席していたこと、本月一日以後正式に背教行為に出ることが彼の意志であったこと、またマル・カントワリーヌからその意図を告げられたすべての者に。

二、伝聞その他によって以下の事を知るすべての者に、マル・カントワリーヌ・カラスが宗旨変えのために自家で脅迫され、虐待され、冷遇されていたこと、彼を脅した人間が、もし彼が正式に背教行為をおこなうならば、彼を処断するのは彼を脅した者に他ならない、と彼に断言したこと。

三、伝聞その他によって以下の事を知るすべての者に、異教を信ずると知られた婦人が彼女の夫にそうした脅迫をおこなうようにすすめ、彼女自身もマル・カントワリーヌを脅したこと。

四、伝聞その他によって以下の事を知るすべての者に、本月一三日の朝、ドラード教区の或る家で相談がおこなわれ、そこでマル・カントワリーヌの死刑が決定され、命令されたこと、また同じ朝何名かの人々が同家に出入するのを

見たすべての者に。

五、伝聞その他によって以下の事を知るすべての者に、同日すなわち一〇月一三日の夕方から十時までの或る時刻にこの恐るべき計画が実行され、マル・カントワヌをひざまずかせておいて不意に或いは力づくで彼を絞め殺すか、あるいは、一方は彼をくくるために他方は衣巻き棒にむすぶために二つの結びをつけた紐を使用してマル・カントワヌ・カラスが吊し或いは捻り殺されたこと。

六、「人殺し」という叫びにつづいて「ああ、神様、私が貴方に何をしたとこののです、御慈悲を」と叫ぶ声が除々に低くなり、「ああ、神様、ああ、神様」とうめくようになっていくのを聞いたすべての者に。

七、マル・カントワヌ・カラスから彼を悲しませ悩ませていた家庭での苦悩を打明けられたすべての者に。

八、一〇月一三日の夕方、この町の或る青年がポルドトから到着し、田舎の両親に会いに行こうとしたが、貸馬をやとうことができず、或る家に寄って夕食をとり、以上に述べた行動を目撃し、あるいは同意し、あるいは参加したこと、を知るすべての者に。

九、伝聞その他によって、このもっとも憎むべきたぐいの犯罪の主謀者、共犯者、実行者、参加者は誰か、を知るすべての者に。

最後に、以上の事実と情況を知りながら情報を提供しそなたすべての者に。⁽²¹⁾

ここに列举されている各条項はすでにカラス一家およびゴベール(ただし女中のことは特にふれられていない)を

犯罪者と決めつけてしまった上での証拠固めに他ならないが、とりわけ第四条はプロテスタント内部の掟による私刑ということを前提としている。これはカルヴァンの『キリストの教え』の中にある「父の權威に反抗する者は、父を敬う心が欠けるためにせよ反抗心からにせよ、すべて怪物であり、人間ではない。この理由から吾らの主は父母に従わぬ者を死におとすようわれわれに命じた」という言葉(23)をそのまま新教徒が実行したのである。こうしてコンテクストからはずされて曲解の対象とされうる言葉は聖書のうちにどれほど沢山あることであろう。それがあだかも現実の教えであるかのように受け取られた時代と社会にめぐりあわせた所にカラス事件の不幸な宿命があったのだ。こうしてポール・ラボアの危惧は現実のものとなって現れたのである。

この証言命令書がはじめて発表されたのは一〇月一八日で、それから一〇月二五日、十一月八日、十二月一三日と計四回にわたって公示された。だが最初の間は効果が一向に出てこない。そこで司教代理カンボンカンボンは単なる公示というやり方では埒があかぬと考え、破門という威嚇手段を附帯させるべきだと思立った。この脅迫によってようやく効果が現れてきたのである。というのは、カラス一家となんらかの關係をもつことを世間に知られていた人々がもはや沈黙を守りつづけることができなくなったし、そうなると、騒ぎに乗じて有象無象の登場となるのが世のならいであったからだ。それらはほとんど被告との対決に耐えられぬ無責任な証人であった。たとえば、フランソワーズ・ヴィーニュという女は、或る僧侶がカラス家の一人の女から一週間前より殺人計画がおこなわれていると或る人が聞いたのを又聞きしたのを更に聞いた、と述べている始末だし、また或る者は高等法院の或る判事の秘書がマル・カントワーズを殺したのはラヴェスであると説明するのを聞いたとか、また町役所の警士はラヴェスが人を締め殺すのは悪

いことではないと或る本で読んだと彼に述べたとか、およそ荒唐無稽な証言ばかりである。だがダビヤカンボンにしてみれば証言内容などはどうでも良かったのだ、必要なのは騒ぎがたかまっていくことであつた。

教会側の介入は証言命令書への協力だけにとどまっていなかった。被告たちが町役所の地下の独房に入れられ何度となく訊問されている間、マルクの死骸は石灰をつめて拷問部屋に置かれたままであつた。事件が発生して三週間たった時、検事ラガーヌはダビとシラク（ダビの同僚）にマルクの死体を埋葬するようにすすめた。まずこの埋葬の権利を主張して二つの教会が争つたと伝えられている。一方はカラス家があつた教区のサン・テチエンヌ教会、他方は町役所が所在した教区のツール教会である。結局はサン・テチエンヌ教会に葬られることになつたが、プロテスタントがカトリックの教会に葬られるとは一体何を意味したのであるうか。サルヴァン師はこの問題についてつぎのうに述べている。

「マルクの葬式で展開されたカトリックの盛儀、町の二つの教会で举行された葬儀、それは民衆の意見すなわち多くの町民たちの信仰への護歩とみなされねばならない。マル・カントワヌの死骸に与えられた名誉はいささか行きすぎとも言えよう、だがカラスの擁護者たちがそれに与えようと望んだほどの重要性はもっていない。」⁽²³⁾

これは決して悪意のある評言ではない。ただしそれは死者の埋葬という一般的問題の範囲にあつての話である。だが事はサルヴァン師が考えたよりもはるかに重大な意味をもっていたのだ。なぜならば、まだなんらの確証も挙げられないうちにマルクがカトリックに改宗しようとしていたこと或いは秘かに改宗していたことはこの葬儀によって決定的事実として信じられることになつたからである。これは輿論への護歩である以上に偽瞞であり挑発であつた。こ

のマルクの葬式の際に問題とされるのが、白色苦業会員の狂信的行動である。当時ラングドックには白色、青色、灰色、黒色の四苦業会が存在していた。その会員たちは眼の所だけに二つの穴をあけた長いとがり頭布を被っていた。問題の白色苦業会員の行動についてはカラス家の四男ドナの『覚書』（これは実際はヴォルテールが執筆したものであるが）の中に詳しく述べられている。

「証言命令書が發布される前であるが、私の兄マル・カントワヌは翌日（一四日）白色苦業会に入ることになっていた、という声が民衆の中から起った。すると直ぐに、町役人は私の兄をサン・テチエンヌに埋葬しよう命令した。四〇人の司祭と白色苦業会全員が葬式に参列した。それから四日後、白色苦業会員は彼らの礼拝堂で私の兄のために祭儀をおこなった。そこでは白い幕が張りめぐらされ、真中に靈柩台が立てられ、その上には外科医から借りてきた人骨が置かれていた。この人骨は一方の手に異教への背反⁽²⁴⁾という言葉が書かれた紙をもち、他方の手には殉教を象徴する棕櫚をもっていた」。

白色苦業会員の服装や行動はまるで今日のアメリカ南部における黒人排斥の白十字団のそれを連想させるものであるが、彼らをカラス事件に介入させた動機にはその狂信的性格以外に或る特殊な事情も絡^かんでいたのである。

「この信徒団の介入を説明するものはルイ・カラス（カトリックに改宗した三男）が白色苦業会の一員であったということである。あるいはルイがやったかも知れぬ自慢話からでも、彼の兄マルクが彼らの仲間にただちに迎えられると期待されたのであろう。ルイ自身この葬儀に参列した。だがそれは仲間に抗議するためであったのだ。彼は聖具室に閉じこもり、取次人を呼んで、ポケットから証印をはった文書を取り出した。そこでは、囚われの身である彼の

父の代訴人という資格を以て、白色苦業会たちがいかなる権威と根拠からマル・カントワーンヌを彼らの仲間の一人とみなすかを質し、マル・カントワーンヌの名前が記入されておるべき記録簿を提出するよう求めているのであった。この抗議は実際当時おこなわれはしなかったとされているが、後にカラス未亡人が自分の報告の中でこのルイの抗議を取り上げた時は、彼女は取次役を通じて白色苦業会の会計係に彼女の不幸な息子がこの信徒会に属していたという証処を示すよう要求している。それにたいする返答によれば、彼らはルイの兄の埋葬に参列しようという仲間の一人からの申し出が彼の名誉ともなるであろうと信じたのだそうである。ルイ・カラスは彼のために設けられた陳情の席で、彼をとらえている苦惱は充分な心の自由を残してくれないし、彼は一切を白色苦業会の友情と配慮にまかせる、と答えた。そこで信徒会は彼らの同僚ルイ・カラスにたえずいだいていた愛情を考慮して葬列に参加したのだそうだと答えた。そこでマル・カントワーンヌは同信徒会の一員ではなかったのである。だが彼はその会員になろうと考えたことがあったのだろうか。人々は彼の母親に反駁した、ルイが白色苦業会員にその保証を与えたのだ、と。それにたいしカラス未亡人は応えている、もしルイがそう述べたとしても、彼はそれについて何も知ることはできなかったのだ、なぜならば、ルイは家族に会ったことはないからだ、⁽²⁵⁾仕送りがおくれた時に家族のうちの誰かと連絡する以外には彼らと言葉を交すことすらなかったからだ、と。

いささかの疑点を残すルイの態度については後に問題とするが、以上の情勢の中で町役所における判決が一月一八日に下された。しかし町役所の役人たちがすべてカラス一家を有罪と信じていたわけではなかった。報告者(受命判事)モニエがそうであった。彼は被告や参考人たちと直かに接触することによって事件の進展に少からぬ不安をい

だき、カラス事件の最初の弁護士シュードルと連絡しつつカラス無罪の方向に動いたのである。そのためにモニエは町役所から職権を停止されてしまった。だが彼の後任として報告者になったカルボネルもカラスの無実を信ずるにいたる。この二人の他にラバ、フォリュプ、ボワイエ、シラク、ダビ、ロックの六名の町役人が裁きを担当していたが、ダビを除いてはいずれも多かれ少かれ不安を覚えていたようである。その結果、多数決によって、カラス夫妻と次男ピエールは普通^{オレイネール}および特別^{エクストラオレイネール}の拷問(後述)にかけられる、ゴペールと女中ジャンヌはその拷問に立会わせられる、という判決が下された。カラス有罪説の最右翼にいたダビ・ド・ボドリグはこの弱腰な判決には不満であった。

「閣下、私がさきに御報告いたしましたカラス事件は昨日町役所で判決され、被告は普通および特別の拷問を受けるべしという程度の軽い判決が下されました。この種の犯罪の告発は、調査の結果による証拠との釣合いからのみならず公衆の利害への見せしめとしても、もっと厳格な手段に訴えるべきでありました。私の意見は採用されませんが、これから事件を引き継ぐ高等法院がこの判決を訂正し、それによって公衆は罪が罰せられずにすまないとの満足を得るであろう、と私は希望をもちております。閣下、私はこの事件を閣下にお知らせすることを御承認いただけるものと信じます。私は最終判決が下されるまでつづけたいと思っております。私の同僚たちはこの事件における私の熱意を助けてくれませんでした、私は閣下に敢えて申し上げます、そのことは良き秩序を保ちたいとの私の誠意にいささかも影響しませんし、私の忠誠は閣下の強力な保護を得られるものと希望しております、と。

閣下の極めて卑しき従順な僕、
町役人ダビ・ド・ボドリグ⁽²⁶⁾。」

ダビも述べているように、この町役所の判決はそのまま直ちに執行されたのではなく、高等法院による新たな審理と判決を待たねばならなかったのだ。では町役所と高等法院の関係および権限はどうなっていたのであろうか。もちろん当時の司法制度が厳正な体制をもっていたはずもないが、それに関する歴史的事実を多少とも参照するならば大凡その性格は見当づけられるのではあるまいか。

すでに引用した問題の郷土史家デュ・メージュによれば、⁽²⁷⁾ ツールーズの町役所は古くは伯爵の法廷と呼ばれ、ラングドックの全域におよぶツールーズ伯領における最高の裁判所であった。だが重大な訴訟事件にかぎりパリの高等法院に送られて審議されることになっていた。そのため時間的距離的不便がたび重なるにつれてラングドック独自の高等法院の必要が大きくなってきた。しかしパリの宮廷が権力の分散を望むはずはなかった。そこで最初の間は事件毎に何名かの裁判官が派遣されてくる程度であった。ツールーズに高等法院の前身と覚しき機関が設けられたのは十一世紀に入ってからである。したがってツールーズ高等法院がパリ高等法院に次いでフランス第二の法廷として成立するまでには幾多の迂余曲折が存在したし、パリ高等法院あるいはヴェルサイユとの確執も一再には留まらなかった。一般に高等法院の判事は勅任であったから、所謂官職売買^{ヴェネナリテ}がおこなわれるようになってからは質的低下を避けることができなかつた。それにたいして昔往の特権を忘れかねた町役人たちとの間にも微妙な対立があったはずであるが、もちろん法的には町役所は高等法院の管轄下において事件の下請けをまかせられていたのだ。

一般にツールーズ高等法院は残酷な処刑を以て有名であったが、時によると意外に寛大な判決を下した場合もある。これは決して同法院の弁護となるものではない、なぜならば正義とは厳しさの問題ではないからだ。フランス啓蒙運

動の先駆者ビエール・ペールの遺産に関する訴訟事件がそれであった。ペールはラングドックのカルラという町に新教の牧師の息子として生れ、ツールーズでカトリックに改宗し、ほどなくプロテスタントに再改宗し、後年はオランダに亡命したのである。カルラにはペールの両親から彼に遺された財産があったが、ナント勅令の廃止によって没収されてしまった。だがペールの死後、彼の遺言書が発表されるや、彼がカルラに残して行った両親の遺産の相続および分配を主張していることが明らかになった。そこでペールから遺産を分けられるべき者と没収者との間に訴訟がもち上ったのである。これを裁いたツールーズ高等法院は意外にもペールの遺言状の有効性を認めたのである。その理由が奮ふるっている。フランスが生んだのを誇りとしていたような人物を外国人あつかいすることは不当であるし、国外亡命者の市民権を剝奪した法律についても、そうした不遇にあってこそペールはヨーロッパの名声を博したのである、⁽²⁸⁾と。しかればペールほどの名声を得なかった亡命新教徒の財産はどうなるのであろうか。デュ・メージュが得意になつて挙げているツールーズ高等法院の名判決も所詮は当時の裁判の気まぐれを証明するものである。こうした例外を別とすれば、一六一九年に下された有名な無神論者ヴァニニにたいする死刑の判決をはじめとしてツールーズ高等法院残酷物語はきわめて多彩である。

町役所からカラス事件を引き継いだ高等法院の刑事法廷フラクトゥルネルは十三名の判事によって構成されていた。受命判事はカサン・クレラックであった。当時の寸鉄詩によれば、彼は僧院にひきこもつて十字架の下に寝起きしながら事件の報告を作成したそうである。事実とすれば真面目な喜劇の作者である。だが高等法院の中にもカラスの無罪を信じていた判事が皆無であつたわけではない。ラ・モットおよびラ・サールの両判事がそうである。後章で述べられるが、大革

命期の偉大な劇作家マリー・ジョゼフ・シェニエの悲劇『カラス事件』に登場してくるクレラックおよびラ・サールは、したがっていずれも実在人物であったのだ。

ツールーズ高等法院が父親ジャン・カラスに有罪の判決を下したのは一七六二年三月九日であった。それは十三名の判事による投票の結果である。その票決の経過および内訳をニクソン女史の研究⁽²⁹⁾によってみるならば、最初の投票では直ちに死刑を求めたのが七票、拷問のみを認めたのが三票、再審を要求したのが二票、無罪放免を主張したのが一票であった。だが死刑を決定するためには三分の二の票数が必要であった。七票では不足である。再び投票がおこなわれた結果、一票が死刑説に廻ったのである。こうして八票対五票を以てカラスの有罪が決定されたのである。だが厳密に言えば（こんな言い方自体ナンセンスであるが）、八対五では三分の二には達していないのだ。もし厳格に三分の二の線が守られていたとすれば、この票決の内訳については大いに検討の余地が残されていると言わなければならぬが、ニクソン女史の研究ではそうなっている。

ところで判決内容は以下の四項目に分けられた。

- (一) ジャン・カラスは彼から犯罪と共犯と情況の告白を引き出すために普通および特別の拷問にかけられるべきこと。
- (二) 彼はシャツ一枚を着て無帽裸足のまま馬車に乗って大寺院に送られ、その大門の前で火をともした二ポンドの重さがある黄色の蠟燭を手に持ち、ひざまずいて彼の犯行の赦しを神と王と法に乞うべきこと。
- (三) 馬車でサン・ジュールジュ広場へもどり、処刑台の上で腕・脚・物・腰を碎かるべきこと。
- (四) それから車刑台に移され、顔を空に向け神が彼に生命を許すかぎり、苦痛の中で自己の罪を悔俊し、世間への見

せしめとなるべきこと。

以上の判決において注目すべきはその残酷な内容ではなく、ジャン・カラスが唯一人その対象とされていることである。はたして父親ジャンの単独犯と断定した結果であろうか。この点がつぎに引用する裁判長デュ・ビュジェおよび町役人ダビの書簡からも疑われるようにきわめて曖昧であり、やがてフィロゾフたちから批判を加えられる主要な問題点となるのである。

「閣下、私は昨日刑事法廷において下された判決を閣下に御報告申し上げないと私の義務を怠ることになりましよう。私は改宗を望んでいた息子兄弟の一人を殺害したかどで告発された新教徒のカラス一家についての刑事法廷で裁判長をつとめました。閣下はすでにこの事件を御存知と申しますから、私は判決文だけを御報告申し上げます。それによりますと、父親カラスは普通および特別の拷問にかけられ、ついで生きながら碎かれ、その後で焼かれることが宣告されており、他の被告は父親カラスの臨終がわかるまで判決を延ばされることになっております。これは最大の暗黒事件の一つでありまして、その動機は恐るべきもので国家にたいして危険な結果をもたらしかねません。国王にたいする熱烈な忠誠心から私は閣下に御指摘申し上げます、自称新教徒の牧師たちが王国内に侵入し、外国の同教徒と接触を保ちつつ、その血なまぐさき教えをわが国にまき散らし、恐るべき犯罪を導入しようとしており、これを防ぐことが肝要であります、と。

常に交らぬ尊敬をこめて

閣下の極めて卑しき従順な僕、

デュ・ビュジュ。⁽³⁰⁾」

「閣下、私はこの町に起こる一切の事とりわけカラス事件を閣下に御報告申し上げるのを私の義務として参りましたので昨日彼らが判決を下されたことを御知らせ致します。その判決によりますと、父親カラスはまず普通および特別の拷問を受け、つぎに生きながら碎かれ、二時間を車刑台の上で苦しみ、その後で彼の体は野火の中に投げこまれ、その骨灰は風の吹くままに散らされることになっております。他の被告たちは父親の刑が執行されるまで死刑を猶予されています。私はやがて彼らに下される判決文についても閣下に御報告申し上げる所存でございます。

心からの深き尊敬をこめて

閣下の極めて卑しき従順な僕、

町役人ダビ・ド・ボドリーグ。⁽³¹⁾」

これらの書簡はいずれも三月一〇日付でサン・フロランタン宛に書かれたものである。したがってジャン・カラスの拷問と処刑がおこなわれんとしている緊迫した雰囲気の中で認められたものだ。ところで、いかにも同一の事柄を述べているにすぎないと見えるピュジュとダビの書簡を比較した場合、両者の見解の間に大きな食い違いがあることに注目されよう。すなわち前者は父親ジャンの臨終の告白が判明するまで他の被告にたいする判決が延期されたと述べているが、後者は父親の処刑がすむまで他の被告の死刑執行が猶予されたと述べているのだ。ピュジュの事件にたいする先入主はダビに劣らず狂信的であるが、ダビの判決にたいする解釈はピュジュのそれを超えて残酷なものである。このただならぬ思い入れからもダビが裁判の成り行き如何に町役人としての名誉を賭けていたであろうことは容

易に推察される。

ジャン・カラスの拷問の経過については書記パローによる詳細な記録が残されているが、それを遂一ここに引用することは控えるとしても、これまでしばしば言われてきた普通および特別の拷問とはどのようなものであったかを知っておこう。サルヴァン師は普通の拷問について具体的説明をおこなっている。

「地面の板の上に一尺ほどの間隔をおいて二個のボタンが据えつけられている。このボタンは受刑者の足にはめた鉄鎖に連絡される。このボタンから太い綱が出て手押しの滑車に巻きついている。また二個の輪が綱で受刑者の手首をしる。こうして四肢が固定される。合図と共に執行者たちは操作をはじめ。一人が滑車をまわし、他の一人が綱をもち、もう一人がボタンを足で踏む。この拷問は手足を引き伸ばし持ち上げること(32)を目的としていた」。

これでも完全に拷問のからくりを思い浮べるまでに到らないかも知れないが、要するに四肢を除々に引張る責め具のようであった。特別の拷問とは、受刑者を普通の拷問にかけたまま、頭部を下げ、口に布をかぶせ、漏斗で水を呑み込ませることであった。水ではり付いた布は呼吸困難を起こすのだ。こうした責め具の合間に何回となく訊問がくりかえされるのである。だが老父ジャンは拷問にも屈せず最後まで無実を主張した。そこで判決どおり彼はサン・テチエンヌ教会の門前に運ばれ、罪の赦しを強いられ、サン・ジョルジュ広場に送られた。パローの報告書はジャンの最後の模様を当然ながら事務的に記録している。

「執行官は前記カラスを処刑台に乗せ、十字架にしばりつけた後、前述の判決に従って、生きながら砕いた。それがすむと、執行官は処刑台の傍に組み立てられた車刑台にカラスを移した。そこで彼は顔を空に向けたまま二時間き

っかり生きた。その後、レテンドゥム（車刑台上で二時間を過ごした受刑者を慈悲によって絞殺することを許した判決の秘密条項）に従いカラスは自然死がやってくる前に縊びられた。彼の死体は前述の判決に従って燃え立った薪の中に投げこまれた。以上の事は規定どおり遂行された³³⁾。

所謂車刑とは以上のように執行されたが、この残酷な処刑方法について『百科全書』では一項目が設けられている。「車刑（法律）、犯罪者にたいする刑罰の一つ、この慣習はドイツから伝えられたものである。車刑は公共の広場に設けられた処刑台の上でおこなわれる。それは聖アンドの十字架を象どって×字に組んだ木材に罪人をくりつけ、執行人が鉄の棒で腕、腿、脚、胸を何度も叩くのである。それがすむと、執行人は受刑者を一本の柱で宙に支えられた小さな車輪の上に移す。そこで罪人は手足を背後に組まれ、顔を空に向けたまま絶命する。

昔は、また今日でも若干の国では、罪人は最初から大車輪の上にくくりつけられて四肢を折られるのである。時には苦痛を和らげるために、判決文の下方に記入されたレテンツムにより、罪人は刑の執行中に縊め殺されるよう命ぜられる。

この刑罰は極悪犯たとえば、謀殺、主人殺し、辻強盗、強姦、等である。

婦女は公共の品位と礼節にかんがみ車刑に処せられないことになつて³⁴⁾いる。

ジャンの最後を見届けるために知事から派遣されたアンブラールが知事サン・プリエに送った報告は、書記のパロのそれに比較して、はるかに人間的であり同情的である。

「カラスは驚歎すべき忍耐強さで責苦に耐えた。彼は執行人が打撃を加えるたびに一声を発するだけだった。二時

間にわたって車輪の上にいた彼は懺悔聴聞僧に向って、彼がこの問題について語りうることは一切無益であり、自分は新教徒として死にたい、と断り、宗教とは無関係な事柄を語っていた⁽³⁶⁾」。

こうしてジャン・カラスの口からは遂に罪の告白を得ることはできなかった。町役所に集って処刑の結果を待ち受けていた裁判官たちの期待は完全に裏切られた。おそらくこの時から彼らは内心の動揺に責められはじめたにちがいない。残りの四人の被告にたいする処刑に踏み切れなかったことが何よりの証拠である。では四人はいかなる判決を与えられたか。例によってダビはサン・フロランタン宛てにこんな手紙を出している。

「私はカラスの他の被告たちに下された判決を閣下に御報告申し上げます。息子は永久国外追放に処せられ、カラスの妻とラヴェスと女中は釈放されました。この判決はもっと厳しい何かを期待していた世間にまさしく驚きを与えています⁽³⁶⁾」。

もっとも驚いたのがダビ自身であることは言うまでもあるまい。四名の被告に判決が下ったのはジャンの処刑から八日を経た三月一八日である。この判決は、三月九日の判決の内容と明らかに矛盾するものである。もはや論理を失った高等法院が神の御慈悲という名分にしてがって判決を下したのであることは容易に想像されよう。彼らの動揺と不安はまず次男ピエールにたいする奇怪な処置となって現れた。国外追放となったピエールは、執行官に伴なわれて町の門の所までやってくると、そこに待っていたブルジュ神父（父の処刑に立ち会った懺悔聴聞僧）に出会い、そのままツールーズのドミニック派の修道院にとじこめられてしまった。彼がカトリックへの改宗を装ってそこを逃げ出すことに成功したのは、それから三カ月後である。

ゴペール・ラヴェスは在獄中にいたためつけられた体を友人たちに助けられながら両親の家へもどった。カラス未亡人と女中ジャンヌはモンローパンのデュ・ロワという新教徒の家で待っていた娘姉妹の許へ赴いた。だが弁護士シユードル等と連絡しつづ一家の釈放のために奔走した妹娘ナネットは当局からすればもっとも警戒を要する存在であった。遂に裁判長デュ・ピュジエは内務大臣サン・フロランタンから封印状を得て二人の姉妹（ロジーヌとナネット）を逮捕し、ツールーズの聖母訪問会の修道院に監禁した。彼女らがヴォルテール等の努力によって解放されるまでには七カ月も要したのである。

他方、ニームへ徒弟奉公に行っていた四男ドナも身の危険を感じ、人々のすすめでジュネーヴへ逃げた。カラス一家の中ではじめてフェルネーの長老に会ったのはドナである。ところで改宗者である三男ルイの行動については従来少からず疑惑の対象とされてきた、というのは、長兄マルクの手紙にもあるように、ルイは改宗者の特権を主張して父親に無心をしたとされているし、白色苦業会員としての行動も問題されているからである。またモンローパンで姉妹が逮捕された時、彼は追手の案内役をつとめたとされているからである。ニクソン女史のごときは、「ルイは一家の完全な破滅をもたらした彼の裏切り行為をおそらく充分に意識してはいなかったのであろう」と決めつけている。しかし私は女史の見解に全面的に賛成することはできない。たしかにルイはマルクの指摘どおり一家の厄介な存在であったかも知れぬし、性格の弱さは裏切りに通ずることも否定しないが、ルイの態度を当時の不正きわまる権力や狂信的な世論と同一次元において難詰することは不当であろう。このことは、もしルイが積極的に一家の弁護のために活動したならば、事件の成り行きが好転しえたかどうか、と反問してみれば、おのずから明白である。まして彼が白

色苦業会の先手となつたわけでもないし、モンローバンへ赴いたことも官憲のペテンにかけられたか或いは母や姉妹の安否をきずかつての無心な行動と考えられるのではないか。この問題を今日において議論することは差支えないとしても、仮りに当時にあつてルイを裏切り者などと決めつけたならば、被告一家にたいする世間の心象は一層混乱し、事態は当局側の思うつぽにおちこんでいったであろう。實際、ヴォルテールをはじめとしてカラス一家の弁護に立つた人々は誰一人としてルイの行動を正面切つて問題としている人はいないのだ。彼らがルイを問題としたのは、それがカラス一家の無罪を証明するために必要と思われる範囲内においてである。たとえば、改宗した息子に仕送りをやっていたとか、息子を改宗させた女中を備いつづけていた、といった類の事柄である。おそらく種々の情報を手しっていた彼らがルイの存在についてなんらかの疑念をもたなかつたはずはないが、それを事件の本質と混同せずに内側にしまいこんだ彼らの発言は賢明であつたのだ。

第三章 長老の登場

ヴォルテールがロシェット及びグルニエ事件に何故介入しようとしなかつたかという問題は第一章でその一般的理由が取りあげられたが、ルネ・ポモー氏はその具体的理由に関してつぎのような指摘をおこなっている。

「それは不運なことに牧師(ヴォルテールに援助を要請したリポット)がもっとも悪い時期をえらんだからである。一七六一年末頃のヴォルテールは演劇にたいする恐るべき謀反をひきおこしたジュネーブの牧師たちに憤激して(38)いたのだ。彼は自分の領地を通過するソツイーニ派の僧侶には容赦なく発砲させるといきまいていたのである」。

だが七年戦争も終りに近ずき、プロテスタントとの妥協を考えはじめていたフランス国内の情勢からして、やがてヴォルテールも軟化する気運が生れてきた、というのがポモー氏の見解である。だが私の意見はそれとはやや異なっている。演劇に関するかぎり、それが良俗をみだすものであるというジュネーブの牧師たちの考えにたいするヴォルテールの立場は変ろうはずもないし、ロシエット事件は本質的にカラス事件と性格を異にするものであったことは前に述べたとおりである。したがってロシエット事件がたとえもっと後に起こったとしてもヴォルテールは乗り出すことはできなかったはずだというのが私の見解である。この問題を検討するためにはヴォルテールがカラス事件に登場するにいたった経緯いきまつについて少しく立ち入ってみる必要がある。

ヴォルテールがはじめてカラス事件に関心を示したのは一七六二年三月二日付ル・ボー宛ての書簡においてである。

「おそらく貴方もツールーズ高等法院が一人の善良な新教徒を息子を殺したかどで車刑に処したことをお聞きお喜びでしょう。だがこの聖なる新教徒は、息子がカトリックになろうとした以上、自分は背教を防ぐ立派な行爲をした、と信じていたのです。彼は息子を神に捧げ、アブラハムにまさる事を行った、と考えていたのです。と申しますのはアブラハムは神に従わせただけですが、このカルヴィニストは自己の良心の義務として自分の手で息子を絞殺したのです。私たちだって大した者ではありませんが、新教徒は私たちよりも悪いのです、おまけに彼らは演劇に反対しているのです」⁽³⁹⁾。

これによってもポモー氏の見解がやや図式的にすぎることが認められよう。まだヴォルテールは新教徒にたいする

忿懣から脱していなかったばかりか、カラスの有罪を単純に信じこんでいたのである。だが三月二五日付ベルニ枢機卿宛ての書簡にはいささかの疑惑と不安の色がみえはじめてくる。

「私の壺を捨てずに（自分の幸福を犠牲にしないで、の意味）、あえて窺下にお願ひ申し上げますならば、息子を絞殺したかどでツールーズで車刑に処せられたカラスの恐るべき事件について私はどう考えたら良いのか、お教えいただきたいのです。と申しますのも、当地では、カラスはまったく無実であり、死に臨み神を証人とした、と言われておるからです。三人の判事が判決に反対したとも言われています。この事件は私の心をとらえ、私の樂しみを暗くし、台なしにさせております。ツールーズ高等法院あるいはプロテスタントいずれかを恐怖の眼でみなければなりません。しかし私はむしろ『カサンドル』(戯曲)が上演される方を好みますし、自分の畠を耕すことを望んでおります。ああ、私の決意はなんと立派なものでございましょう」。

「われわれの畠を耕そう」とは『カンディード』の最後に用いられた名句であるが、なにかしらやり切れない気持ちにとらえられた時に使われる遁辞とも受けとれる言葉である。またすでにかなりの噂がフェルネーにまきおこっていたことは確かである。だがヴォルテールはまだ不安と自嘲の域を出ようとはしなかったようである。しかし三月二七日付カン(ジュネーブの名医トロンシャンの一族)宛ての書簡で烈しい疑惑の色を見せはじめるのである。

「貴方はカラスの処刑について確かな情報をお持ちですか。彼は無実だったのでしょうか。それとも有罪だったのでしょうか。いずれにせよ、それはもともと啓蒙された世紀におけるもともと恐るべき狂信です。私の悲劇もこれほど悲劇的ではありません」。

やはり同日付でダルジャンタル伯に出した手紙にはやや事実には立ち入った言葉が見出される。

「私はラ・マルシュ氏宛ての手紙で判事の数を間違えていました。それは十三人です、そのうち五人が終始無罪を主張したのです、もう一票あったならば、彼は放免されたのです。」

カラスの無罪を主張した判事が三名から五名に訂正されているが、その当否は前章で述べたとおりであるから改めて問題とするまでもなからう。まだ正確な情報が入手されていないからである。だが以上の書簡の日付と内容から推察すれば、一七六二年三月二五、六、七日の三日間になんらかの新しい情報もたらされたことは確かである。だがヴォルテールはカラスの無罪を信ずるまでに到ってはいなかった。最初のベルニ枢機卿に宛てた手紙から丁度一週間をへだてた三月二九日付ダランベール宛ての書簡には、カラスの無罪を確信していないが、狂信と闘わねばならぬという決意すなわち「われわれの庭園を耕してはいられない」との態度がはっきり打ち出されてくるが、決定的立場の表明がなされるのは四月四日付ダミラヴィル宛ての書簡においてである。

「わが親愛なる兄弟よ、ツールーズの裁判官たちをもっとも罪なき人間を車刑に処したことが判明しました。ほとんどすべてのラングドックの人々が恐ろしい呻き声をあげています。われれを憎み、われわれと戦っている外国人も憤激を感じています。サン・バルテルミーの日以来、かつて人間性がこれほどの汚名を被せられたことはありません。非難の叫びをあげなさい。叫ばねばならないのです。」

もはや狐疑逡巡の段階は終った。この断乎たる決意は一体何によって生れたのであろうか。ダミラヴィル宛ての書簡から推察されることは現地から何か確実な情報もたらされたに相違ないということである。ここで従来問題とさ

れてきたのがマルセーユの商人オディベールという人物である。彼は商用でジュネーブにやってくる途中たまたまツールーズでカラスの処刑に遭遇したのだ。ヴォルテールはこの商人から現地の模様を詳細に知ることができたようである。したがってオディベールのフェルネー来訪は三月末頃と推定されるであろう。

このヴォルテールの決心は後に幾多の不正・迫害の裁判に介入していく最初のきっかけとなっただけに彼の生涯における画期的回心とみなされるべきである。だが当代とりわけ後世の批評家の中にはそこにヴォルテールの小児病的性格やヒステリー症状を見出そうとした人々もあるのだ。それらは人間の内面の発展性を無視した俗物性格論者のたぐいである、なぜならば、以上の書簡からもヴォルテールの回心が単なる思いつきや気まぐれでなかったことは明白だし、その間にみられる躊躇逡巡こそ彼の良心的転回を証明するものであるからだ。つねに自己を語る事が少かったヴォルテール自身の口からこれ以上カラス事件介入の動機を聞き出すことはできないが、後にモランジュ裁判に心をもった時に彼が発表した『正義における蓋然性について』という論文はヴォルテールの正義論あるいは正義感を知らる上にきわめて重要なものである。

「人間の生活はほとんどすべて蓋然性の上を転がり回っている。

眼で確かめられないもの或いは、それを否定することに利害をもつ党派によって真実と認められないものは、すべて蓋然性に他ならない。

私にはその理由が分らないが、偉大な『百科全書』の「蓋然性」という項目の筆者は半**確実性**というものを認めているのだ。だが私には半**真理**も半**確実性**も存在しないように思える。物事は**真実**か**虚偽**であり、中間は存在しない。

不確実はほとんどの場合人間の宿命であるから、証明を待っているならば、諸君は容易に決断しえないであろう。

しかしいづれかに立場を決めなければならない。それも行きあたりばったりであってはならない。脆弱な、盲目の誤りやすい、われわれの本質にとって必要なことは、数学的幾何学的と名づけられる慎重さを以て蓋然的な事柄を吟味することである。⁽⁴²⁾

これはカラス事件より十年後に書かれた論文であるから、これが十年前のヴォルテールの認識論であったかどうかは問題であるが、カラス事件の経験から生れたものと受けとってみても注目すべき発言である。

こうしてヴォルテールは決定的な立場をとって立ち上ったが、彼がラングドックから受け取る書簡の各内容はなお混沌のうちにあり(五月一五日付、ベルニ枢機卿宛)、彼の相談相手であったリシュリュウ公も正確な事実を知らない(五月一五日付、ダルジャンタル宛)、そこで事情に通じているはずの内務大臣サン・フロランタンから情報を入手する手筈を考える(六月五日付、ダルジャンタル宛)、といった資料集めに苦心する二・三カ月がつづいている。この頃、ジャン・カラスの四男で当時十五才のドナがニームからジュネーブに到着したのである。フェルネーの長老は直ちに少年を自邸内に住ませ、何回となく彼に一家の事情を問いだした。この少年の可憐な言動がヴォルテールの確信を一層決定的なものとしたのである。

「私は若いカラスを私の家に來させた。私は彼の故郷が時々生んだような狂信者に会うだろうと思っていた。ところが私が見た少年は純心で率直、非常にやさしい魅力ある顔立をもち、私と話しながら涙をおさえようと果かない努力をするのであった。彼が言うには、彼はニームの或る工場に徒弟奉公をしていたが、彼の家族がツールーズで処刑

されようとしているとか、ラングドックの人々のほとんどが彼の一家の有罪を信じている、ということを知ったので、この恐るべき恥辱から逃れるためにスイスへ逃亡してきたのだ。

私は彼に両親が激しい性格かどうかを尋ねた。彼の返答では、両親は子供たちを一度もぶつたことはないし、これ以上寛大で愛情ある父母は存在しない、とのことであった。

私は一家の無実を信ずるためにこれ以上のことを必要としなかったことを認める。⁽⁴³⁾

これは松川裁判の初期に被告の澄み切った瞳に感動した広津和郎氏の心象を連想させるものであり、個人の直覚的事実として重要な意味をもちうるものだが、もちろんこれだけでは有罪無罪の論拠とはなりえないのであった。広津氏のあの精力的な調査と同様、ドナとの会見によって個人的確信をつよめたヴォルテールは真相の究明と弁護に本格的に乗り出した。やがてツールーズの修道院から逃げ出した次男ピエールもフェルネーにやってくる。ヴォルテールはこれら兄弟の名においてカラス弁護の『覚書』を発表する。また一方ではカラス未亡人、青年ゴペール、女中ジャンヌとの連絡協力も推進される。まずカラス未亡人がパリに招かれた。モンローバンにおいて二人の娘を奪われた彼女は悲歎のどん底につき落とされていたが、亡夫の汚名をそそぐ最後の努力を試みるために上京のすすめに応じたのである。彼女は六月初めにはパリに到着していたようだ。ヴォルテールは弁護士エリー・ド・ポモン宛てに彼女のことを依頼する手紙を送っている。

「私はこの世でもっとも正しいことを求めているもっとも不幸な女性を貴方に紹介いたします。どんな手段を講じうるか、すぐにお知らせ下されば、有難いのです。私は貴方のようなすぐれた才能の御方をお願いできることを幸い

と思っています。」(一六二年六月一日付)

女中ジャンヌも女主人を助けるために上京してきた。だが肝腎のゴベールがやって来ない。これは必ずしもゴベールの責任とは言えないのであった。ツールーズの著名な弁護士であった父親ラヴェスはこれ以上息子を事件の渦中に留まらせて置きたくないとの親心からゴベールの上京を抑えていたのである。ヴォルテールはこの父親に強く奮起をうながす書簡をツールーズに送っている。

「パリでカラス一家を擁護している人々はゴベール・ラヴェス氏が彼らの肩を持ってくれないことを非常に不可解に思っています。氏は名譽をささえ、鉄鎖に復讐し、追放の結審を出した受命判事を恥じ入らせなければならぬだけでなく、真実を大衆に公開し、無実の人々に援助を与えなければなりません。氏が狂信の町と無智野蕃な裁判所から去るならば、父上は不滅の名譽をになうであります。」

学識ある尊敬される弁護士はわずかな金銭で不正の権利を買いとった人々よりもちろんすぐれています。こうした弁護士はすぐれた判事になりうるでしょう。だが一体どこの判事が立派な弁護士になれるでしょうか。

ラヴェス氏は、辞職することによって何かを失っても、その十倍のものを再び取りもどせることを確信できましょう。ドイツの諸公、フランスやイギリスやオランダの多くの人々が莫大な基金をつくらうとしていたそうです。こうした情勢の中で断固たる決意をすることは立派です。ラヴェス氏が声をたかめようと恐るべきなものもありません。氏はこの町を去りパリに赴くことによってツールーズ高等法院を赤面させることができます。また氏が他の所に行きたいと望むならば何処でも尊敬を以て迎えられるでしょう。

いづれにせよ事件に利害をもたない多くの人々が義務以上のことを果しているのに、氏の息子が義務を果さなければ、彼はカラス家の擁護者たちの心の中で非常な疑惑の対象となりましょうし、カラス一家の立場に重大な打撃を与えることになりましょう。⁽⁴⁴⁾

この手紙の後記には「この書面をラヴェスにわたせる人をお願いする、確実な手段によってすみやかに氏にこれを送っていただきたい」とあるから、以上は直接ゴペールの父親に宛てたものではなく、ツールーズの誰某かを通じて彼に伝わるように書かれたものである。それだけにいささか干渉がましい面が見うけられるが、なんとかしてラヴェス父子を引張り出さねばと考えていたヴォルテールの率直な心底が充分にうかがわれるであろう。またこの文面から、カラス擁護運動を援助するために国の内外で資金募集のはたらきかけがおこなわれていたことも知れよう。

またフェルネーではカラス擁護の秘密委員会が組織されたようである。ニクソン女史の研究によれば、⁽⁴⁵⁾その委員の顔ぶれはフィリップ・ドゥブリュ（かつてツールーズのカラス家に滞在したことがあるジュネーブの商人）、ムルトウ（ヴォルテールとルソーに心酔する進歩的牧師）、ヴェゴール（かつて砂漠の教会に参加したことがある法律家）、カタラ（ジュネーブの銀行家）である。彼らはヴォルテールの指令によって会合し（おそらくは長老宅において）事件の究明、裁判の手続き、運動費の調達などについて協議をおこなったのだ。些細な事かも知れぬが、何故それが秘密委員会とみなされるかと申せば、ヴォルテールから以上の各協力者たちに出された封書の宛名が故意に変更されたり省略されていたからである。たとえば、ドゥブリュはドウ・ブリュと切りはなされ、ヴェゴールはゴールと縮められていたからである。もっともヴォルテールにしてみれば、この程度の警戒はなにもカラス事件にかぎったやり

方ではなかったから、格別ここで秘密委員会と称すべきであるとも思われないが、要はそのような集りが組織されたという事実が大切なのである。不正にたいして個人ではなく組織を通じて闘かう有効性を示してくれたことは裁判官上に特筆さるべきではなからうか。委員の一人ムルトゥは当時三〇才であったがヴォルテルの信用もつとも篤い人物であった。というのも、彼がサン・バルテルミーの殺戮以来ジュネーブに亡命したフランス新教徒の子孫であり、博識と寛容のフィロゾフであったからだ。ヴォルテルはムルトゥにこんな手紙を出している。

「私を啓蒙し燃え立たせるために来て下さい、いやむしろ私を和らげるために来て下さい、というのは、ツールズの恐ろしい判決が私の血をいささか湧かせすぎているからです、また寛容を説いている間は穏やかにしていることが肝腎ですからね。水曜日、大文字で神とだけ書かれた神に捧げられている教会と貴方の才能が充分に讃えられている小さな館に来て泊りませんか。⁽⁴⁶⁾」

大文字で神とだけ書かれた神に捧げられている教会とはおそらくヴォルテルがフェルネーの館のそばに昔からあった朽ち果てた村の教会を修理して理性を神と祭った建物を指すのであろうが、秘密委員会のメンバーがここを会場所として何回か使ったものと想像される。またジュネーブの名医トロンシャン一門の助力も貴重であった。他方パリのダランベール、ダミラヴィル、ダルジャンタル、ショワズール、マリエット、ポーモン等の有力な思想家や要路者や弁護士との協力と共に、カロン、デュフル、マレ、トゥルトン、ポール等（パリにやってきたカラス未亡人らの面倒をみた人々）の無名人の協力も忘れられてはならない。

こうした慌しい会合と連絡の中にあつてヴォルテルはカラス一家に代り筆を執っている。『カラス未亡人の或る

『書簡の抜翠』(一七六二年六月一日)、『息子ドナ・カラスより母カラス未亡人への手紙』(六月二日)、『大法官殿へ、ドナ・カラスより』(七月七日)、『ドナ・カラスの覚書、父と母と兄のために』(七月二日)、『ピエール・カラスの声明』(七月二日)はいずれもヴォルテールの作である。彼はこの事件のためには一切の私事を放棄し(ダルジャンタル宛、七月五日付)、死ぬまで闘争をつづける(同上、七月一日付)、と言いつ切っているのだ。この努力は除々に実を結んでいった。以下に引用するルイ十五世の愛妾ポンパドゥール夫人の手紙はヴェルサイユにおけるカラス復権運動の成果をはっきりと示してくれるものである。

「フィジャム公シヤルル殿

ポンパドゥール公爵夫人ジャンヌ・アントワネット・ル・ノルマン・デトワール

公爵殿、お言葉どおり、あの不幸なカラス事件は戦慄すべきものです。

彼がユグノーに生れついたことは残念ですが、だからといって彼を追剥あつかいすべきではありませんでした。

彼に被せられている罪を彼が犯したとは思われません。そのようなことは自然のうちに存在いたしません。

しかし彼は死にました。そして彼の家族は屈辱を加えられました、だが裁判官たちは後悔しようと望んでおりません。

国王のやさしい御心はこの奇怪な事件を聴かれていたく悩まれ、またフランス全国民が復讐を叫んでおります。

この哀れな人間の復讐をすることはできませんが、彼を元通りにすることはできません。

あのツールーズの人々は昂奮しやすく、善良なキリスト教徒に必要な宗教心以上のものを彼らなりにもっておるの

です。

神が彼らを改めさせ、より人間らしくさせますように。

さようなら

公爵殿

私の心からの友情を信じていたゞきたい、

一七六二年八月二日

ヴェルサイユにて。⁽⁴⁷⁾

ここまで国王側近を動かすことに成功した以上、まさしくカラスを生き返えらすことはできないが、彼および一家の名譽を挽回する希望は生れてきた、実際、八月に入るや、国王が臨席する参議院はツールーズ高等法院にたいしてカラス事件に関する訴訟記録と判決理由書を送付するよう命令を発したのである。この参議院の決定は弁護士マリエットの努力による所が大きかったが、裏返えせば、ヴォルテールらによって形成された輿論の力によるものであった。他方ツールーズ高等法院は書類の写しに必要な高額の費用をカラス家に要求したりして命令の履行を引き延ばそうとした。だが九月にはカラス裁判再審理のための判事が任命されるにいたった。一〇月にはバリに存在する一五人の弁護士が署名したカラス弁護覚書が発表される。ロワゾー・ド・モレオンやエリー・ド・ボーモン等のすぐれた弁護士による覚書が発表されたのもこの頃である。

もちろん復権運動の道は平坦ではなかった。その間には危惧や焦慮にとりつかれたヴォルテールの姿がしばしば浮び上ってくるのだ。たとえば、ツールーズ高等法院が記録を偽造する恐れもあったし(ダミラヴィル宛、一七六三年一月三〇日付)、モンペリエではボーモンやモレオンの弁護書が押収されるといふ事件が起っていた(一七六三年二月一日付、

ダミラヴィル宛)。こうした曲折を経て遂に勝利の緒口が見出された。一七六三年三月七日（ジャン・カラス処刑より満一年に三日足りないが）参議院がカラス再審の請願を認めたのである。ヴォルテールはその時の喜びをつぎのようにダミラヴィルに書き送っている。

「去る七日の月曜日、参議院は全員集合してクロローヌ氏（参議院におけるカラス裁判担当の受命判事）の報告を聞きました。私はまだ決定の内容を知りませんが、私は国家の第一人者たちがツールーズの裁判官に同意するはずはないと信じうるだけの人間への希望をもっています。あの八人の不当な裁判官たちは彼らが考える以上に哲学に奉仕してくれたのです。神と哲学者はどんな大きな悪からでも善をひき出すことができます。」（一七六三年三月一日付）

こうしてツールーズ高等法院の抵抗は粉砕され、一七六三年八月カラス裁判の記録はパリに送付された。さらに九カ月を経た一七六四年六月四日ツールーズ町役所および高等法院の判決はすべて無効と決定された。だが再審裁判がおこなわれ最終判決が下されたのはさらに九カ月後である。

こうした審理の停滞は関係者に少なからぬ疑惑や不安を与えたはずだが、もっとも大きな不安を感じていたのは町役人ボドリーグにちがいがなかった。彼は内務大臣サン・フロランタンにしばしば書簡を送り弁明してきたし、サン・フロランタンも彼を支持していたようだが、事態の変化が大詰めに近づくにつれて大臣の態度も変ってきた。最終判決を目前にひかえた一七六五年二月二五日ボドリーグは王命により町役人の職を解かれたのである。その罷免の理由はサン・フロランタンからラングドックの知事サンプリエおよび検事長ボン・ルポに伝えられたようだが、それは正面切ってボドリーグの不当な処置を難じたものではなかったようだ。そうしては、当初ボドリーグの処置を容認したサ

ン・フロランタン自身の立場があやしくなるばかりでなく、高等法院および町役所のあらゆる関係者の責任を問うという事態に発展する恐れがあったからだ。この事態を回避するためには何としても最少限の犠牲に留める工作が必要であった。そこでサン・フロランタンはカラス事件以外の事件に事寄せてボドリーグを葬らねばならなかったのだ。そのためには最終判決が下される前にボドリーグをやめさせることが必要であったのだ。大臣の意向を解しかねたボン・ルポはボドリーグの立場を弁明したようであるが、サン・フロランタンから送られてきた返書はもはや取りつくしまでもない冷淡な内容である。

「最近ツールズでおこなわれた二人の英国人の埋葬に関連する一切の事が彼（ボドリーグ）を罷免させる唯一の理由ではありません。この町役人にたいする非常に大きな不満が国王宛てにたくさん寄せられているのです。それらは深く吟味されました。事件を十分に調べた上で国王は彼に命令を下したのですから、この決定をくつがえすよう申し入れても無益でありましよう。⁽⁴⁸⁾」

問題のボドリーグとは一体いかなる人物であったのか。ヴォルテールからは「^フベてん師」と呼ばれ、当局者からは法の有能な番人として高く評価されていた男の実体は何であったか。この点についてアナトール・フジェール氏が『ラ・グラン・ド・ルヴュ』（一九二九年、第一三二号）誌上に発表した論文⁽⁴⁹⁾はきわめて興味ある事実を明らかにしている。それは破廉恥きわまる好色家と汚職吏としてのボドリーグの姿を暴露したものである。一七四七年以来町役人となったボドリーグはもちろん妻子があったが、ツールズの大工ジャック・ロンゲルールの二人娘を情婦としていた。この女たちはいわば売春婦に近い存在として町の人々から墮躰的であったが、ボドリーグは彼女らに貢ぐために賭博場

を襲って、賄賂を強要したり、彼女らを喜ばせるために收容所から淫売婦を釈放している。或いは容疑者の家族の弱みにつけこんで金や女を要求することも一再ならずであった。これでは当局側がどれほど弁護しようとも世評の攻撃を喰ひ止めることは不可能であった。サン・フロランタンの書簡に述べられている「この町役人にたいする非常に大きな不満がたくさん寄せられている」という事情は以上の行跡にたいする非難を意味するものであろう。したがってヴォルテールの言う「べてん師」こそボドリーグの名前にもっともふさわしい呼称と申すべきである。

請願によって開かれた参議院の再審法廷の判事は四〇名であった。その中には十四人の知事がふくまれ、その一人に当時リモージュの知事をつとめていたチュルゴーが加っている。彼は普段の彼には似つかぬほどの烈しさでカラスの無罪を主張したと伝えられている。⁽⁵⁰⁾後にヴォルテールから絶大な期待を寄せられるチュルゴーとしては当然のことであった。再審裁判に先き立って四人の被告はバリのコンシエルジュリーに収監された。もちろん今度は寛大な待遇による入牢であった。

一七六五年三月九日(ジャン・カラスにたいするツールーズ高等法院の判決が下されてから丁度三年目にあたる)、再審判事たちは全員一致を以て故ジャン・カラス、アンヌ・カビベル(カラス未亡人)、ジャン・ピエール・カラス、アレクサンドル・カランソワ・カルベール(或いはゴベール)・ラヴェス、ジャンヌ・ヴィギエルの五被告にたいする告発を棄却し、彼らの一切の名誉と権利を回復させるべきことを決定した。この記念すべき判決の原文は現在ジュネーヴにあるヴォルテール博物館に保存されているようである。

だが事件は以上によって本質的あるいは実質的解決をえたわけではない。まず犯人は誰かという問題が未解決のまま

ま振り出しにもどったのである。また五人（ジャンをふくめて）の被告たちの精神的物理的損害はどのように補償されるべきであろうか。ツールーズ高等法院および町役所は中央の判決にたいしていかなる責任を負わねばならなかったか。ヴォルテールはこれらの残された問題のすべてに関心を示すと共に、悲劇の演出家べてん師ボドリーグがバリまで徒歩で贖罪の旅をなすべきだ、と主張している。さしあたって解決を迫られていた補償の問題はルイ十五世の御慈悲という名目で三万六千リーヴルが下賜されることとなった。この補償金分配の内訳は、カラス未亡人に一万二千リーヴル、二人の娘に各六千リーヴル、ピエールとジャンヌに各三千リーヴル、その他は訴訟費および旅費に当てられている。これによって、償いのような故ジャンは別としても、ツールーズの家業を放棄さざるをえなくなった遺族たちの損害を賠償しえたのであろうか。また被告の一人ゴベール・ラヴェス（ガルベール・ラヴェスと呼が方が正しいという説もある）への補償金は何故取り上げられなかったのか。それにもまして注目すべき問題は、以上の補償金とは別途に三男ルイにたいする補償が取り上げられたことである。二人の妹に六千リーヴルも与えられたことから考えれば不思議はなからうが、ゴベールや四男ドナには何も与えられない点からみれば大いに不可解であろう。これが果してルイの意志によるものかどうかは不明だが（改宗者に与えられた権利として父から年金を貰っていたルイが自ら要求したことも有りうることだ）、それを強く主張したのが内務大臣サン・フロランタンであることは確かである。彼は会計院長につきのような手紙を出している。

「彼が少くとも彼の分け前にひとしいほどに重要な何か特別の思恵に浴さないかぎり、彼は他の人々と共に陛下から賜った補償金の分け前に与かるべきである、と私には思われます。国王治下のすべての新教徒たちはカラス家の人

々の運命によって眼を開いてもらったのです。彼らはやがて国王の恩顧を得るでしょう。もし一家の中でカトリックだけが恩顧を受けられなかったと知るならば、新教徒たちは何と考えるでしょう。それは彼らに勝利への足がかりを与え、さらに悪いことに、国王が寛容に基^{トランス}ずいて判決を下した、という見解すなわち牧師たちを通じて新教徒がいだきはじめている見解を支持し強化する新たな理由を与えることになりましょう。ラングドックおよび異端に毒されている他の多くの地方に軍隊をもたないわれわれがなんら行動を起さないことが新教徒たちにそうした確信を与えつつあります。私がラングドックから受けとった情報によれば、新教徒たちは日増しに大胆になりつつあります。先月はピュイ監督管区で六千人の集りがありました。また復活祭にはモンペリエの城門近くで別の大集会がおこなわれました。……最近、彼らは二度も教会を建てようと試みています。これらの無秩序を矯正しえないまでも、国王が認可しておられるという風説がひろまるのを許さぬことが肝要です。」

この考えはそのままナント勅令廃止当時のそれに直結するものであり、カミザールの一撥におびえた旧教派のそれに一致するものである。にもかかわらずサン・フロランタンの主張は容れられ、ルイにも千エキュが与えられた。その陰には兄弟思いの妹ナネットの力添えがあったと伝えられている。ルイの行動に不信の念をいだく人々はこの意思を不当なものと感じたであろうが、サン・フロランタンの書簡で明白なように、これはルイ個人に関する問題であるよりは新旧両派の勢力関係の問題として考察されなければならないのである。したがって法律上の正義は獲得されたとしても思想上の正義は確立されたとは言えない情勢にあったのだ。ヴォルテールが事件の渦中において著した有名な『寛容論』もこのズレを前提として評価されなければならないはずである。

さらにカラス一家の経済的逼迫を救う手段として彼らをテーマとした版画を売り出す計画が進められた。この画についての詳しい紹介が当時のパシヨームンの『秘録』中に見出される。

「一七六五年八月一日、悲劇的、道德的、版画の予約申込み。これはカラス家の不幸な事件を画題としている。シャルト公の朗読係で才氣と自在にみちた画風を以て有名なカルモンテル氏が筆を執り、現在ラ・フォス氏が刻んでいる。この画は実在に非常に近い六人の肖像を示すものとなる。それはカラス未亡人、二人の娘、息子、ラヴニス氏、主人たちとあらゆる不幸を共にしてきた女中の肖像画である。背景は一七六五年三月九日の判決を待ちうけるためにカラス未亡人が赴いた牢獄そのものである。彼女は腰を掛け、その傍には姉娘が右手で顔を支えながら同じように腰を下し、姉娘は母の後で椅子の背にかがみこむように立っている。この興味あるグループは彼らと向い合って立つラヴニス氏が覚書を読み上げるのに耳をかたむけている。彼の背後では息子のカラスが椅子に膝をついてラヴニス氏の肩ごしに覚書をのぞきこんでいる。この二つのグループの中間に見られるカラス家の女中はほぼ正面を向いて立ち朗読に聞き入っている。」

私はツールルズのポール・デュビュイ博物館の好意によって版画の写真版（キャビネ型）を入手することができた。それはパシヨームンの描写と大体一致しているが、厳密に言えば左の二点において異なっている。姉娘は右手ではなく左手を軽く下顎にあてており、女中は二つのグループの間ではなく女たちのグループの左端に属しているのだ。パシヨームンの記述を少しく補足するならば、画の背景となっているのは三月九日の最終判決を受けるために被告たちが一時収容されたコンシエルジュリーの獄室内である。この頃の様子はダミラヴィルからヴォルテールに宛てた書

簡に語られている。

「私は今日カラス夫人および彼女の不幸な同伴者たちと獄中で二時間すごしました。私は彼らがそこに来て以来何度か慰めに参りました。私だけでなく他にも多くの立派な方々が訪れました。私は世の中にまだ美德と誠実が存在することを知って大きな喜びを感じました。彼らは明後日にそこを出るでしょう、私はその希望もっています。」(一七六五年三月七日付)

おそらくカルモンテルもダミラヴィルあたりの実話にもとずいて筆をとったのであろう。壁にはめられた鉄格子や使用されない鉄鎖によって象徴される不幸の中にも希望の光が射しこんでいるといった構図である。心労にやつれた母親、気弱そうな姉嬢、積極的な妹嬢、実直な女中、聡明なゴベル青年、好人物の次男ピエール、それぞれの目鼻立ちが適確にとらえられている。特に妹嬢ナネットの知性と情熱を秘めた美貌はかなり意識的に描かれているようだ。この画がはたしてどれほどの芸術的価値を有するかは疑問だとしても、一家の窮乏を救い且つ事件への世論を喚起させるに有効な手段にはちがいがなかった。この計画を立てられたのは最終判決後ほどなくであったようだ、というのは、ヴォルテルがダミラヴィル宛てにこの計画を讀えた手紙を書いているのが一七六五年四月二十九日であるからだ。

「カラス家の版画という思いつきは素晴らしい。わが親愛なる兄弟よ、私も予約者の一人として十二部お願いしたい。またカラス事件同様にシルヴァン事件にも勝たなければなりません。狂信を憎悪させる機会を失うことは罪悪となりましょう。」

ここでヴォルテルがすでにシルヴァン事件という第二の事件に取りくんでいることは注目に値するであろう。こ

これはカラス事件より約三ヵ月足らずでラングドックに起ったほぼ同種の事件である。一七六〇年頃カストルという町にピエール・ポール・シルヴァンと呼ばれる五〇才ばかりの新教徒が妻と三人の娘と住んでいた。彼は封建法律家であった。長女はすでに婚をとっていたが、次女エリザベートは所謂精神薄弱者で両親の種であった。ところが彼女がカトリックの神父にすすめられて修道院に入ったのである。それは頭悩の弱い彼女の意志によるものであったかどうか疑わしい。だが激しい修行あるいは責苦のために以前にまして不安定な精神状態におちいったエリザベートは両親の許へもどってきた。彼女が自宅から遠くはなれている或る部落の井戸の中から死体となって発見されたのは一七六二年一月の初め頃である。そこで彼女の両親および姉妹の四人が暗殺の嫌疑をかけられた。すでにカラス事件が進行している以上、シルヴァン家の運命も同じ道をたどる恐れは充分に考えられた。このシルヴァン事件を担当したマザメの町役所にはツールーズのボドリーグに相当するトランキエという悪玉が存在したことも忘れてはならない。だがシルヴァン家の人々はカラス一家よりは幸運にめぐまれた、というのは、彼らは逮捕の手がとどく前に身の危険を察してスイスへ逃亡したからである。もちろん真冬の雪山を越えながらの逃避行は難儀であつたらうし、臨月の長女にとっては生命をかけた冒険であつた。しかし彼らは無事に国境を脱することができた。その後で彼らは欠席裁判にかけられ、両親は死刑、姉妹は無期と判決され、一家の財産は没収された。

このシルヴァン一家をヴォルテールに紹介したのがムルトゥである。すでにカラス事件に取りくんでいたヴォルテールにしてみればシルヴァン事件に直ちに介入することは二兎を追うの不利を警戒しなければならなかった。まして後者の場合は容疑者が一応自由の身であつたから、カラス事件こそ先決の問題であつた。だがヴォルテールは時期到

来にそなえてシルヴァン事件に関する情報の収集にはつとめていたのだ。この事件においてはゴベール青年の父であるラヴェス弁護士も積極的に協力を示している。おそらくカラス事件にたいする消極的な自分の態度を償う気持が大きくはたらいっていたのであろう。こうしてカラス一家の勝利が確実になるにつれてシルヴァン裁判が急速に問題視されるようになったのだ。

話は前後するが、ともかくカラスの版画が企図されたのは一七六五年三月末か四月初旬であり、カルモンテルの原画は七月に出来上り、八月にはラ・フォスの版刻も仕上っていたはずだ。だがここに思いがけぬ横槍が入ってきた。それは版画の販売にたいする国王の停止命令である。これはサン・フロランタンあたりからの入れ智恵によるものであったにちがいない。この事件は九月九日付のヴォルテールからダルジャンタル宛ての書簡で言及されているから、発売とはほぼ同時に禁令が出されたようである。だが何部かが現存する以上、実際にはかなり頒布されていたと見るべきであろうか。

しかし先にふれた補償問題や以上の版画に関連する事件の経緯から考えてもカラス裁判における正義の勝利は手放して謳歌すべきものではなかった。したがってヴォルテールを先頭としたフランス啓蒙運動家たちはさらに険しい障害を乗り越えて行かねばならなかったのだ。それが真にみり多い収穫を見るのは大革命の嵐を迎えてからである。カラス事件そのものにしても大革命まで尾を引いているのである。

第四章 正義の弁論

カラス事件に関連して後世に一際高く名を知られた弁護士はエリー・ド・ボーモンであるが、これはかならずしもボーモンの弁論が格別すぐれていたことを意味するものではない。たしかに雄弁を以てきこえたボーモンの登場はカラスの勝利に少なからぬ影響を与えたが、ヴォルテールとの協力という関係から彼の役割が他の弁護士たち以上に喧伝される機会も多かったのである。たとえばロワゾー・ド・モレオンの弁論などはボーモンのそれにまさるとも劣らぬ説得力をもっていたのだ。再審請願に雄弁を示したマリエット、再審裁判に熱弁をふるったクローヌの功績も小さくはない。また事件当初よりツールルーズにあつてカラス一家の弁護に奔走したテオドル・シュードルの活躍は、ヴォルテールらと没交渉であつたために世評に上ることはすくなかつたが、高い評価が加えられるべきものであつた。シュードルが発表した『この町の商人ジャン・カラス氏、彼の妻アンヌ・カビエル、彼らの子供の一人ジャン・ピエール・カラス氏のための覚書』(ツールルーズ、一七六二年)は公式の弁論として最初のものである。おそらくこれが中央の弁護士たちの弁論のもつとも有力な論拠となつたはずである。もちろんシュードルの独力で事件を背負い切れるものではなかつた。すでにふれた証言命令書モニトワールが公示されるや、事態の重大さを考慮した彼はジュネーヴのプロテスタント共和国の参事会に書を送り、証言命令書にかげられた新教徒への理不尽な誹謗に反対の声明を出すよう要請している。声明は出されたが、それは不幸にして通り一遍の反対以上のものではなかつた。ということは、プロテスタントの間ですら事件の真相について半信半疑の状態にあつたとみなすべきではあるまいか。こうした情勢下において所謂砂漠の教会から一つの叫びがあげられた。

『中傷の打破、ツールルーズの牢獄につながれているカラス氏の事件にさいしてラングドック地方のプロテスタント

にむけられた新たな非難を反駁する覚書』(砂漠にて、一七六二年)⁽⁵⁴⁾

これはルイ十五世傷害事件の時に新教徒への疑惑をはらすために『ラングドックの新教徒に宛てた手紙』(一七五七年)を発表した戦間的牧師ポール・ラボールの檄文である。シュードルがジュネーヴに期待したものがラボールによって果たされた格好である。

「大衆に知らされていることは、ツールーズの住人で新教徒であるカラス氏の息子たちの一人が非業の死をとげ、その不幸な父親が息子を締め殺したかどで告発されている、理由は息子がカトリックに改宗しようと望んだからだ、ということである。

かくも前代未聞の事実をたしかめるべき証拠が欠けているのだ。そこで証言命令書が公布された。そこにくりかえし想定されていることは、死者は両親によって暗殺された以外に有り得ないということであり、さらに信じられぬことには、その謀議に熱烈なカトリックの女中が加えられているのだ。

ここまでであるならば、非難はカラス氏個人にたいするものであり、われわれの関心をひくものは何も無い。われわれは勅令廃止以来法廷を恐れるべき理由をもたないことを想起し、罪悪にたいする判決を高等法院の配慮にまかせるのであろう。

だがわれわれにもっとも激しい苦悩をもたらした所以は、この証言命令書に眼を通すと、暗殺が或る宗教団体の集りで討議され、両親がそれを実行する役目をもった、ということが証明済み或いは少くとも有り得る事として想定されている、と知ったからである。⁽⁵⁵⁾

文中のクラス個人のことならいざ知らずといった表現はラボー独得の論法である。以上の前文につづく本文は以下に要約するように七節から成り立っている。(一)プロテスタントとカトリックは教義こそ異なるが同一の道徳によって支えられている、(二)プロテスタントの集りは秘密裡にはなくカトリックや当局者すらまじえた公然の催しである、(三)プロテスタントの信仰と道義の根本は聖書であり、プロテスタントにたいする不寛容こそ彼らをローマ教会から遠ざけるものだ、(四)ナント勅令廃止後カトリックへの改宗者の数は多いが、彼らになんら迫害が加えられていないことはプロテスタントの寛容精神の証である、(五)クラス夫妻がプロテスタントであるならば以上の教えに忠実なはずであるから犯人ではない、(六)もし彼らが犯人であるとすれば、彼らはプロテスタントの教えをまったく忘却した者である、(七)プロテスタントの秘密の教義には改宗者の殺害が規定されているというのがごときは中傷の極であり、かりにそれが事実とすれば、その秘密はなんと永いあいだ発見されなかったことであろうか。こうした冒険的弁明の最後の文句はつぎのとおりである。

「今から半年後には、人心も巷の騒音にまどわされなくなり、高等法院が全ヨーロッパ人注視の中で判決を下す頃には、人々は架空の狂信に現実の狂信を対置させたことを恥じるであらう。」⁽⁵⁶⁾

ツールーズの官民が狂信から目覚めるには半年も必要としなかった。だがその代償はあまりにも大きい。ラボーの希願は裏切られたのである。だからといって、彼の見通しが甘すぎたとか、彼の弁論の意義は低かった、などと言うことはできない。所謂クラス擁護運動がジャンの処刑後からはじめられたという事実はラボーの偉大さを一層強調するものである。以下に紹介するモレオンおよびポーモン両弁護士の『覚書』はいずれも取り返ししようのない悲劇の後

で発表されたのである。

まずモレオンの『ドナ、ピエール、ルイ・カラスのための覚書』⁽⁵⁷⁾から取り上げてみよう。モレオンは冒頭において自己の結論を打ち出している。

「人生の重荷に圧倒された一人の息子が父親の家で自殺した。息子の死体を見て父が発した絶望の声は息子が父の暴力にたいする抵抗と格闘の際に発した叫びと受取られ、父親たちのうちでも最もやさしい父が肉身を殺したというかどで軍刑台上の露と消えていったのである。」⁽⁵⁸⁾

これは法律家の前口上としては唐突かも知れぬが、時と場合によっては有効な論法である。モレオンは自己の結論を裏づける考証と洞察を本文において詳細に展開していくのだ。まず彼が主張する自殺説の一端からたどってみよう。

「兄弟中の最年長であったマル・カントワームだけが両親の賢明な教育を活用しなかった。彼は氣位いが強く烈しい性格の持主であった。自然は彼に様々な才能を与えてくれた。だがそれは種々の障害によって使用されない時は不幸な贈物である。雄弁の魅力にとりつかれ、弁護士で成功するよう生れついていた性格が彼をそこへ導いていったが、環境は彼をそこから遠ざけた。弁護士になるためには、彼の心では認められぬ信仰の承認を偽誓によって獲得しなければならなかったのだ。こうした卑劣な欺瞞は彼にはむいていなかった。だが彼は商人にも不向きであった。こうした焦燥と激情をもった彼の頭悩があのように苦痛と危険をともなった決意を彼にさせたのである。」⁽⁵⁹⁾

「マルクは死ぬ一カ月前に友人のシャリエに語っている、私はジュネーヴへ行く決心をしたよ、あそこで牧師にな

り、もどいたら新教徒に説教をするつもりだ、と。友人は彼に言った、それは絞首台に通ずるような悪い仕事だね、と。マル・カントワースは答えている、なるほど、では他の事を考えてやってみよう、と。

彼はこの時から深い夢想にふけるようになったのだ。たえず自分のみじめな計画にふさわしい陰気な思いにとりまかれていた彼の倦怠をなぐさめるものはセネカやモンテーニュやシェクスピアの書物であった。⁽⁶⁰⁾

これはマルクをハムレット型の青年とみなしたヴォルテールの見解同様に文学的な解釈であるが、自殺説を主張する場合には不可欠の論拠である。だがここでより注目すべきはシャリエの証言である。これはマルクがカトリックに改宗しようとしていたという見解にたいする反証であり、モレオンが後で指摘するところによれば、⁽⁶¹⁾この対話にはもう一人の証人があったとされている。このたぐいの証言あるいは証人はすべて無視されたのだ。一六七〇年の法令第四条第一項⁽⁶²⁾には被告に不利な証言と同様に有利な証言も取り上げるよう明記されているのである。そこでモレオンはあくまで犯人はマルク自身だという自殺説の立場から裏づけを列挙する。

「彼の罪はあまりにも明白である。罪を犯す前の彼をつつんでいた暗い苦惱の色、自殺者の常套手段である首吊り、この忌わしい作業がおこなわれているあいだ家屋を領していた沈黙、紐が肉体にのこした跡、裁縫台の上にたたまっていた故人の衣類、なんら殴打の跡がみられない体、すこしも乱れない下着、以前に変らずきちんとしていた髪の毛、以上のすべては、彼が抵抗せずに死んだこと、殺害者が彼自身であることを証明している。⁽⁶³⁾」

ここでモレオンは鋒先を町役人にむける。特に彼が問題としているのは調書の作成である。

「ダビ氏が調書を作成したのは町役所に帰ってからである。彼はこの誤りに気づいた。人々が確言するところによ

れば、彼はそれを胡麻化するために死者の家での日付に変更するという一層大きな誤りを犯した。カラスの子供たちはこの調書にたいし誤謬である旨の申請書を作ってもらった。だがこの申請書を提出した役人は三カ月の停職に処せられたのである。⁽⁶⁴⁾

前述したように、一六七〇年の法令第四条第一項は調書は場所を移さず、即座に作成さるべきことを命じているのだが、したがってダビは違反と偽造の二重の罪を犯したことになる。しかもカラス家の子供たちからの申請を忠実に取り次いだ役人は不当にも処罰されているのだ。このことは裏返して言えば当局者の中にも正義の士が存在したことになるが、そうした人間が動きうる余地を次々に奪われていったのだ。ダビについて問題とされているのは町役所から依頼された外科医ラマルクである。

「ラマルクは食物をたしかめるために死体の胃袋を解剖させられた。この無智な外科医は消化の生理法則について彼の専門でもない論説を長たらしく述べた後、マル・カントワヌが食事したのは死ぬ三・四時間前と結論を下している。彼は間違っていた。食事がとられたのは精々二時間前ではない。⁽⁶⁵⁾」

ラマルクがどれほど無能な医者であったかは不明だが、最初にやってきたゴスの診断が正しかったとすれば、マルクは発見より二時間前に死んだことになっているから、モレオンのラマルク非難は正当と言えよう。

つぎに問題とされているのは証言命令書によって駆り出された百五十人にのぼる証人たちの証言内容である。(もとも後世の一研究によれば証人の数は六〇名程度とされているが)⁽⁶⁶⁾これらの証人たちの中からモレオンがとりわけ槍玉にあげたのはベルジュローどい人物である。ベルジュローが書いた報告によれば、彼がカラスの店先を通りか

かった時、父親ジャンが息子について「彼が宗旨を変えるならば、わしは彼を殺してやる」と言っているのを聞いた、ということだ。こうした証言をおこなっているのはベルジュローただ一人で他に証人が存在しなかったから当然その信憑性は問題とされなければならなかった。もっともクードルという貧しい女が同じような証言をおこなっているが、この女は事件の少し前にジャンから貸売りを断わられたことがあり、その逆恨みから出まかせを述べたらしく、後に悔悛の情にかられ町役所前の広場で自分の偽証を公衆に言明しているのである。したがってベルジュローの証言内容と一致する証拠は存在しなかったのだ。しかしジャンがマルクになんらかの脅迫を加えていたという証言のすべてが伝聞によるものでしかなかった中でベルジュローの証言だけは本人直接の経験であったのだ。それだけに彼の証言は当局側にとってもっとも有力な資料と映じたのである。これについてモレオンは以下のように反駁している。

「父親の言葉は行為の変更を指していたのだ。だが事実には誤った意味をあたえてしまった証人は言葉を歪曲した。またわしは殺してやるなどとカラスが言ったはずもないが、たとえ証言どおりであったとしても、それは大きな間違いを仕出かした子供にむかって極度の愛情から父親たちの唇にのぼる発作的表現にすぎないし、考えぬいた揚句の言い方ではない。」⁽⁶⁷⁾

これこそ真に人の子の親にしてはじめて吐きうる名言である。こうしたヒューマンな感覚の持主モレオンの法律家としての信念は何処にあったのか。

「法律は人間から生命を奪うためには光よりも明るい証拠を望んでいる。ここで法律が語っているのはわれわれの理性の光ではない。人間たちが相互に異議をとなえあっている理性の光はなんと頼りない当てにならないものである

うか。それは或る人に見えない物を他の人には見せ、情念によって眩まされ、われわれの人間関係によって弱められるものだ。だが法律が語っている自然の光は恣意的なものをなんらもたない、それは人間の眼を照らす太陽の光である。⁽⁶⁸⁾

こうしてモレオンはツールーズ高等法院の判決につきのような批判をおこなっている。

「カラスへの反対票がもう一票すくなかったならば、カラスは死ななかつたのだ。というのは、法律は最終判決におけるきびしい意見の方が二票多いことを望んでいるからだ(一六七〇年の法令、第二五条、第二二項)。ところでカラスの裁判官十三名のうち判決に反対したのは五人であった。したがって他の八名の裁判官のうちの一人が永いあいだ真実と誤謬の間をさまよつた末に後者に組みしたということがなかつたならば、六票対七票となつていたはずである。その場合は、法令の表現で言えばより穏やかな決定が、厳正な表現で言えばもつとも正当な決定が勝利をおさめたはずである。したがってカラスに死をあたえたのは実際たゞ一人の人間の過ちなのだ。したがってこの謬りはより分りやすいものとなる。またそれは息子の殺害者にさせられた父親の罪よりも千倍も本当らしく見えるのである。⁽⁶⁹⁾」

以上の批判はいささか感情に走りすぎた面があるが、モレオンの弁論の一貫した性格からして当然の帰結に他ならなかつた。この文学的な弁論に比較してポーモンの『カラス未亡人アンヌ・カピベルと彼女の子供たちのための参考覚書および意見書⁽⁷⁰⁾』はより科学性を帯びている。まずポーモンは彼が覚書をつくるにあたって事件の真相をたしかめるために使用した資料を五種類に分けて紹介する。

(一)ツールーズ高等法院の弁護士シュードルの三つの覚書、『この町の商人ジャン・カラス氏、氏の妻アンヌ・ロー

ズ・カピベル、彼らの子供の一人ジャン・ピエール・カラスのための覚書」(十二折版、一〇四頁)、『統カラス家の令嬢のために』(十二折版、五六頁)、『考察』(十二折版、八頁)

(二) デュルー・フィスと署名された『意見書』(十二折版、七二頁)

(三) ゴベール・ラヴェスのための二つの『覚書』、一つはツールーズ高等法院の弁護士であるゴベールの父と兄による覚書(十二折版、五二頁)、他はゴベール自身の覚書(十二折版、三六頁)

(四) カトリックに改宗したルイ・カラスの『言明』(十二折版、七頁)

(五) カラス夫人および息子ドナが大法官等に捧げた二通の書簡(十二折版、七頁)⁽⁷⁾

最後にあげられている二通の書簡は前にも述べたようにヴォルテールの筆になったものであり、これによってもヴォルテールとポーモンの間には緊密な交渉があったことを認めなければなるまい。また以上の五種類の文献中に入れられてないが、ポーモン自身はつきりと参照したことを述べている資料に前述のロワゾー・ド・モレオンの『覚書』があったことを附言しておく必要がある。その意味からモレオンの覚書を先に論じたのである。したがって両者の弁論には共通した内容がかなり多く見られる。そこで重複をさけつつポーモン独自の発言に注目してみよう。

もちろんポーモンの主張するところもマル・カントワーヌは自殺したという線であるが、彼は外部からの侵入者による他殺の可能性をも考えた。というのは、通りに面した店の扉に錠が下されていたことは確認されているが、家のわきにあった通路に面した扉の方は開いていたとされているからだ。それが家人によって閉め忘れられたものか、侵入者が家人が閉める前に入りこんで犯行後に開けて逃げたのか、は不明である。被告たちの証言では、食事中は普通

すべての扉は閉められることになっていた。そこでポーモンの解釈はつぎのとおりである。

「小路に面したカラス家の入口は夜まで開け放しになっており、寝る時刻にはじめて大きな鍵で閉められるのであった。家の奥には広い中庭があり、そこには地主一家が住む一団の住居があった。カラス家の人々は通りに面して住み、その庭を利用しなかったのだ。だからどんな見知らぬ人間でもカラス家におかまいなしに小路や中庭に通ることができたのである。」⁽⁷³⁾

この程度の説明では外部の者による犯行と断定しうるはずもなく、ポーモン自身この仮説に執着することを避けているようだ。というのは、この線を強調しすぎると、肝腎の自殺説がそれだけ弱まり、諸説対立ということになり、ひいてはカラス一家に不利なケースがえらばれてもさほどに故意の印象をあたえずにすむという心配があったからだ。おそらくポーモンは一途な内部犯行説に水を差す程度の意図をこの仮説に託したのであろう。それにたいして自殺説の裏づけは詳細をきわめたものとなっている。

「扉（マルクが首吊りに使ったとされる）は高さ九パンすなわち六ピエ（約二メートル）あり、その上部は透き格子で出来ており、その両開きの扉は蝶番や帯金のはずされていたが、すこし接近すると開きも動きもせず床に固定した。扉の上には梱包用の綱や紐がかかり、そこには端が平たい棒しかも人間の体重に充分耐えられる棒が置かれていた。その間口は四・五バン（約一メートル）あり、両扉は互いに四ブリス（約十センチ）も近づけば習慣的に動かなくなつて固定し、四・五ブリスの長さの棒の両端をしっかりと支えることができた。それに踏台、椅子、荷造りされた品物、扉の明り格子が行動を容易にさせていたし、首吊りを可能にさせていた、したがって自殺は明白と思われるの

であった。実際、事件の翌日、綱と棒が町役所に持って行かれる（これらの証拠物件は当夜あわてて忘れられていた）前に、何人かの若者が棒を置いて首吊りをくりかえしてみたが、はげしく身体を動かしても扉や棒の位置に変わりはなかった。この実験は見張りの兵卒たちに目撃されたし、彼ら自身それを試みているのである。⁽⁷⁴⁾

モレオンによって性格や環境から証明された自殺説はポーモンによって物理的証明を加えられたのである。このように自殺説を確立したポーモンは所謂単独犯行説にたいして三つの反対理由をかかげている。第一は精神的不可可能性（三男ルイを改宗させた張本人である女中ジャンヌを相変らず使用していたし、またマルクの身辺からはカトリック関係の書物は一冊も発見されなかった）、第二は物理的不可可能性（六八才になる老父が血気盛んな二八才の息子をなんの抵抗もなしに殺害しうるはずはなかった）、第三は法律的不可可能性（ジャンヌとラヴェスをふくめて五人の被告全員が一時も離れなかったと述べているのに父親だけが断罪され、他の四人は釈放された）である。これら三つの不可可能性を無視して当局がジャンに罪を被せた証拠は何であったか。ポーモンはそれらを以下の四種に分類している、

(一)カトリックに改宗した三男ルイあるいはマル・カントワーズに関連して父親になすりつけられた悪罵や虐待、(二)改宗についてピエール・カラスになすりつけられた言辞、(三)マル・カントワーズにおける改宗の徴候と改宗に関するプロテスタント教会の方針、(四)事件そのものに関連した証拠および伝聞。ポーモンが四種に分類した当局側の証拠を逐一ここに引用することはもはや無用であるが、ポーモンが「発見がおくれすぎた」資料として提出している以下の手紙はマルクの改宗説にたいする有力な反証となるものである。

「ここに私の弟（四男ドナ）宛ての手紙が同封してございますが、これを御覧になった上で彼に封印してお渡し下

さいませ。私供は不景気にひどく悩まされ苦しい状態にありますが、私は弟のために父にうまく言うつもりです。ところで一方では私たち一家の脱走者（三男ルイ）には困っております。彼は私たちに金を出させようと強引に運動しているのです。この話は内密にねがいますが、⁽⁷⁶⁾

これはマルクが一七六一年一月一八日付で当時ニームにいたカザンに宛てた書簡である。そこには徒弟奉公に出ている幼い弟ドナにたいする温かい思いやりと改宗者ルイの我儘ぶりにたいする憤りがはっきりとうかがわれるのだ。文中に不景氣と述べられているのは七年戦争による購買力の低下を指しているものである。またルイの強引な運動とは改宗者は父親から仕送りを受け得るといふ法律を楯にして当局者を介して金をせびっていたルイの態度を指したものであろう。だが問題はそんな所にあるのではない。ここで重要なのはマルクが改宗にたいしてなんらの同情も示していないことである。したがってポーモンが言うようにこの手紙の発見はたしかにおそすぎた。だがはたしてこれが判決前に発見されていたならば事件は根本的に変わっていたであろうか。それは大いに疑問である。白を黒と強弁することを辞さない狂信の徒にとってはいかなる反証も無効であったはずだ。彼らの魔手を脱するには抵抗か逃亡以外に方法はなかったのだ。だがすでに一人の犠牲者の血が流されてしまった以上、残された者の権利の回復こそ問題である。そこでポーモンは彼ら四人のために上訴の方策を検討する。彼によれば、上訴には二種類あり、一は法令や慣習法の文面に反した判決にたいする破毀上告であり、他は原判決と別個の判決を求める再審請求であるが、参議院規則第四条第二項はこれら二つの要求を合せ上訴することを許していた。⁽⁷⁶⁾この道こそカラス一家に残された唯一の希望である、とポーモンは結んでいる。

以上がエリー・ド・ポーモンの『覚書』の骨子であるが、前述したように、彼にカラス弁護を依頼した陰の人物はヴォルテールである。

「私は世の中でもっとも正しい事を要求しているもっとも不幸な女性を貴方に紹介いたします。いかなる手段を講ずべきか早急にお知らせ下さい。深く感謝いたします。私は貴方のような立派な才能の御方に感謝しうることを幸甚に存じております。またかくも奇妙にして重大な裁判は貴方に限りない名譽をあたえるでしょうし、その名譽は貴方の高貴な御職業に早晚幸運をもたらすでしょう。私をもっとも強い関心をいだいている事件はきわめて異常なものでありますから異常な手段を必要とするでしょう。」(一七六二年六月一日、デリースにて)

この長老の期待に応えるべくポーモンは筆をとったのである。こうして二人の間には幾多の文通がおこなわれるが、一七六三年三月七日、カラス一家の請願が取り上げられるに到った時、ヴォルテールはポーモンにつきのような祝福の手紙を送っている。

「私は貴方の洗礼者ヨワネであったにすぎません。貴方はカラス家の救い主です。私は十五人の弁護士によって署名された貴方々の覚書を拝見して以来事件の成功を信じておりました。」(一七六三年三月一日付)

これら法曹家たちを別にしてもヴォルテールの闘争に直接間接に協力した人々の数はかなりにのぼるはずである。直接に協力した人々については若干ふれてきたが、ここでは間接に協力した人物について述べておきたい。その代表にあげられるのがデイドロである。彼とヴォルテールの間柄はルソーほど疎遠ではなかったが、決してダランペールほど親密ではなかった。だがカラス事件に関するかぎりデイドロはほとんど熱狂的ともいえるほどの讃辞をヴォ

ルテールに呈しているのだ。彼は愛人ソフィ・ヴォラン嬢に宛ててつぎのような手紙を出している。

「カラス事件に関する二つの新しい書類があります。それは兄弟によって大法官殿宛てに提出された請願書のようなものです。すぐに印刷されないうででしたら複写させましょう。

貴女はツールーズのあの判決の残酷さに吃驚りしておられますが、考えてもごらん下さい、僧侶たちが息子を殉教者として葬ってしまったのです。もし彼らが父親を無罪としたならば、その殉教者を掘り出し質の子の上のせて引き廻わさなければならなかったでしょう。このために裁判官の一人は頭がおかしくなりました。この不幸な一家のために筆をとっているのがヴォルテールです。おお、愛する人よ、なんとすばらしい天才の用い様でしょう。こうした人物こそ不正に反抗し美德の魅力を感じうる魂と感性の持主にちがいありません。」（一七六二年八月八日付）

これと同様の讃辞が傑作『ラモーの甥』の中でも述べられていることはデイドロがヴォルテールの活躍に並々ならぬ共感をいだいていたことを示すものである。だがデイドロは当代随一のフィロゾフであり稀代の毒舌家である、ひたすら讃辞を呈するに留まれる御人ではない、彼独自の見解が吐露されぬはずはなかった。はたせるかな九月三日付ヴォラン嬢宛ての書簡はキケロの雄弁と喧伝された前述のポーモンの『覚書』および『意見書』を問題としている。

「私は貴方にエリー・ド・ポーモンによるカラス一家のための意見書を送りました。また来週の日曜には覚書の方を送ります。

これらの作品のどちらにもデモステネスやキケロの雄弁が独占した若干の論法が利用されているとは思われないの

です。」⁽⁷⁸⁾

ヴォルテールを後楯とするボーモンを批判（もちろん非難の意図はない）することは御大にたいする批判となるが、実際デイドロはそのつもりであったようだ、なぜならば、彼は同書簡で「たしかに、この事件には、弁護士たちもヴォルテールも気づいてない事柄が他に何百もあるのです」と述べているからだ。しからばデイドロがボーモンの弁論中に利用されてないと指摘するキケロ的論法とはいかなるものであるか。彼は二つの論点にしばってその範例を示している。

「それらの論法の第一は六〇余年にわたる生涯を貫ぬいてきたこの人物の誠実さです。立派に過ごされた生涯が善人と悪人の間で悪意の攻撃と不確かな罪の疑いにたいする防禦とならないならば、それは一体何の役に立ちましょう。善人にとってこれ以上に有利な発言がありませんか。また悪人にとってこれ以上に不利な陳述がありませんか。善人も悪人も平等の運命にゆだねられるのでしょうか。認められている名譽と善徳の立場を弁護して裁判官たちにこう述べるべきであったと私には思われます、老いたる父が、そこで愛され敬われ静かに生活してきたし、また死んでいくつもりであったところの家族の胸から、伝聞証拠によってもぎとられ処刑台に送られるのを見るならば、暗黒の未来が何を自分に予定しているかと恐怖におびえぬ人はいません、と。善人は自らのうちに事件から彼を守ってくれるものをなんら見出せません。カラスの死後、善人たちは自分の過去の行為が法律にたいして無力であることを苦痛を以て知るのです。諸氏よ、善良なる人々に安心をあたえよ、諸氏が善徳に認めておられる重みを彼らに示して人々を善徳に導きたまえ。もし告発された悪人が彼の過去の行為によって諸氏から半ば有罪と認められるとするならば、何

故に善人が彼の過去の行為によって半ば無罪と認めなければならないのでありましょうか。⁽⁷⁹⁾」

愛人への言葉と裁判官に向けた文句が微妙に交錯しているだけに、むろん拙訳では原文の格調を伝えたいが、文意はいたって明快である。前にも述べたが、モレオンの弁論はやや文学的であり(デイドロが言う、キケロ的論法に近いのではなからうか)、ポーモンの弁論はやや科学的である。その点ではデイドロの批判は正しいように思われる。だがこの論法が当時の法廷においてどれほどの偉力を發揮しえたであろうか。またこの程度の説得力はヴォルテールの文章(カラス事件に関する)の中に見出されなかったであろうか。この意味合いからデイドロの論法がヴォルテールやポーモンの弁論の欠陥を格別衝いたとは考えられないのである。この第一の論法が道徳的であるとすれば、第二の論法は哲学的であったと言えよう。

「第二の論点はカラスの死についてです。もしこの人物が改宗を恐れて息子を殺したのであれば、彼は狂信者です。それも想像しうるかぎりでもっとも激越な狂信者の一人です。彼は神を信じ、自己の生命や息子よりも自分の宗教を愛し、背教者としての息子よりは死者としての息子を愛したのです。したがって彼の罪は英雄的行為として、彼の息子は神に捧げられた犠牲としてみなされなければなりません。この場合、彼の陳述はどうあるべきでしょうか。また昔の狂信者たちの申し立てはどうあったでしょうか。それは以下のとおりです、『はい、私は息子を殺しました。もう一度やれと仰言るならば、私はまた彼を殺すでしょう。私は彼が自分の宗教を棄てるのを耳にするよりは彼の血の中に私の手を突きこむことを望みました。もしこれが罪であるならば、私はそれを犯したのですから、どうか私を責めていただきたい。』ところがカラスは自分の無罪を抗議しているのです。彼は神を証人とし、息子の死を何らか

の未知の隠れた過ちにたいする罪とみなし、もし自分が告発された罪に値するならば、人間によって裁かれたと同様のきびしさを以て神に裁かれることを望んだのです。彼は息子にあたえられた死を罪と叫び、神の法廷で裁判官たちを待ちうけ、彼らを打破しようとしたのです。もし彼が罪人であるならば、彼は天地を前に嘘をついたことになり、最後の瞬間の偽りによって自らに永劫の刑罰を課したことになります。これでは彼は無神論者です。彼の言いは無神論者のそれです。だが彼が無神論者であれば、彼はもはや狂信者ではありませんし、したがって息子を殺さなかったことになりません。私だったら裁判官たちに申し込もう、これらのいずれかをえらびたまえ、と。」⁽⁸⁰⁾

いかにもデイドロらしい才気にあふれた論法であるが、これがはたして実戦用の武器としてどこまで役立ちえたであろうか。事態は『ヴェニス商人』のポーシアの名科白によって左右されるほど生易さしいものではなかったはずである。もちろんデイドロは大真面目に筆をとっていたにちがいない、なぜならば、愛人への手紙という私的な場においてのみならず公けの批判や反駁においても以上のような発想形式はデイドロが好んで用いたものであるからだ。しかしこの場合の発言としてはいささか観念的にすぎたようである。したがって当時のフィロゾフたちがどのような関心を以てこの事件を見守っていたかを知るための一資料として注目したまでである。

ところで世間一般の関心はどの程度であったのだろうか。世間といってもピンからキリまでであるが、ウィットの描写は痛烈である。

「ベッカリアの『犯罪と刑罰について』に夢中であった多くの美しい女たちがダミアンの処刑を一時間以上も野暮な好奇心を以て見ていた。」⁽⁸¹⁾

この記述を全面的に認めることはできないが（というのはダミアンの処刑は『犯罪と刑罰について』の初版刊行年より七年前の一七五七年であるから）、ユゴーの少年時代の体験から連想するならば、これが案外当時の上流あるいは中流階級の女たちの実体であったかも知れない。ヴォルテールが働らきかけなければならなかったのはこうした女たちをふくめたサロン人である。したがってカラス事件も当初はおそらく猟奇的事件以上のものとは受けとられなかったはずである。だが運動が進展するにつれて世人の関心も純粹に同情的になってきたのだ。たとえば、前述せるカラスの版画の値段は一部六リーヴルであったが、カラス未亡人に手渡された売上げ金が約四千リーヴルとなっているから、すくなくとも六百人からの購入者があったことになる。もちろんこれはパリのみならずフランス内外からの申込みによるものであったが、やはり世間の関心が相当なものであったことを示す数字ではあるまいか。この版画予約募集計画を発表したものにグリム編集の『文学通信』がある。グリムはフィロゾーフの間では香しからぬ噂の持主であったが、この事件では積極的にカラス弁護のために一役買っているのだ。

「この恐るべき事件、もっとも過激な狂信の渦の悲しむべき記念碑は、全ヨーロッパ人の事件となった、そしてあの恐ろしい裁判官たちの評判に永久の汚点をしるすことになる⁽³²⁾。」

このグリムのアピールによってヨーロッパにひろく散在した『文学通信』の購読者たちが事件にいたくにいたった関心も決して小さくはなかったであろう。このようにカラス裁判が勝利をおさめるまでには当時の啓蒙運動家たちが私情を越えて協力をつづけていたのである。

ところで再審によって自分たちの原判決を廃棄させられたツールーズ高等法院や町役所の動きはどうであったか。

彼らは中央の決定を認容せず、なお頑強に自説を主張しつづけたのだ。しかし事件の張本人であったダビ・ド・ボドリーグはどうなったか。彼はすでに解職され、抵抗の場を完全に失ってしまった。一説によれば、⁽⁸³⁾彼は自責の念にかられて自殺したと伝えられるが、それ以上に注目すべきエピソードはダビの孫にあたるトリスタンIIダビ・デスカロヌヌという人が大革命期(一七九三)に断頭台に送られていることである。この一事をみてもカラス事件が大革命まで尾を引いていたことを知ることができよう。しからばフランス革命当時におけるカラス事件とはどのような問題を提起したのであろうか。

一七九一年七月六日、パリの共和国劇場はマリー・ジョゼフ・シエニエ作『ジャン・カラス』⁽⁸⁴⁾(五幕韻文悲劇)を上演した。初演当時の配役は以下のとおりである。

ジャン・カラス	モンヴェル
カラス夫人	ヴェストリ
ピエール・カラス	シャチオン
ルイ・カラス	サン・クレール
友人	ケネル
女中	ジェルメン
クレラック	ヴァロワ
ラ・サール	タルマ
	裁判官

修道僧

.....モンヴェイル

牢番

.....シュヴァリエ

裁判官たち

.....無言の人物たち

書記一人

もちろん舞台はツールーズである。第一幕第一場は町の広場における二人の裁判官すなわちクレラクとラ・サールの対話ではじまる。すでに指摘したように兩人とも実在の人物であった。とりわけラ・サールはカラスの無罪を主張した裁判官である。盲目の狂信と頑迷な法律を敵にまわして闘い悩むラ・サールこそ悲劇の真実の主人公とされているのだ。それを演ずるは一代の名優タルマである。作者シエニエはこの人物の口を通じて不法を難し寛容を説かせているが、もっとも感動的な場面は第五幕第二場のラ・サールとカラス夫人の対話である。

ラ・サール 私のことだけは聞いてください、

カラス夫人 これ以上何をせよと仰言るのでございます、

ラ・サール 私が救いと信ずる意見を容れてください、

カラス夫人 一体それは何でしょうか、

ラ・サール 逃げることです、

カラス夫人 不幸なわが夫よ、

カラス事件

ラ・サール 逃げるのです、猶予はなりません、この恐るべき町を去るのです、すべての人々があの不当な判決に拍手を送っているのです、

カラス夫人 わが夫よ、

ラ・サール もはや手おくれです、彼はまさに生を絶とうとしています、

カラス夫人 すべては失われました、

ラ・サール 名誉、名誉は失われていません、

ドラマとしてはヴィクトル・デュカンジュの『カラス』(一八一九)の方がすぐれていると言われるが、文学的評価を別とすれば、革命によって新しい社会正義に目覚めた観客たちがシェニエの思想劇にさかんな拍手喝采を送ったであろうことは容易に想像されよう。その結果が国民議会におけるカラスの名誉顕彰の動きとなって現れたのである。一七九三年ブリュメール二十五日、代議員チュリオによって提出された動議はカラスについてつぎのように述べている。

「私は、諸君がカラスを記念するためにラ・パールにたいすると同様の政令を出し、新しい道義をたたえるためにカラスが亡くなった広場に自然と父の愛に捧ぐ、国民議会、と銘打った石碑を建てさせるよう、要求します⁽⁸⁵⁾。」

ここに言われる新しい道義とか自然はフランス革命によって謳われたルソウ的モラルであり自然であることは断るまでもあるまい。ついでブリュメール二九日、メルランがチュリオの動議にもとずいて作られた政令文を読み上げた。

「第一条、国民議会は、カラスが狂信のために非業の死を遂げた広場に共和国の出費によって自然と父性愛と狂信の犠牲者カラスに捧ぐ、国民議會、と銘打った大理石の記念碑が建てられるよう、命令する。

第二条、当命令の実施をまかせられた執行委員会は県内の廃止された教会内で理性によって狂信から奪取された大理石を以て記念碑を建てさせるであらう。⁽⁸⁶⁾」

この政令が国民議會において承認されたことは言うまでもない。フリメール十一日には、カラスの遺族であるルイ・カラス（彼は当時ジャコパンになっていた）と二人の姉妹が以上の決議に感謝の意を表するために国民議會を訪れている。この時、彼らは父親ジャン・カラスの債権者たちにたいする支払い用の賠償金を要求しているのである。

この要求は立法委員会にまわされて検討され、つぎのような草案が作成された。

「第一条、一七六三年九月三日のツールーズ旧高等法院の配分判決に登記されたジャン・カラスの正当な債権者たちは然るべき金額を国庫より支払われるであらう。

第二条、このため配分の判決が急送され、彼らの債権證書は総清算人事務所において一カ月内に渡されるであらう、それを過ぎると無効である。

第三条、窮乏しているカラスの子供たちの債権者たちは公安委員会にまわされ、同委員会は直ちに報告をおこなうであらう。⁽⁸⁷⁾」

これがカラス一家にあたえられるべき最後の贈物であったが、まもなく革命はつまずき、この命令は発効するにはいたらなかったのである。ここにおいて所謂カラス事件は三十有余年にわたる歴史の幕を一応閉じることになったの

だ。

第五章 事件と現代

国民議会の決定によってツールーズに建てられたはずの記念碑はとうに撤去されてしまったのか或いは最初から建てられなかったのか不明であるが、カラス家の屋敷は現在もほぼ昔のままに残されているそうである。事件を知る者にとっては、その建物の前に立つならば、おそらく二百年前の当夜の光景がまざまざと蘇ってくるであろう。それは不気味な思い出を語りつづけると共に狂信への激しい憎悪をたえず駆り立ててきたはずである。実際、カラス事件をめぐるの発言は二百年間を通じてかなりの量にのぼっており、十九世紀前半までにかぎってみてもレイヤ、ダルジ、シユニエ、ダバンクール、ピュジウル、デユカンジュの芝居をはじめ、ダルデギエ、ジュブラン、プジェルヴィル、ブルグルム等の無罪論、ラフォン、メージュ、ユック、ヴェルネ等の有罪論を数えうるし、フランス以外の国でも多数の文献を見出すことができる。⁽⁸⁸⁾これらはカラス事件がもつ歴史的意義や国際的影響を探るためには不可欠の資料にちがいないが、コクレルも批判しているようにそのほとんどが厳密な考証を経ない独断的感情論のたぐいなのだ。また資料蒐集の上からも現在の私にはそれらの文献すべてに眼を通すことが不可能である。したがってこの問題は将来にゆずることとして、ここでは二〇世紀に入ってからの注目すべき見解あるいは発見に限定して検討してみることにはしたい。

まず風変わりなところからはじめるならば、文学史家として有名なエミール・ファゲの『カラス』(一九二一)⁽⁸⁹⁾があげ

られよう。ファゲ自身が序論で述べているところによれば、この論文はレオポル・ラバの『フィラチエ街の惨劇。ジャン・カラス』⁽⁹⁰⁾(一九一〇)に負う所が大きく、その他にコクレルやマモンティユ⁽⁹¹⁾の研究を参照したとされている。これは特に専門家としての発言でないだけに、かえって現代の知性一般の在り様と関連して興味深いものである。ファゲは事件の核心を論ずるに先き立ち父親ジャン・カラスの人格について述べている。

「父親の性格はどうであったか。証言はまちまちで、或る者はきわめて柔和な性格だと述べ、他の者はきわめて厳格な性格だと述べている。だが確かな事実は、彼が当時の法律、それは馬鹿げたものだが、に従って、カトリックに改宗した息子にわたすべき扶養料を充分に払わなかったことである。そこでルイ・カラスは払ってもらうために一七六〇年から六一年の間にツールーズの代官アンブラール氏および知事サン・プリエ氏にはたらきかけざるをえなかったのだ。」⁽⁹²⁾

つまりジャンは法律を守ろうとしない頑固な父親というレッテルをあらかじめはらわれているのである。こうした性格規定をまず打ち出すことは特に犯罪を問題とする場合いかなる意味をもってくるであろうか。従来多くの刑法学者の間で重んじられてきた「性格は責任を増大し、動機はそれを軽減する」という立場からすれば、ファゲの提言は或種の罪証を供することにならないであろうか。また一つの行為を取り上げてその人間の性格を規定することは多分に問題である。しかもジャンの払い方が充分でなかった事情が実証されていないし、後で述べるようにウェイスマガランの研究によってその反証すらおこなわれているのである。したがってファゲの論じ方は最初からきわめて危険な方向を示すものだ。ついで彼は長男マルクの性格にふれる。

「マル・カントワースとはどのような人間であったか。多くの証言によれば、彼は父親の職業に精を出そうという気がなかった変り者で、非難にはあたらないうが少くとも不規則で辻褄の合わない行為があり、法律を勉強したが、プロテスタントであったために弁護士になれず、他方では、カトリックの教会へ足しげく通い、弟のように扶養料をもらいたいためか或いは弁護士になりたいためかは不明であったが、カトリックになりたいという、確固たるものでないにせよ、明白な気持を表していたのだ。」⁽⁹⁸⁾

前述したように弁護士モレオンはマルクをハムレット型の人間と規定しているのだ。文学者である以上なおさらそうした見方をすべきだという理由はないが、何故ファゲはその点に言及しなかったのであろうか。それらはおそらくマルクをシェクスピアの作中人物になぞらえた人々の意図が彼の自殺を主張することにあつたためであらう、⁽⁹⁹⁾ことは、ファゲは自殺の線を避けるためにあえてそうした文学的解釈を無視したのではなからうか。脇道にそれたくないという理由からの沈黙としても、それなりに一言あつて然るべきところであらう。またマルクがカトリックの教会へ足しげく通つたという事実に關しては、当時廿八才のマルクと廿五才になつていたルイ（改宗者）とは脊格好も似かよつていたであらうから証人たちの見誤りということが充分考えられたはずである。マルクの改宗意志にしてもニームのカザンに宛てた彼の書簡からして否定されるべき要素がきわめて濃厚であつた。それをなんの疑いもさしはさまず事実と決めてかかつているのは独断と言わなければなるまい。もちろんファゲも最初からカラスの犯行と断じているわけではない。彼は例の書簡（町役所に留置された容疑者たちに外部から牢番を通じて届けられたといわれる三通の手紙）を取り上げることよつて事件の核心にふれうると信じたのである。

「これら三通の手紙は牢番にわたされた。彼は一通を父親カラスに手渡したが、思い返し、ピエールとラヴェスに宛てた手紙は押さえて裁判官の方へまわした。ところでラヴェスに宛てた手紙はこんな意味であった。

《君が発見した時の君の友人の態度がどんなであったかを忘れずに述べなさい、もし君が最初の陳述でそれを述べなかつたのであれば、また、それを見なかつたと述べてしまったのならば、それは自殺者の死体は贖の子にのせて引き廻されるという一家の不名誉を怖れた父親の意見に従って事実をかくすよう君に頼んだ次男のすすめによるものだ、と述べることを忘れてはなりません。君が、ああ、お父さん、ああ、お父さん、と叫び声を聞いたかどうか思い出しなさい、というのは、そういう叫びを耳にしたという近所の人がいるからです、曖昧を一切除くためには誰がそう叫んだかを指示する必要があります。》

ピエールに宛てた手紙も同じだが、つぎのことがよけいに書かれていた。

《私がこの手紙に署名することは不要でしょう。なぜならば昨晩食事の時に私が君に話しかけたことを君は覚えていられるでしょうから。》

これら三通の書簡のもつ意味はたしかに重大であった、というのは、次男ピエールに宛てた手紙の最後には「ツールズにて、一七六一年十月十四日夜」と書きこまれているからである。そこから昨晩、と言えば十三日夜すなわち事件当夜にあたり、五人の容疑者以外にこの手紙の主がカラス家に居合わせたこととなり、被告たちの供述は根柢から崩されてしまうのだ。形式的に推論するならば疑惑は当然であろう。だが一家を救おうとしていた手紙の主が彼らにとって致命的な証拠となるような事柄をあえて述べるはずがあったらうか。この過ちはあまりに見えすいたものであ

る、すなわち筆者は日付を誤記したのだ。町役所の牢につながれたカラス一家を弁護士カリエールが訪れたのは十四日である。そこで彼は一人々々から事情を聞いて帰ってから三通のアドヴァイスをしたためたのだ。カリエールは十五日のつもりで十四日と書いてしまったにちがいない。たとえこうした経緯を想像しえないまでも見えずいた誤謬をそのまま採用することは残酷である。ここにおいてファゲは一家の犯行と完全に信じこんでしまっているようだ。ついで彼は事件について考えられうる七つのヒポテーズを想定して各ケースを検討している。⁽⁹⁵⁾

第一の仮説、九時に階下へ降りたマル・カントワーヌは外部から入った暗殺者によって絞殺された。この仮説にたいするファゲの反論は、マルクは敵をもたなかった、かりに強盗の仕業としても何も盗まれてない、また家中の扉は閉めてあった、さらに階上の誰もが物音を聞いてないではないか、というのである。弁護士ボーモンも侵入者による殺害の可能性を認めたが実証性は見出しえなかった以上、ファゲの反論は一応妥当であろう。

第二の仮説、マル・カントワーヌは自分で首を吊った。この仮説にたいするファゲの反駁はごく単純で、マルクが観音開きの扉と紐と棒で首を吊ることは不可能だ、というだけである。マルクが上衣をきちんとたたんで置いたという自殺者特有の証拠もファゲにとっては取るに足りない事柄としか映じてない。

第三の仮説、マル・カントワーヌは自殺したが、首は吊らなかつた。もし自殺というケースに可能性があるとすれば、これ以外にはありえない、とファゲは主張する、なぜならば、この方法なら紐を用いるだけで充分であるからだ、なにも扉や棒を持ち出すまでもあるまい。この第三の仮説こそ何人も気づかなかつたものだ。とファゲは自画礼讃しているのだ。だが単純か複雑という見地から自殺の可能性を決めつけることがはたして妥当であろうか。動物ですら神

秘な死の習性をもっている。まして人間の自殺心理は常人のメンタリティを超えた次元にあるはずだ。ファゲの立論は安易な思いつき以上に出るものではない。

第四の仮説、父親カラスが息子を首吊りにした、或いは絞殺してから首吊りにした。ファゲの所説によれば、父親は息子の後をつけて降りてきて彼を吊るか絞め殺すかして再び二階へもどった、というのだ。彼は六八才の老父が二八才の血気さかんな息子を単独でなんの抵抗も受けずに殺すことはできまいというヴォルテール等の反論を愚劣な誇張として拒けている。

第五の仮説、カラスはラヴェエスの助けをかりて息子を絞殺した。これがもっとも可能性のあるケースだとファゲは主張する。やはり第四の父親単独犯行説では心許ないとも言うのか。

第六の仮説、カラスは息子マル・カントワースを別の息子ジャン・ピエールと共力して殺した。この場合、ラヴェエスは階上のカラス夫人の注意をそらすために道化役をつとめていたことになっている。

第七の仮説、カラスはジャン・ピエールおよびラヴェエスと共同して息子を殺した。この場合、階上に一人残されたカラス夫人の眼を胡麻化す役目の人物がいなことになるが、物理的には犯行はもっとも容易なはずである。

ファゲがあげた仮説は以上ですべてだが、ここまで列挙したからには第八の仮説（母親も加えた四人の共犯）第九の仮説（女中をも加えた五人の共犯）も当然たてられるべきであった。母親にしても熱心なプロテスタントであったのではないか。奇妙な所で遠慮したものである。ともかく共犯者の有無にかかわらず父親の犯行と断定したファゲは最後につぎのように述べている。

「以上の事すべては、自分たちと同じように考えることを絶対に要求し、自分たちと同じように考えない者をできるだけ虐げる為政者が存在したこと、に起因する。十八世紀もそうであったが、現在もそうである。癡猛な白痴の為政者が存在するのだ。被治者が自分たちと同じように考えることを望むような為政者は悪魔にさらわれるがよからう、私はそのためには悪魔が実在するよう望む者だ。」⁽⁹⁶⁾

まことに結構な御慈悲と申さねばならない。カラスが犯した罪は専制政治の落し子だというわけである。この一文をみただけでもエミール・ファゲという男がいかにか低俗な人物であったかを知ることができよう。それにしても紙数を割きすぎたかも知れぬが、こういう高名な俗物がいつの世にも跡を絶ないことを肝銘すべきであろう。

第二次大戦以前においてカラスの犯行と認めた論著の中でもっとも注目さるべきはマルク・シャセーニュの『カラス事件』⁽⁹⁷⁾（一九二八）である。これは同じ有罪論にしてもファゲのよりはるかに柔軟性と実証性をもった研究である。シャセーニュは一七六一年および六二年のツールーズの町役所と高等法院の訴訟記録や一七六四年および六五年のバリエ再審法廷における記録等を丹念に検討しているのだ。しかしどれほど資料に富んでいようと真実を見出すためには研究の主体性が問題である。色眼鏡で見れば白も黒と映じてくるのだ。以下シャセーニュの主要な論拠を紹介しつつ彼の論法を批判していこう。

シャセーニュの論述の順序にしたがうならば、まずマルクの文学的趣味が問題となってくる。すなわちヴォルテールやモレオンやボーモンによって主張されたマルクのシェクスピア熱とりわけ『ハムレット』への傾倒が彼の自殺の要因の一つであると従来言われてきたが、シャセーニュはそうした見方はヴォルテール流の曲解であると反駁して

「当時の演劇はニヴェルやデイドロさらにはボマルシェを迎えるメロドラマに向っていたのだ」と述べ、マルク自殺の原因をそこに認めることはできないと反論する。

「われわれは記録がないのでマル・カントワーズのささやかな蔵書がどんな作品から成っているかは知らない。だが彼はそれらの書物から自殺の決意を汲みとったと誰にも述べてないし、また何人もそれについてまったく知らないのだ。」⁽⁹⁹⁾

シャセーニュはマルクがどんな作品を有したかを知りえないと述べながら、他方では多くの証言の一致した見解として、マルクがコルネイユの『ポリュクト』に心酔していたと指摘している。⁽¹⁰⁰⁾ 彼によれば、マルクが愛誦してやまなかつたのは『ポリュクト』第五幕第三場におけるポリュクトの科白^{セリョ}である。

「われは宇宙の主たる神のみを愛す、

そが許に天も地も冥府もおののき、

神は無限の愛情もてわれらを愛し、

われらがために汚辱の死を望まれ、

この烈しき情愛のつとめ故にこそ、

日毎の犠牲に供せられるを望まる、

.....

われはキリスト教徒なり、.....」。

シャセーニユが言わんとするところは明白である、異教に敢然と挑戦したポリュクトの信仰こそマルクがひそかに望んでいたものだというのだ。したがって彼はマルクがはっきりとカトリックに改宗しようとしていたことを認めている。だが証言の信憑性を裏づけけるものは何であるか。シエクスピアの流行を否定するために彼自身がもち出したニヴェルやデイドロさらにはボマルシユとの関係はどうなるのか。しかもシャセーニユが引用した『ポリュクト』の「節は「日毎の犠牲に供せられるを望まる」につづいて原文では「だがわれを解せざる者にそを語りしはわれの過ちなり」という一句があるのだ。もちろんこの文句は前句と少しも矛盾するものではないが、いささかの自省をこめたポリュクトの言葉はマルクのひたすらカトリックへの信仰を証明しようとするシャセーニユにとって不要な個所であったはずだ。彼はカラスを弁護する一切の証言を排してマルクの改宗の意志を強調する。

「疑う余地がないのはマル・カントワヌがカトリック教会へ熱心に通ったことである。訴訟記録をよむならば、それはヴォルテルが述べているようにプロテスタントの青年が一・二度カトリックの礼拝で見受けられたという程度ではないのだ。……なぜならばマル・カントワヌがサン・テュエンヌ教会で聖樂に聞き入っていたばかりか説教に列席しているのを町中の人が見ているのである。彼はしばしばではないが弥撒に加わり、時には一人でかくれるように暗い礼拝堂で祈り、救霊や晩禱に深い敬虔をこめて列していたのだ。⁽¹⁰⁾」

前に述べたように長男マルクも三男ルイも成人して脊格好が似ていたはずだから誤認の可能性が強かったし、しかも町中の人々が見ていたとはいかにも誇張である。たとえ百歩ゆずってマルクが教会へ通ったことを認めるとしても、当時プロテスタントの子弟が音楽をたのしむためにカトリックの教会へ行くことは格別な出来事ではなかったのだ。

それは宗派の問題とは一応切りはなして考えられていたことなのである。つぎに問題となるのが事件当夜における町役人ダビ・ド・ボドリーグの処置すなわち彼がカラス一家を拘留したことである。

「ところでこの逮捕——これもまた、とりわけこれが——は不法であった。ダビがいかに法律を知らなかったとしても、彼は現行犯以外は逮捕なしに住民を逮捕する権利がないことを知らぬはずはなかった。昔の訴訟法は不公平な圧迫を非難されるのが普通である。それは際立って形式主義的であった。あまりにも融通のきかない法文によって障碍を感じたのは時に検察側であり時に弁護側でもある。マルゼルブの疑う余地なき言葉どおり、容疑者たちの自由はきわめて厳格な規定によって保証され、裁判官が彼らを暫時投獄するため国王の裁量をしばしば仰がぬかぎり、彼らは逃亡する余裕を充分与えられていたのである。」⁽¹⁰²⁾

ダビの処置を当時の刑事訴訟法に照して不法と認めていることは当然であるが、後の屁理窟は無用であるばかりか危険な考えである。もちろん当時の法律が一般的に不備であったことは事実であるが、融通のきかない法文とは許容しがたい発言である。法はあくまで形式であり、それなりに正義のフォルミュールを有すれば善法とみなすべきだ。しかも現行犯以外は逮捕なしに逮捕しえない、という法律は今日も立派に通用している正当な条文である。検察側も弁護側もこれによっていささかも障碍を見出すべき筋合いにはないはずである。このような横車をあえて押していることは論者が町役人ダビの処置をなんとかして正当化しようとするための悪あがき以外のものではない。事実、シャセーニユはダビの不当な言動を正義にたいする熱情によるものだと言及しているのだ。また疑う余地なきマルゼルブの言葉にしても大いに問題である。これではまるでマルゼルブが容疑者の自由を剝奪するために動いた人物のよ

うに受取れるが、事實はまったく反対なのだ。マルゼルブはサント・ブーヴも評しているように、古き世代のフランクリンと称せられた自由の、寛容の政治家であり、いわゆる封印状（國王の認可によって発せられた逮捕状）の濫発に反対して裁判所による封印状の承認を提議しているほどである。¹⁰³無責任な引用ほど怖るべきものはない。シャセーニュという批評家はこんなことを平気でやっけてのけるようである、たとえば、ヴォルテールがたまたまカラス未亡人を「愚かなユグノート」とけなした手紙の一句を取り上げてカラス一家の有罪を証するための論拠としているのである。自分の立場に好都合とあれば反対派の言葉尻をしゃぶることも一向に恥じないのだ。都会人ヴォルテールにしてみれば被告たちの田舎者らしい振舞いに時には焦立ちを感じることもあったであろう。しかしそれは事件の本質とはなんら関係のない発言である。こうしたシャセーニュが例の三通の手紙に噛みつかずにいるはずはなかった。

「結局、カリエールは真実にたいする配慮をすこしも示していないのだ。一体彼は被告たちの無実を信じていたのであろうか。誰もそれを肯定できないであろう。彼の口調は疑わしい立場を弁護する弁護士のそれである。ジャン・カラスの手紙を読んでルイに、君のお父さんは絶望だ、と述べた時の彼の動揺を思い起こしてみるがよい。もし狂信という非難や軽卒という非難について町役人を弁護する必要があるならば、カラス一家の心進まぬ弁護人で新教徒のカリエールの手紙だけで充分であろう。」¹⁰⁵

まるで真実の鍵を握るべきは弁護士であると言わんばかりだ。疑わしきを調べるが檢察官のつとめであり、疑わしきを守るが弁護士のつとめであり、疑わしきを罰せずが裁判官のつとめである。なぜならば真実を知る者は被告か神のみであるからだ。したがってカリエールの手紙に真実にたいする確信の色が見られないうとしても、それはむしろ当

然のことであり、被告にとって不利な条件となりうべきものではない。まして日付の誤記という問題がからむ以上は事実にたいする確信の度合いが強いほどカリエールの立場はかえって苦しくなるばかりである。このようにシャセーニュの論法はすべて逆立ちした正義感から生み出されているのだ。マルクの自殺説をめぐる考証にしてもそうである、たしかにそれは詳細をきわめたものにはちがいないが、結論は最初から決まっているのだ。彼は倉庫と店をつなぐ観音開きの扉を使用して自殺することは不可能であることを長々と説明した後、得意然として他殺説に飛び移っていくのだ。

「すでに裁判官たちの耳にはきわめて執拗な噂が伝わっていた。今やツールーズではマルクが首を吊られたのは地下室であるという風説が信じられてしまった。もちろん証人はいないが、それは理由のある説なのだ。というのは、その地下室に気の毒なルイが半裸で食べ物も与えられず二週間閉じこめられていたことは世間周知の事実であるからだ。そこは父親の裁きに用いられた神聖な場所であり、一切の人眼を避け一切の急襲を封じた便利な場所であった。」⁽¹⁰⁶⁾
これが根も葉もない噂であったことは、ルイ自身が上述の折檻を否定していることによっても明らかである。こうした論者が証言命書^{エネトワール}を弁護しているのは当然である。

「司教代理カンボン師によって回答された証言命書は教区毎に三度公布された、すなわち一〇月一八日、二五日、十一月一日、あるいは一〇月二五日、十一月一日、八日である。私としてはこの欠陥のある文案をむしろ祝福したい。というのは、それは、一般には中傷されているが、証人たちの供述の完全な善意を証明しているからだ。かりに証人たちが裁判官に取り入ろうとしたとか或いはあのように明白な告発に暗示されるままであったと仮定するならば、彼

らは意識すると否とにかかわらずそれらの告発を鸚鵡返しにするに留まるであろう。ところが証人たちはバンペールが手直した一切の点について一言も述べていないのだ。あのように非難された証言命令書の影響は実際にはゼロなのである。なぜならば、それが発表される以前においてもカラス一家にたいする根本的な有罪の証言は得られていたし、またバンペールによって用いられた巧みな体系は供述のうちになんら入っていないからである。⁽¹⁰⁷⁾

牽強付会もここに極まった感である。これ以上裁判の段階までシャセーニュの所論を追うことは無意味であろう。一体このような論作が当時いかなる評価を得たであろうか。ツールーズのカトリック系新聞『南仏急報』^{レクスプレス・デュ・ミディ}は「今やカラス事件に関するシャセーニュ氏の注目すべき作品のおかげでかの有名な事件の犯人の所謂無実についてどう考えるべきかが分かった⁽¹⁰⁸⁾」と讃辞を呈しているのである。

だが無罪派はこの作品をどう受けとったであろうか。永年カラス事件に取り組んできたエリー・ガランが直ちに反駁の筆をとった。それがフランス新教史学会の『会誌』^{ドキュメン}に発表された『再びカラス事件を』⁽¹⁰⁹⁾という論文である。ガランはまずシャセーニュの研究が従来のどの研究よりも資料的に豊富であることを認めるが、その所論の本質は旧来の有罪説（ユック、ラバ、ロペール等の）と異ならぬものであると断じ、シャセーニュの誤謬は偏狭な郷土史家デュ・メージュのそれに連なると見ている。しかしガランの反駁は概して消極的である、というのはシャセーニュの論拠を遂一あげて自分の反対意見を述べるにとどまっているのは彼の博引傍証に振りまわされた感をまぬがれないからである。たとえ論敵にまさる資料を有しても相手の研究方法あるいは思想の欠陥にたいする個人的攻撃をとまなわない反論は迫力にとばしいものである。生真面目な実証主義だけでは現代の研究たりえないのだ。フアゲやシャセーニュに

類する俗流反動家供を各個撃破することこそ今日におけるカラス研究の使命である。したがって「私は真実の立場に役立ちうれば幸いと念じて私の論文に補足することを決心したのだ」と結んでいるガランの言葉は誠実な研究者のそれではあるが、なにか弱々しい響きに終っている。しかしガランが資料面ではたした役割はすぐれている、たとえば本論のはじめで彼が指摘した事実は重要である。

「ツールーズ高等法院の訴訟記録の原本は行方が分らないが、おそらく再び見出されるであろう、……大革命の時に多数の裁判官が法院のもっとも貴重な文書をたずさえてスペインに逃げたのである」⁽¹¹⁰⁾。

再審にあたってバリへ送付された高等法院の記録のコピーは国立古文書館に保存されているが、ヴォルテールがどのように執拗に要求したオリジナルとはおそらくかなり相異しているはずである、なぜならば前者はひどく乱脈なものであるからだ。この両者の比較こそ今後に残された（といふのは未だに両者の比較に関する研究が発表されていないから）重要な課題の一つであろう。この意味からガランの指摘は示唆に富むものである。また多年にわたる彼の研究からは幾多の貴重な発見が生れているのだ。やはりカラス研究家として有名なウェイスはガランから教えられた資料を同学会誌に報告している⁽¹¹¹⁾。それによると、ジャン・カラスの生年月日は従来一六九八年三月一九日とされてきたが三月一六日が正しい、彼の結婚場所はオランダではなくアルパジョンの近くにあったサン・ヴラン教会である、また三男ルイが改宗を決意したのは一七五四年であり、その頃は四男ドナはまだニームへ徒弟奉公に赴いてなかった等の新事実が紹介されているが、とりわけ注目に値するのはルイが父親から受けた扶養料の支払いに関する事情についてである。

「一七六一年一月二四日、知事代理アンブラールは、父の家を出たルイが何度も父から五〇リーヴルを受けとったと書いている。だがガラン氏から私が教えられたところでは、この知事代理の手紙に挿入されていた紙片によるとルイは九、六、三、三二すなわち合計五〇リーヴルを受けとっている、したがって何度もという文字は実際には何回かにわけてを意味していたのである。ここからアンリ・ロベール氏が主張しているように父の家から追放するという条件でカラスは息子のルイの改宗を餓死によって罰したという結論が出されうるのだ。だがルイが決して追放されなかったという証拠については、ルイ自身が自分の改宗をド・ラモット氏を通じて父に知らせていることによつてその証拠を提供しているのである。父親がルイを家へよびもどすために或いはニームへ徒弟奉公に行かせるために彼の糧道を絶つたというのはかなり自然である。しかしわれわれは知っている、たとえルイが以上の五〇リーヴルしか受けとらなかつたとしても、彼の行為に無関係ではなかつたジャンヌ・ヴィギエールからひそかに金をもらつていたことを、またルイが父の名義で六百リーヴルも借金し、最後に父親が返済しなければならなかつたことを。したがつてルイは餓死しないだけの金を充分に得ていたのである。」⁽¹¹²⁾

こうした綿密な考証と人間的な解釈からみてもガランやウエイヌがすぐれた研究者であることは容易に知られるであろう。以上がファゲおよびビシャセーニユ、ガランおよびウエイヌを両極に見立てた第二次大戦以前のカラス研究の段階であつた。しからば戦後における同研究はどこまで進展しているのであろうか。

ルネ・ポモー著『ヴォルテールの宗教』(一九五六)は戦後発表されたヴォルテール研究中の白眉であろう。そこで取り上げられているカラス事件は主としてヴォルテールの宗教思想との関連において論じられたものであり、事件そ

のものについての本格的な研究ではないが、若干の興味ある問題を提起している。ポモー氏によれば、ヴォルテールがカラス事件に介入した動機は、ブリュンチエールが言ったように恥知らずを粉砕する機会を狙ったためではなく、またシャセーニュが難じたように名声を昂めるためもなく、まず歴史家としての関心からである、というのだ。⁽¹¹³⁾ たしかにヴォルテールは歴史家であったし、事件に介入するにあたっての慎重さは彼の動機の純粋性を物語るものであった。しかし当初はそうであったが事件の渦中にとびこんでからのヴォルテールは何であったか。秘密委員会の組織、上流社会への働きかけ、幾多パンフレットの発行は、歴史家としてよりはデマゴグとしての活動である。この点でポモー氏の歴史家ヴォルテールとカラス事件の結びつけは着想に終った感があり、正義の実現における党派性や政治性といった領域を等閑に付したものである。また氏は、カラス家にたいするヴォルテールの同情はプロテスタントよりはデイストにたいする親近感からである、と主張する。⁽¹¹⁴⁾ なるほどヴォルテール自身の宗教感情からすればデイスムあるいはテイスムに近く、カトリックはもちろんプロテスタントにも同調しえなかつたはずである。しかし同情という見地からはあのように戦闘的なヴォルテールの運動を説明することはできない。この点でもポモー氏の見解は突込みが浅く、微温的な解釈にとどまっているのだ。さらに氏は寛容^{ユリシス}および恥知らず^{ユラゼラシ}を粉砕せよというヴォルテールの用語の起源についてこう述べている。

「寛容が彼の呪文の一つとなるのはカラス事件以降である。……カラス事件によって第二の言葉が彼の用語集に入ってきた。それは恥知らずとか恥知らずを粉砕せよという閑声である」⁽¹¹⁵⁾。

ポモー氏の指摘によれば、寛容という言葉は『ラ・アンリアード』(一七二八)にも『哲学書簡』(一七三五)にも見

出されないものである。しかし恥知らずあるいは恥知らずを粉砕せよという言葉がカラス事件と共ににはじまったという主張は誤りである。さして重要な事柄ではなからうが、その理由をあげるならば、ヴォルテールはダランベールに宛てた一七六〇年六月二三日付の手紙の中ですでにそれをを用いているのだ。

「私は貴方が恥知らずを粉砕することを望みたい、これこそ重大な点です、彼らをイギリスにおけるような状態にひきもどすべきです、もし貴方が望むならば、やりとげられるでしょう、それは人類に捧げうる最大の奉仕です。」

また同人に宛てた一七六一年四月二〇日付の書簡ではつぎのような表現がみられる。

「各人は自分のことしか考えず、恥知らずを撲滅するという第一の義務を忘れています、……お笑いあれ、だが私を愛して下さい、そしてできるかぎり恥知らずを打倒しなさい。」

これらはいずれもヴォルテールがカラス事件を知る半年及至一年以上も前の言葉である。では恥知らずとは一体いかなる連中を指していたのか。それはジュジュイットによって代表されていた反哲学者グループである。こうしたヴォルテールのアッピールにこたえて書かれたのがダランベールの『フランスにおけるジュジュイットの崩壊について』⁽¹¹⁶⁾(一七六五)である。恥知らずとか恥知らずを粉砕せよという言葉がカラス事件の進展と共に一層叫ばれるようになったことは事実であるが、それは本来の意味あいからはツールーズの狂信者とは別個のものであったのだ。驚歎に値するポモー氏の博識からすればいささか不用意な発言であったと申すべきであろう。

最近氏は『ヨーロッパ』誌上に『カラスの訴訟記録についての新しい視点』⁽¹¹⁷⁾と題する論文を発表している。しかし残念ながらこれも低調な紹介以上のものではない。そこにはなんら新しい事実も問題も提出されていないのだ。あえ

て問題とするならば、アメリカの歴史学者ビーン氏の『カラス事件、十八世紀ツールズにおける迫害、寛容、異端』（一九六〇）にたいする批判であらう。

「プロテスタントにたいする町全体の人々の気持は、その年に起こった諸事件以前、どのような状態にあったか。アメリカの批評家デーヴィド・ビーン氏が最近カラス事件についての著書を公刊したが、これはおそらく眼を通して見るかぎりのもっとも堅実な資料に裏づけされたものであらう。だが事実にたいする氏の解釈は私には時に疑問と思われる所がある。たとえばビーン氏は無関心による寛容とか潜在的敵意について語っている。しかし無関心による寛容とは何か。氏は引用した事実から極端な結論を引き出しているのだ。おそらく潜在的敵意についてこそ語るべきであらう。だが私はここで政治的原因を主として持ち出すビーン氏の意見には組する（118）ことができない。」

ビーン氏はツールズ人が新教徒にいたっていた潜在的敵意を現実に発動させたものは七年戦争による社会不安であったと主張するが、ポモー氏はその動因はあくまで旧教徒の先入主のうちにあったと反論するのである。私も無関心による寛容という表現を全面的に認めることはできないが、ポモー氏が強調する宗教的偏見一本槍という考え方にはなおさら同意することはできない。このようにカラス事件に関するかぎりでのポモー氏の所説は着眼において若干注目すべきものを有するが、その掘り下げにおいて現代の社会的政治的感覚にとぼしいものである。

ところで問題のビーン氏の労作についてはすでに本論でもいささかふれてきたが、その立場なり所論の要点をたどっておきたい。

「歴史家たちは非難あるいは擁護はしてきたが、その歴史的状況を理解する努力からはじめることはまれであっ

(119) だ。」

ビン氏は従来あまりにも形而上的な無罪論あるいは形而下にすぎた有罪論のいずれをも排し、もっぱら社会的経済的政治的に説明しようと思ひ立ったのだ。結論をふくめて全八章から成る本書には氏が実地に出かけて検討した尨大な資料と共に氏独自の或る思想上の目論見が貫ぬかれているのである。それはツールーズを中心とするラングドック地方の宗教的寛容の変遷すなわち無関心による寛容から不寛容を経て信条による寛容への推移である。この見通しをどのように裏づけていくかが本書の使命となっているのだ。氏はまず無関心からの寛容を証明する資料としてつぎのようなエピソードを伝えている。

「一七六〇年の或る時、カラス家の近所の商人ジャン・ベルトランがマルクと一緒にブルボンヌ街を歩いていると、ヴィアティクム（臨終の時に奉ずべき聖体）が運ばれてきた。ベルトランは当然そうすべく膝まずいたが、マルクのプロテスタンチスムにも敬意を表し、自分に気をつかわないでくれるよう告げたところが、マルクも膝まずいたのでびっくりした。」(120)

これはマルクがカトリックに改宗することを望んでいたと主張する有罪派にとっても有利な受け取り方が可能な話であり、ポモー氏が極端な結論だと非難する所でもあろうが、ツールーズの新旧両派が常日頃から反目し合っていたのでなからうかという推測を修正させるだけの根拠を示すものであろう。すなわちビン氏の表言を借りるならば「ツールーズにおける異端は信仰のうちにあって実践のうちにはなかった。すくなくとも公けの実践のうちにはなかった」(121)とすることができよう。実際、当時人口五万と称せられていたツールーズにおける新教徒の数が二百名を超え

なかつたとすれば、新旧の敵対関係はほとんど成立しえなかつたはずである。もっともそれは市内についてのことである。ラングドック地方全般とりわけ農村におけるプロテスタントの動勢については少しく事情が異なってくるであろうが、しからばいかなる理由によって無関心による寛容が不寛容に変わっていったのか。ここでピーン氏が強調するのは七年戦争による社会的不安と凶作による経済的恐慌の増大である。氏はそれをツールーズの編年史家ピエール・バルテスの日記や当時の小麦の価格の変動によって実証している。カラス事件より一ヵ月前に起こった所謂ロシニエツト事件もその不幸な時代の産物であつたわけだ。したがってピーン氏は「偶然がこの物語の唯一の部分である、というのは、カラス事件が五年はやく或いは一年おそく起こつていたとすれば、おそらく当局者たちは自殺と断定して市内を引きまわすか或いは時代おくれの法律に眼をつむるかの間で迷ふことはあつても早急な裁判だけでしたにちがひなかつた」と述べるのである。社会的要因を第一義的に考ふる氏としては当然の仮定であり、興味ぶかい発言であるが、それはむしろロシニエツト事件の方に一層あてはまる見方ではなからうか、なぜならば、カラス事件は社会的宗教的事件であると同時に刑事事件としてそれほど単純に片づけられうる性質のものではなかつたからである。つまり疑わしきは罰せずという裁判上の原則は未だ確立されていなかつた時代の出来事であつたからだ。この点においてピーン氏の結論はいささか楽天的ではなかつたろうか。

カラス裁判に関するピーン氏の論究は内と外の両面すなわち法院と世間の二章に分たれている。前述したように氏は有罪無罪を一応度外視してもっぱら実証的解釈を目指しているのだ。この研究方法は一般的にも疑問であるが、特に記録そのものの評価を問題としなければならぬ対象の場合には危険な手段である。ここにおいて所謂実証主義が

陥ちこみやすい過ちから氏を救っているのはヒューマンな感覚に他ならない。この意味においてビン氏の実証的方はかなりの成功をおさめたと見るべきであろう。

だが氏がもっとも力をそそいでいるのは三段階にわたる寛容の変移である。社会不安から生れた事件はその不安の消滅と共に発生の可能性をもたなくなる。そこで氏は、信条による寛容の時代が訪れると説くのだ。もちろんこれだけの主張では単なる図式的見解にすぎないが、氏はもはや歴史が逆行することも考えられないほどに強固な信仰の自由を保証したものととしてツールーズのフリーメーソンの規約を引用しているのである。⁽¹²³⁾ おそらくビン氏の目論見をもっとも力強く証明するものはこの指摘であろう。この事実があげられなかったならば、本書の説得力は半減してしまつたにちがいないのだ。なぜならば氏の論法は時に飛躍もあるが一般的にはかなり常識的な性格を有するからである。たとえばフィロゾーフたちの寛容主義について氏はつぎのような断定を下しているのである。

「宗教上の寛容は哲学者たちにとって本質的には戦術の問題であつた。集団としての彼らの気質は現存の秩序にたいする辛辣な批判をますます産み出すごときものであつた。したがつて宗教上の寛容は啓蒙運動の活動的良心的信奉者の作業場にあつてはキリスト教全体の根元的に邪悪な、非歴史的な、反動的性格を照らし明るみに出すために使用される道具としての地位をもつていたので。⁽¹²⁴⁾」

戦術、集団、気質、道具といった当世風概念を並べ立てて割り切っているのも気障わな発想形式だが、問題は歴史的段階における寛容あるいは寛容主義にたいする考え方である。たしかに寛容は狂信を攻撃するための有力な武器であつたが、集団としてのフィロゾーフの気質が本来反抗的であつたが故に寛容は彼らの道具として使用されただけ

だという帰結は皮相的である。寛容とは不正への譲歩や対立の回避を意味する消極的な手段ではなかつたはずだ。信仰の自由に直結する寛容主義それ自体がフィロゾーフの重要な戦闘目標ともなりえたのである。この意味においてピン氏の論文は豊富な史実と注目すべき仮説を有しながらも洞察力に欠ける所があるのだ。しかし巻末に付せられてゐるカラス事件に関する詳細な文献目録はこれからの研究者に多大の便宜を供するものである。これにあえて注文をつけるならばカラス事件に関するデイドロやダランベール等の所謂フィロゾーフの発言および同事件をテーマとしたシエニエやデュカンジュの劇作等も収録してほしかったことであろう。

ボモー氏とピン氏が有罪あるいは無罪の立場をかならずしも前提せずに論をすすめているのにたいしてイギリスのニクソン女史の『ヴォルテルとカラス事件』（一九六一）は徹頭徹尾無罪の立場から書かれたものである。この作品は「戦慄的興味を呼ぶ書物」というダグラス・サボリ教授の評言が示すとおりスリラー風の読物といった傾向が強いのだ。したがって資料の範囲も限定され、引用の典拠も不明であるが、それらを原典と照合してみると一応信頼すべき史実に則った物語であることがはっきりしているのだ、そのプロローグはつぎのような文句ではじめられている。

「正義にたいする渴望はおそらく人間のあこがれの中でもっともみだされないものの一つであろう。多くの人々が彼らにたいする不正に屈するよりか彼らの生命を捨てることにさえ同意した記録は歴史の伝えるところだが、一般にはラ・ロシュフコーが述べているように『われわれはみな他人の不幸を耐えしのぶだけの力をもっているのだ。』たしかに他人に加えられた不正よりも自分に与えられた不正を受容する方が易さしいと考えた人々はあったが、そうした人々でさえ口頭か文書で抗議するだけで満足した。彼らは物事の邪悪な面を見て不平を唱えるが、結局はヴォルテ

ールの言葉どおり、『唇を閉じ、夕食を摂れば、忘れてしまうのであった。』自己の安全をかえりみず思想から行動におもむき、自己の最高の才能を闘争の中になげこみ、窮極の正義を失うこと以外のいかなる損害にも応ずる心構えができた類いの人はきわめてまれであるから、そういう例を生み出さずに何世紀も過ぎていくほどである。ヴォルテールはこの種の人物であったのだ。⁽¹²⁵⁾」

大変な惚れこみようである。女史のひたむきな性格は到る処に示されているが、三男ルイの所謂裏切りにたいする追究もその一例であろう。

「彼は母や妹たちを脅やかしていた危険に気づいていた、他の人々もそれを知っていたのだ、なぜならばツールズの或る僧侶がカラス夫人に早く娘たちを連れてモントパンを去るよう秘かに手紙で知らせているからである、不幸にしてこの忠告をカラス夫人は知らなかったのだ。ルイはなんらかの危険があれば彼女に知らせると約束しておきながら、その約束を守らないばかりか、実際には彼女らの敵の手先になったのである、というのは彼はロジューヌとナネットを母の眼前で逮捕するために午前三時にやってきた八名の騎乗警察隊の案内役をつとめたからである。彼の母は息子について『彼はもう自分の母の見分けがつかなくなっていた』と述べている。おそらく彼は一家の破滅を完全なものとしたこの裏切り行為を充分意識していなかったのである⁽¹²⁶⁾」。

女史の立論を正面切って反駁しうるだけの資料はないが、そこには少からぬ疑点が見られるのである。まず常識的には何人が肉身の逮捕を手伝いにわざわざ夜明け前から出かけて行くであろうか。ということはルイが官憲によってそれを強制されたというケースが可能であったからだ。ルイを難じた母親の言葉にしても眼前から娘たちを拉致され

るような昂奮状態におかれては息子がそこに来合せたというだけで彼の真意を誤解したためと考えられる。またこれが実際にルイの裏切り行為であったとすれば、彼はそれを充分意識していなかったであろうという女史の発言はルイを完全なる精神薄弱者とみなすことになるのだ。たしかにルイの行動には理解しかねる面があったにせよ、彼を正常な精神の持主とみなすかぎりには、女史の一本気な見解とは別個の解釈が成立しうる要素が充分に介在しているのではなからうか。

と言っても女史の所説が終始直線的であつたわけではない。最初の判決すなわち町役所のそれでは、ジャン夫妻と次男ピエールは普通および特別拷問にかけられゴベル青年と女中ジャンヌはそれに立会わせられるというのであつたが、この立会わせるといふ判決は女史の説明によると疑わしい慈悲的処置であつて下級裁判所の権限内にはふくまれていなかったようである。この違法的処置について彼女はつぎのような解釈を下している。

「町役所が事件を上級裁判所へまわすために意識的にこの過ちを犯したということも有りえないことではない。彼らは自分らの立場に不安であつたのだ。多くのへまを仕出かした彼らにとっては責任が重荷になりはじめていたのである。他方からみれば、この判決は彼らの無能と法にたいする無智とのこの上なき見本であつたとも言えよう。」⁽¹²⁷⁾

、当時の裁判運営の水準からみても後の解釈の方が妥当であることは言うまでもあるまいが、思はずしとは言え前の解釈も一応想像しうるケースであつた。このように実証のせまくるしい粹をはなれて思う存分に筆を走らせているのが本書の特色であり魅力でもあるのだ。そこには従来の批評家たちが言いそびれてきた問題がかなり大胆に取り上げられているが、とりわけ女性研究者らしい着眼は注目に値する。

「カラス夫妻がマル・カントワースの知的な閃きや風采の良さをもたぬ三番目の息子を甘やかしすぎたというのは本当であろうか。兄弟たちは互いに似かよっていたと言われるが、火花が眼の前で炸裂するという不幸な事故によってルイの美貌は損われてしまったのだ。彼の母は彼が患っている間歇的に看病し、彼がそれに愛情を以てよりは裏切り行為によって報いたにかかわらず、彼女は終生彼のために弁明しつづけたのである。」⁽¹²⁸⁾

これほどまでに人間の愛情の在り様を温かく見究める女史が頑としてルイの所謂裏切りを固執しているのには相応の根拠が認められないわけではないが、しかもなお裏切り者という決めつけに抵抗を感じざるをえないのは、結局ルイの行動が事件の本質とはまったく無関係の次元に属していたのだという前提が本書において稀薄であるからだ。こうした配慮の面において問題が残されているにせよ、女史の作品がモロワ流の通俗物よりはるかにすぐれたメリットを有することには異論の余地があるまい。

以上の他にカラス事件を主題とした研究書は現在のところ見当たらないが、この事件が現代のフランス人にとって決して無縁なものでありえないことを示している一書にルネ・ウィリアム・トルブ氏（元バリ弁護士会長）の『正義についての諸見解』⁽¹²⁹⁾（一九六二）がある。氏が本書で追究しているのは、アルジェリア戦争を契機とするフランス刑法の反動的傾向とりわけオダン事件等に見られる個人の自由にたいする憎むべき侵害である。こうした法のファシズム化がヨーロッパ共同体という名分の下に陰蔽されつつある危険性を歴史的に衝こうというのがトルブ氏の率直な意図のようである。そこでカラス事件に一章が与えられている理由はこうだ。

「ヴォルテールの栄光がカラス事件に負う所は大きい、しかしヴォルテールなきカラス事件は一介の雑事であろう。

一個の人間の運命と偶然の事件がこれ以上都合よく出会った例はまれである。この結びつきの二百年祭は国家理性と個人の権利との間の古き相剋がふたたびもち上がってきた時だけに一層注目に値するのだ。身の安全にたいする個人の権利をめぐるヴォルテルの勝利が今日どの程度その成果を維持しているかを探究することはおそらく無意味ではなからう。⁽¹³⁰⁾」

実際ヴォルテルは『犯罪と刑罰の書』についての註釈⁽¹³¹⁾（二七六六）の中で刑事訴訟の改革につきのような期待を寄せているのだ。

「もし将来フランスで人定法が犯罪に便宜を供さずに若干の苛酷すぎる慣用を緩和する時があれば、作成者があまりに厳格な熱情のとりことなつたと思えるような訴訟の諸条項も改革されるであろうと考えられる。⁽¹³²⁾」

これはモレレ師による『犯罪と刑罰』の仏語訳が出された時に執筆された同書のバラフレーズであり、発禁を警戒して表現に手心が加えられたと言われているが、ヴォルテルの烈しい正義感をうかがいうる作品の一つである。トルプ氏によれば、ナポレオン法典も刑事訴訟に関してはヴォルテルの示唆に遠く及ばず、以来フランス法は形式上進歩を加えながらも本質的危険性をはらみつけ、今日またヴォルテルの教訓を想起すべき時期が到来しているとのことである。

註

- (1) Louis Aragon, *Hugo poète réaliste*, Paris, Edition sociale, 1952, p. 15—16.
- (2) Edna Nixon, *Voltaire and the Calas case*, London, Victor Gollancz, 1961.

- (10) *The works of Voltaire*, ed. by John Morley, London, 1872, vol I, p. 46.
- (11) Du Mége, *Histoire des Institutions religieuses, politiques, judiciaires et littéraires de la ville de Toulouse*, Toulouse, Laurent Chapelles, 1844, t. I, p. 96.
- (12) Emmannel Sieyès, *Qu'est-ce que le tiers état?*, éd. par Edme Champion, Paris, Au siège de la Société, 1888, p. 60.
- (13) Jean Guiraud, *L'Inquisition médiévale*, Paris, Bernard Grasset, 1928, p. 69.
- (14) Athanase Coquerel Fils, *Jean Calas et sa famille*, Paris, Joel Cherbuliez, 1858, p. 5—6.
- (15) N. Weiss, *Statistique du protestantisme français en 1760*. Bulletin de Société de l'histoire du protestantisme français, XXXV (1886), p. 471—473.
- (16) David D. Bien, *The Calas affair, persecution, toleration, and heresy in eighteenth century Toulouse*, Princeton, New Jersey, Princeton University Press, 1960.
- (17) Ibid., p. 28—29.
- (18) Ibid., p. 74.
- (19) Ibid.
- (20) Paul Rabaut, *Lettre adressée aux protestans du Languedoc à l'occasion de l'attentat commis sur la personne sacrée du Roi*, 1757.
- (21) Ibid., p. 4
- (22) Ibid., p. 5—6.

- (19) Ibid., p. 7.
- (17) Op. cit., p. 89—90.
- (18) Ibid., p. 82.
- (15) Op. cit., p. 42—43.
- (20) Ernest Lavisse, *Histoire de France*, Paris, Hachette, 1911, t. 8, p. 291—292.
- (12) Op. cit., p. 59—60.
- (22) Jean Calvin, *Institution de la religion chrétienne*, nouv. éd. soigneusement rev. et corr. sur l'éd. française de 1560, par Frank Baumgartner, préf. de L. Durand, Genève, Beroud, 1888, p. 183. (liv II, ch. VIII, Sect. 36.)
- (23) Gustave Dernoiseterres, *Voltaire et la société au 18^e siècle*, 1875, t. 6, p. 175.
- (24) *Mémoire de Donat Calas pour son père, sa mère et son frère*. (Oeuvres complètes de Voltaire, par G. Avenel, t. 5, p. 477.)
- (25) Op. cit. (Dernoiseterres), p. 177.
- (26) Ibid., p. 188. Cf. Archives nationales, Monuments historiques, K. 723, n^o 8, *Lettre de David de Beauvrigue au comte de Saint-Florentin*, Toulouse, 19 nov. 1761. Op. cit. (Nixon), p. 81.
- (27) Op. cit., t. 3, p. 198—
- (28) Ibid., p. 249—250.
- (29) Op. cit., p. 94.
- (30) Ibid., p. 95—96.

- (15) *Ibid.*, p. 96.
- (22) Op. cit. (Desnoiresterres), p. 197, note I.
- (23) Op. cit. (Nixon), p. 106.
- (25) *Encyclopédie ou Dictionnaire des sciences, des arts et des métiers*, Neufchâstel, Faulche, 1765, t. 14 p. 391
- (26) Op. cit. (Nixon), p. 107.
- (29) Op. cit. (Desnoiresterres), p. 200.
- (37) Op. cit., p. 114.
- (38) René Pomcau, *La religion de Voltaire*, Paris, Nizet, 1956, p. 319.
- (39) Op. cit. (Desnoiresterres), p. 203—204.
- (40) *Oeuvres complètes de Voltaire*, éd. par G. Avenel, t. 8, p.
- (41) Voltaire, *Correspondance avec les Tyonéon*, éd. par André Delattre, Paris, Mercure de France, 1950, p. 569
- (42) Voltaire, *Essai sur les probabilités en fait de justice*, éd. Avenel, t. 8, p. 533
- (43) *Lettre de Voltaire à Damilaulle*, au château de Ferney, 1^{er} mars, éd. Avenel, t. 8, p. 774.
- (44) Op. cit. (Desnoiresterres), p. 218.
- (45) Op. cit. (Nixon), p. 134—135.
- (46) *Ibid.*, p. 135—136.
- (47) *Ibid.* p. 139—140.
- (48) Op. cit. (Desnoiresterres), p. 201

- (2) Anatole Feugère, *L'accusateur de Calas était-il un Fréppon ?*, La Grande Revue, vol. 131, 1929, p. 428—449.
- (3) *Ouvrages de Turgot et documents le concernant*, éd. par Gustave Schelle, t. 2, p. 434.
- (4) Op. cit. (Nixon), P. 199—200.
- (5) *Mémoires secrets de Bachaumont* (1762—1771), éd. par Van Bever, Paris, Louis Michaud, t. I, p. 195—196.
- (6) Théodore Sudre, *Mémoire pour le Sieur Jean Calas, négociant de cette Ville, Dame Anne-Rose Cahibel son épouse, et le sieur Jean Pierre Calas un de leurs enfans*, Toulouse, 1762
- (7) Paul Rabaut, *La Calomnie confondue, ou mémoire dans lequel on réfute une nouvelle accusation intentée aux Protestans de la Provence du Languedoc à l'occasion de l'affaire du Sr. Calas détenu dans les prisons de Toulouse*
 Au Désert. 1762.
- (8) *Ibid.*, p. 4.
- (9) *Ibid.*, p. 12.
- (10) Loysseau de Mauléon, *Mémoire pour Donat, Pierre, et Louis Calas*, éd. Le Breton, 1762.
- (11) *Ibid.*, p. I.
- (12) *Ibid.*, p. 8.
- (13) *Ibid.*, p. 9—10.
- (14) *Ibid.*, p. 47.
- (15) *Ibid.*, p. 27, note
- (16) *Ibid.*, p. 15.

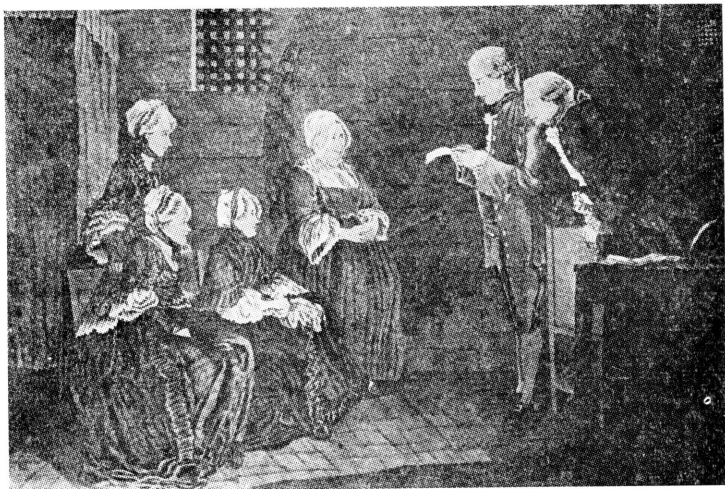
- (64) Ibid., p. 23.
- (65) Ibid., p. 26.
- (66) Elie Galland, *Corrections au Bulletin* [de Société de l'histoire du Protestantisme français], 1924, p. 297—312
- (67) Ibid., (Mauléon) p. 40.
- (68) Ibid., p. 74.
- (69) Ibid., p. 85
- (70) Elie de Beaumont, *Mémoire à consulter, et Consultation pour la dame Anne-Rose Cabibel, veuve Calasi, et ses enfants*. [Choix de plaidoyer et Mémoires d'Elie de Beaumont, Paris, Rignoux, 1824, p. 61—130.]
- (71) Ibid., p. 61—62, nota.
- (72) Ibid., p. 74, nota.
- (73) Ibid., p. 79.
- (74) Ibid., p. 82.
- (75) Ibid., p. 105.
- (76) Ibid., p. 129.
- (77) *Mémoires. Correspondance et Ouvrages inédits de Diderot*, Paris, Pautin, 1830, t. 2, p. 128.
- (78) Ibid., p. 207.
- (79) Ibid., p. 207—208.
- (80) Ibid., p. 208—209.

- (87) Cornéilius de Witt, *La Société française et la société anglaise au 18^e siècle*, Paris, 1864, p. 200.
- (88) André Cazes, *Grimm et les Encyclopédistes*, Paris, P. U. F., 1933, p. 214.
- (89) John Charpentier, *Voltaire*, Paris, Tallandier, 1938, p. 216—217.
- (90) Marie-Joséph Chénier, *Jean Calas, tragédie en cinq actes, représenté pour la première fois, sur le Théâtre de la République, le 6 juillet 1791*, Paris, Moutard, 1793.
- (91) *Oeuvres complètes de Voltaire*, par G. Avenel, t. 5, p. 510.
- (92) Ibid.
- (93) Ibid., p. 512.
- (94) Op. cit. par Athanase Coquerel Fils, p. 419—517. (Bibliographie)
- (95) Emile Fagnet, *Calas*, *La Revue (Ancienne "Revue de Revues")* vol. LXXXXX (Du 1^{er} avril au 15 juin), 1911, p. 335—348.
- (96) Léopold Labat, *Le drame de la rue des Frlatters: Jean Calas*, Paris, 1910.
- (97) Ernest Masmonteil, *La législation criminelle dans l'oeuvre de Voltaire*, Paris,
- (98) Op. cit., p. 336.
- (99) Ibid.
- (100) Ibid., p. 338.
- (101) Ibid., p. 339—344.
- (102) Ibid., p. 348.

- (97) Marc Chassaingne, *L'affaire Calas*, Paris, Perrin, 1929.
- (98) Op. cit., p. 29.
- (99) Ibid., p. 30.
- (100) Ibid., p. 31
- (101) Ibid., p. 33—34.
- (102) Ibid., p. 73.
- (103) Sainte-Beuve, *M. de Malesherbes*, Causeries de Lundi, 23 et 24 sept. 1856.
- (104) *Pensées et Maximes de Guillaume-Chrétien Malesherbes, suivi de Réflexions sur les lettres de cachet*: pour faire suite à sa vie recueillies par E. L..., Paris, Capelle, 1802. p. 26.
- (105) Op. cit., p. 111.
- (106) Ibid., p. 165.
- (107) Ibid., p. 173
- (108) Elie Galland, *Encore l'affaire Calas*, Bulletin de Société de l'histoire du protestantisme français, Janv.-Mars 1929, p. 299.
- (109) Ibid.
- (110) Ibid., p. 300
- (111) N. Weiss, *Encore l'affaire Calas*, Bulletin de Société de l'histoire du Protestantisme français, Janv.-Mars 1925, p. 89—91.

- (112) Ibid., p. 91.
- (113) Op. cit., p. 321.
- (114) Ibid., p. 323.
- (115) Ibid., p. 328—329
- (116) D'Alambert, *Sur la destruction des jésuites en France*, 1765.
- (117) René Pomeau, *L'Affaire Calas*, Europe, Juin 1962.
- (118) Op. cit., p. 59.
- (119) Op. cit., p. 26.
- (120) Ibid., p. 35.
- (121) Ibid., p. 32
- (122) Ibid., p. 179
- (123) Ibid., p. 174—175.
- (124) Ibid., p. 167
- (125) Op. cit., p. 9.
- (126) Ibid., p. 113—114.
- (127) Ibid., p. 80.
- (128) Ibid., p. 30
- (129) René-William Thorp *Vues sur la Justice*, Paris, Julliard, 1962.

- (130) Ibid., p. 70.
- (131) Voltaire, *Commentaire sur le tiers des délits et des peines*, Oeuv. compl. éd. par G. Avenel, t. 5, p. 577—586
- (132) Ibid., p. 585, Sect. XXII.



〔不幸なカラス一家〕



〔カラスと家族の訣別〕

CHEFS DE MONITOIRE

QUE baille devant vous, Messieurs le Capitouls,

Le Procureur du Roi de la Ville.

CONTRE ceux qui sauront, par oui dire ou autrement, que le sieur Marc-Antoine Calas, Aîné, avoit renoncé à la Religion prétendue réformée, dans laquelle il avoit reçu l'éducation & qu'il assistoit aux Cérémonies de l'Eglise Catholique, Apostolique & Romaine & qu'il présentoit au Sacrement de la Pénitence, & qu'il devoit faire abjuration publique après le treize du présent mois d'Octobre: & contre tous ceux auxquels le sieur Marc-Antoine Calas avoit découvert sa Résolution.

1. Contre ceux qui sauront, par oui dire ou autrement, qu'à cause de ce changement de croyance, le Sieur Marc-Antoine Calas étoit menacé, maltraité & regardé de mauvais œil dans la Maison, que la Perleuse qui le rassuroit avoit dit que s'il faisoit abjuration publique, il n'auroit d'autre Bourreau que lui.

2. Contre ceux qui savent, par oui dire ou autrement, qu'une Femme qui étoit attachée à l'Hérésie faisoit son Mari à des paroles menées, & menaçoit elle-même Marc-Antoine Calas.

3. Contre tous ceux qui savent, par oui dire ou autrement, que le treize du mois courrant au matin, il étoit une Délibération dans une Maison de la Paroisse de la Dairade, ou la mort de Marc-Antoine Calas fut résolue en conseil, & qui sauront, le même matin, vu entrer ou sortir de ladite Maison un certain nombre desdites Personnes.

4. Contre tous ceux qui savent, par oui dire ou autrement, que la même jour treize du mois d'Octobre, depuis l'entrée de la nuit jusques vers les dix heures, cette execrable Délibération fut exécutée en faisant torturer Marc-Antoine Calas à genoux qui, par surprise ou de force, fut étranglé ou pendu avec une corde à deux noëuds coulés ou baguettes l'un pour étrangler, & l'autre pour être arrêté au billot, servant à lever les balles, au moyen desquelles Marc-Antoine Calas fut étranglé & mis à mort par suspension ou par tortion.

5. Contre tous ceux qui ont entendu une voix, dans l'Affaire, & de suite, ha'mon Dieu, que vous ayez fait l'Affaire: mais cette même voix étoit devenue plaintive, & disoit, ha'mon Dieu, ha'mon Dieu.

6. Contre tous ceux auxquels Marc-Antoine Calas avoit communiqué les iniquités qu'il étoit obligé de se faire, & de qui le rendoit triste & mélancholique.

7. Contre tous ceux qui savent qu'à l'arrivée de Bédou, la veille du treize un jeune Homme de cette Ville qui n'ayant pas trouvé des Chevaux pour aller joindre ses amis, qui étoient à leur Campagne, ayant été arrêté à l'ouïe dans une Maison, fut présent, confiné ou participait.

8. Contre tous ceux qui savent, par oui dire ou autrement, qui sont les Auteurs, Complices, Ennemis adhérents de ces Crimes, qui en ont été les plus détestables.

Enfin contre tous Sachans & non Revelans les faits dessus, circonstances & dépendances.

Au Parquet le 17. Octobre 1766. PIMBERT, Avocat du Roi.

A POUX MESSIEURS LES CAPITOUX
SUPPLIE le Procureur du Roi, & dit qu'ayant pour Plaigneur été informé au sujet de la mort d'Antoine de Marc-Antoine Calas, des faits qui peuvent en résulter sur des plus graves & expose les victimes des plus exactes & les plus scrupuleuses, & qu'il pourroit recourir qu'il vous plait, MESSIEURS, sous permission de faire publier & afficher les Chefs des Monitoires, & en outre aux fins de Droit, par les Révolutions approuvées ou ordonnées ou qu'il approuvera. Auquel jour le 17. Octobre 1766. PIMBERT, Avocat du Roi.

MONSIEUR, ordonner que lesdits Monitoires seront publiés en la forme ordonnée, pendant trois Dimanches consécutifs, à Paris, & en d'autres endroits où il sera avis.

PIMBERT, Avocat du Roi.

EXPERIANTER & ordonner Linnæus Manducatoris se ferat amicum. Deum Talem de 17. Octobris anno 1766. P. H. B. DE CAMERON, P. G. C.

NOUS Capitouls Gouverneurs de la Ville de Toulouse, Chefs de la Noblesse, Juges en Causes Civiles, Criminelles, de la Voyrie & de la Police en ladite Ville & Curieuse d'Assises, Vu l'ordonnance des Chefs de Monitoire & autres, & de la faire publier & afficher dans ladite Ville de Toulouse, & de faire publier & afficher dans lesdites Chefs de Monitoire, aux fins de Droit, pour les Révolutions approuvées ou ordonnées ou qu'il approuvera. Bâillies au Consistoire le 17. Octobre 1766. DAVID DE BEAUDRIQUE, Capouls, CHIRAZ, Capouls, LISLE, ERIBES, Capouls, RIBIER, Capouls, MONTYER, 1766.

A RTHURUS RICHARDUS DILLON, Missionarius Doctus & Sanctæ Sedis Ambaxator gratia, Archiepiscopus Talisiani, Regis et Archiepiscopi Cantuariensis Episcopi Rochester, seu Archiepiscopi Parochialis, hujus Civitatis Fuldæ, Seditionis in Provinciam mandavit vobis quatenus ad instantiam Procuratoris Regis noster peremptorie jussus sub. 1. & in generalibus monumentis, omnia & singula præmissa nonnulla, hujusmodi, circa factis & actibus persequi debeatis, quos per præmissa nonnulla vobis per vos dicitur, et exhibitis & documentis legitimum consensu de nobis & sancti consensu in actuali supra scripta. Etiam præmissis allegatis, certis non dicam, credere & agnoscere, siquæ facta & in Convictionibus, & significationem factis. Talem vobis nobis & in nobis scribis nobis, & infra scriptis, & modo expressis & factis resolutionibus, & alia, factis per nos & rationibus. Deum Testis. 17. Octobris 1766. De mandato Dom. F. C. G. GUILLOT, Archiepiscopi, in Urbe, in Urbe.

A POUX MONSIEUR L'ARCHEVEQUE
SUPPLIE le Procureur du Roi, & dit qu'il a obtenu Permission de faire publier & afficher les Chefs des Monitoires, & en outre aux fins de Droit, par les Révolutions approuvées ou ordonnées ou qu'il approuvera. Auquel jour le 17. Octobre 1766. PIMBERT, Avocat du Roi.

A TOULOUSE, De l'imprimerie de la Voie de St. Jacques, chez M. DESSAULT, Avocat, Sous-Scapulaire de St. de la Ville, chez le Vieux Colombier.

Handwritten signatures and notes at the bottom of the page, including names like 'PIMBERT' and 'GUILLOT'.

一橋大學研究年報 法學研究 5

一
二
三

付録(一)

ここに挿入した三葉の写真について簡単な解題と入手経路を述べておきたい。

第一面の上は、「不幸なカラス一家」*La malheureuse famille Calas*と題された、カルモンテル画、ラフォース刻、一七六五年刊、フォリオ版である。この版画の評判についてはすでに本論中でふれたとおりであるから、ここでは省略する。

第一面の下は、「カラスと家族の訣別」*Les adieux de Calas à sa famille*と題された、ショドヴィエキ画ならびに刻、ベルリンにて一七六八年刊、フォリオ版である。画面は三つの部分から構成され、まず中心には父親ジャンと絶望的な抱擁を交す二人の娘と父親の手に接吻する次男ピエールならびにジャンの足枷を解く獄吏、左方には失神した母親に気付薬を差出す青年ラヴェスと女中ジャンヌ、右方には入口を警戒する二名の兵士と獄室内に入りかけている一人の教誨僧が配されている、といったドラマチックな構図を有する。しかしこれはカルモンテルのそれよりむしろ空想的なものである。なぜならば、父親ジャンが刑場におもむく前に妻子と最後の対面をおこなうという事は有り得なかったからである。またアタナーズ・コクレル・フィス著『ジャン・カラスと彼の家族』(一八五八年刊)の末尾に附せられた文献目録中の本版画に関する脚註(第五一〇頁参照)によれば、カルモンテルの画ではカラス家の子供たちの顔立ちが母親似であるのに、ショドヴィエキの画では父親似となっている、と指摘されている。前のカルモンテルの画がどこまで肖像画として真実に近かったかは問題であるが、一応カルモンテルは事件当時の画家であるから、

やはりシヨドヴィエキの版画には芸術的にはともかく歴史的価値は与えられないであろう。

これら二葉の写真版はいずれもツールーズのポール・デュピュイ美術館のロベール・ミニジュレ氏の好意によって提供されたものである。他にも同氏よりツールーズ市の詳しい案内図(ただし現在の区劃による)やヴォルテール関係の版画の写真版が贈られてきたが、今回は以上の二葉にとどめておきたい。

第二面は、本論中に全文が引用邦訳されている証言命令書の写真版である。これは附録(二)で列挙する資料の一部としてツールーズのオート・ガロンヌ古文書館のブラキエール氏の好意で提供されたものである。本文はすでに紹介済みであるが、こうした印刷では判読に困難なはずであるから、見出しの三行と最下段の発行所名だけは転記しておく。(原文のまま)

Chefs de Monitoire

Que baille devant vous, Messieurs le Capitouls,

Le Procureur du Roi de la Ville.

A Toulouse, De l'imprimerie de la veuve de M^e Bernard

Pignon, avocat, seul Imprimeur du Roi et de la Ville, chés la Veuve Lecamus.

付録(二)

カラス事件を担当せるツールーズの町役人たちが書いた訴訟記録一切のマイクロフィルムがオート・ガロンヌ古文書館のH・ブラキエール氏の好意によって送られてきたが、それらは龐大な量にのぼるのみか判読に困難な日時を要するため、若干は本論中に引用されているが、さしあたりその目録のみを列記する。特に今迄の諸研究の要点あるいは盲点に関連すると思われる資料には*印を付しておいた。

- N° 1. Procès-Verbal relatif à la levée du cadavre de Marc-Antoine Calas, à la prestation de Serment des experts et à l'arrestation de Calas père, de son fils Cadet, de la Dame Calas, de leur servante, et des Sieurs Lavaysse et Cazeing, des 13 et 14 octobre 1761.
2. Premier interrogatoire de Jean Calas, père du 13 octobre 1761.
3. Premier interrogatoire de Gaubert Lavaysse du 13 octobre 1761.
4. Premier interrogatoire du Sieur Cazeing (Jean Pierre), du 13 octobre 1761.
5. Premier interrogatoire de Jeanne Viguinière, servante des Calas, du 13 octobre 1761.
6. Premier interrogatoire de Anne Rose Cabibel épouse de Jean Calas, du 13 octobre 1761.
7. Premier interrogatoire de Jean Pierre Calas, fils, du 13 octobre 1761.

8. Rapport des experts médecins, sur l'état du cadavre de Marc-Antoine Calas, du 14 octobre 1761.
- *9. Ordonnance d'écrou, contre Jean Calas, son épouse, son fils, la servante et le sieur François-Gaubert Lavaysse, du 14 octobre 1761.
- *10. *Brief intendit* du procureur du roi, concernant l'audition des témoins, du 14 octobre 1761.
11. Nomination du Sieur Lamarque Chirurgien, pour procéder à l'autopsie du cadavre de Marc-Antoine, du 15 octobre 1761.
- (bis). Assignations diverses. (14 au 26 octobre 1761)
12. Procès Verbal d'autopsie du cadavre de Marc-Antoine Calas, du 15 octobre 1761.
13. Cahier d'information, renfermant les dépositions de 86 témoins, 14 octobre au 7 Novembre 1761.
14. Décret de prise de corps rendu contre Calas père, Calas fils, dame Calas, Sieur Lavaysse et la servante des Calas, du 15 octobre 1761.
15. Deuxième interrogatoire de Calas père, sur écrou, du 15 octobre 1761.
- *16. Deuxième interrogatoire de Jean Pierre Calas, sur écrou, du 15 octobre 1761.
17. Deuxième interrogatoire d'Anne Rose Cabibel, l'épouse de Jean Calas, du 15 octobre 1761.
18. Deuxième interrogatoire de Jeanne Viguière, Servante des Calas, du 15 octobre 1761.
19. Deuxième interrogatoire du Sieur Gaubert Lavaysse, du 15 octobre 1761.

20. Requête du Procureur du roi et Ordonnance des Capitouls portant permission de faire une descente, dans la maison de Calas, 16 octobre 1761.
- *21. Verbal de transport contenant la mention des livres trouvés chez Calas, du 16 octobre 1761.
- *22. Original des chefs de monitoire du 17 octobre 1761.
23. Requête du Procureur du roi et Ordonnance permettant de faire publier le monitoire, du 17 octobre 1761.
24. Autre Requête adressée à l'Archevêque de Toulouse, au sujet du Monitoire, avec l'ordonnance du Vicaire général autorisant la publication, des 17 et 21 octobre 1761.
- *25. *Brief intendit* renfermant les questions à adresser aux accusés, du 17 octobre 1761.
26. Troisième interrogatoire de Jean Calas, père, du 17 octobre 1761.
27. Troisième interrogatoire de Jean Pierre Calas, fils, du 17 octobre 1761.
28. Troisième interrogatoire du Sieur Alexandre François Gaubert Lavaysse, du 20 octobre 1761.
29. Troisième interrogatoire de la servante Jeanne Viguière, du 20 octobre 1761.
30. Troisième interrogatoire d'Anne Rose Cabibel, épouse de Jean Calas, du 20 octobre 1761.
31. Quatrième interrogatoire de Jeanne Viguière, servante, du 23 octobre 1761.
32. Cette pièce manque (C'était, sans doute, la Requête du Sieur Lavaysse, citée à la fin des Réquisi-

- tions qui suivent) Cette requête était datée du 27 octobre 1761.
33. Réquisitions du Procureur du roi, sur la forme de procéder, du 27 octobre 1761 (Cette pièce porte aussi N° 32 et elle a été indiquée q. q. fois, sous ce N°) la Requête de Lavaysse formerait alors le Numéro 33.
 34. Dictum de Sentence sur la forme de procéder, du 27 octobre 1761.
 35. Expédié de la sentence avec l'exploit de signification, des 28 et 29 octobre 1761.
 - *36. 37. Exploits d'assignation des Témoins (octobre et novembre 1761)
 38. Cahier des Récolements, du 29 octobre au 7 novembre 1761.
 39. Confrontations faites au Sieur Calas, père, du 29 octobre au 5 novembre 1761.
 40. Confrontations faites à Jean Pierre Calas, fils cadet, des 29 octobre au 5 novembre 1761.
 41. Confrontations faites à la Dame Calas, des 29 octobre au 4 novembre 1761.
 42. Confrontations faites au Sieur Gaubert Lavaysse, du 29 octobre au 5 novembre 1761.
 43. Confrontations faites à Jeanne Viguière, servante des Calas, 29 octobre au 7 novembre 1761.
 - *44. Verbal dressé à l'effet de constater la longueur du cadavre de Marc-Antoine Calas, 4 novembre 1761.
 45. *Brief intendit* pour interroger le Sieur Laplaigne, prêtre, du 5 novembre 1761.

46. Requête et Ordonnance portant permission de faire inhumer le cadavre, des 6 et 7 novembre 1761.
- *46 (bis) Appel du Curé du Taur, relativement aux funérailles de Marc-Antoine Calas, 8 novembre 1761.
47. *Brief intendit* pour interroger Jean Calas père, du 7 novembre 1761.
48. *Brief intendit* pour l'interrogatoire de Jean Pierre Calas, fils, du 7 novembre 1761.
49. *Brief intendit* concernant l'interrogatoire de Gaubert Lavaysse, du 7 novembre 1761.
50. *Brief intendit* pour interroger la Dame Calas, du 7 novembre 1761.
51. *Brief intendit* concernant Jeanne Viguière, servante de Calas, du 7 novembre 1761.
52. Quatrième interrogatoire de Jean Calas, père, du 8 novembre 1761.
53. Quatrième interrogatoire de Jean Pierce Calas, fils, du 8 novembre 1761.
54. Quatrième interrogatoire de Gaubert Lavaysse, du 8 novembre 1761.
55. Verbal des vérifications faites dans le magasin de la famille Calas, du 8 novembre 1761.
56. Quatrième interrogatoire de la Dame Calas, du 9 novembre 1761.
57. Cinquième interrogatoire de Jeanne Viguière, servante des Calas, du 9 novembre 1761.
58. Cette pièce manque.
59. Confrontations entre Calas père, Calas fils et Gaubert Lavaysse, du 9 novembre 1761.

- 59 (bis). Confrontations entre Calas père et fils, le Sieur Lavaysse et la servante, du 9 novembre 1761.
- *59 (bis). Requête et Ordonnance annulant les deux confrontations qui précèdent, du 9 novembre 1761.
60. Confrontations entre Calas père et le Sieur Gaubert Lavaysse, du 10 novembre 1761.
61. Confrontations entre Calas père et le Sieur Gaubert Lavaysse, du 10 novembre 1761.
62. Confrontations entre Gaubert Lavaysse et Calas fils, du 10 novembre 1761.
63. Confrontations de Calas père avec sa servante Jeanne Viguière, du 10 novembre 1761.
64. Confrontations entre Jean Pierre Calas, fils cadet et Jeanne Viguière, du 10 novembre 1761.
- *65—72. Monitoires, avec les certificats de publications. Ceux qui portent les N^{os} 67 et 71 manquent.
- Les Monitoires sont datés des 9 et 10 novembre 1761.
- *73. Conclusions définitives du Procureur du Roi, contre les livres accusés, du 10 novembre 1761.
- *74. Interrogatoire sur la sellette, du Sieur Gaubert Lavaysse, du 18 novembre 1761.
75. Interrogatoire sur la sellette, de la Dame Calas, du 18 novembre 1761.
76. Interrogatoire sur la selltete, de Jean Pierre Calas, fils cadet, du 18 novembre 1761.
77. Interrogatoire sur la sellette, de Jean Calas père, du 18 novembre 1761.
78. Interrogatoire sur la sellette, de Jeanne Viguière, servante, du 18 novembre 1761.
- *79. Délibération du Conseil des Capitouls, du 18 novembre 1761.

*80. Sentence qui condamne Jean Calas père, Jean Pierre Calas fils cadet et la Dame Calas, à subir la question ordinaire et extraordinaire, Gaubert Lavaysse et Jeanne Viguière à être présentés à la question. — Appel *a minima* du procureur du Roi, contre la dite sentence du 18 novembre 1761.

付録(三)

本論においてもカラス事件に関連して生れた文学作品にいきまかふれてきたが、この領域の研究を徹底させるためには本論中に参照されている文献だけではもちろん不充足であるから、さしあたっての資料蒐集の足がかりとしては古いがやはりコクレルの『ビブリオグラフィ』特に詩・劇に関する文獻目録 (cf. op. cite, p. 501—503) が多少とも役立つであろう。その中から目星しい作品を以下に紹介しておきたい。

Jean Calas à sa femme et à ses enfants, héroïde, par Blin de Sainmore, 1765, Paris, de l'Imprimerie de Sébastien Jorry, rue et vis à vis la Comédie-Française, au Grand Monarque. 24 p. 8°.

Calas sur l'échafaud à ses juges, 1765, Veuve Pierre, Bayonne et Paris, 8p. 8°.

L'Ombre de Calas, le Suicide à sa famille et à son ami dans les fers, précédé d'une lettre à M. de Voltaire, à Amsterdam. et se vend à Paris chez Cailleau, Libraire, rue du Foin St Jacques à St André, MDCCLXV, 16p. 8° (par Pierre-Jean-Baptiste Nougaret)

Lettre d'un Cosmoplite à l'Ombre de Calas, 1765, 8p. 8° (par Bernard Louis Verlac de la Bastide)

Epître à M. de Voltaire, sur la réhabilitation de la famille Calas, par la Harpe, 1765.

Histoire des Malheurs de la famille de Calas, etc., précédée de: *Marc Antoine Calas le suicide à l'Univers*, héroïde, par Edouard-Thomas Simon, 1766, 8°.

Un déjeuner à Ferney en 1765, ou la Veuve Calas chez Voltaire, esquisse dramatique en un acte et en vers, par Alexandre Duvoisin-Calas, Le Mans, Imprimerie de Monnoyer, 1832, 48 p. 8°.

La mort de Calas, tragédie bourgeoise traduite de hollandais en français, par le Chevalier d'Estimanville de B., à Leyde chey C. van Hoogeveen, 1780.

Les Calas, drame en trois actes et en prose, par M. de Brumore, 1778, 8°, Berlin.

Les Salver, ou la Faute réparée, drame en 3 actes et en prose, par M. de Brumore, 1778, 8°, Berlin.